履　修　要　覧

令 和 2 年 度
（2020）

IBU
INTERNATIONAL
BUDDHIST
UNIVERSITY

四天王寺大学大学院

授業時間・定期試験時間

	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限
授 業 時 間	9:10～10:40	10:55～12:25	13:15～14:45	15:00～16:30	17:30～19:00	19:10～20:40
定期試験時間	9:10～10:10	10:55～11:55	13:15～14:15	15:00～16:00	17:30～18:30	19:10～20:10

教務課受付対応窓口について

教務課窓口受付について

教務課受付時間：9：00～20：30
月曜日～金曜日・祝日除く
土曜日　9：00～17：30
受付時間外の問い合わせには対応できません。
※11：35～12：25 は当番者のみでの対応になります。

教務課へ用件がある場合は、教務課入口（4 号館側）のモニターの案内表示に従い、担当受付窓口で問い合わせてください。受付窓口以外では対応できませんので、順番に並んでください。
※窓口の位置は変更することがありますので、モニターで必ず確認して下さい。

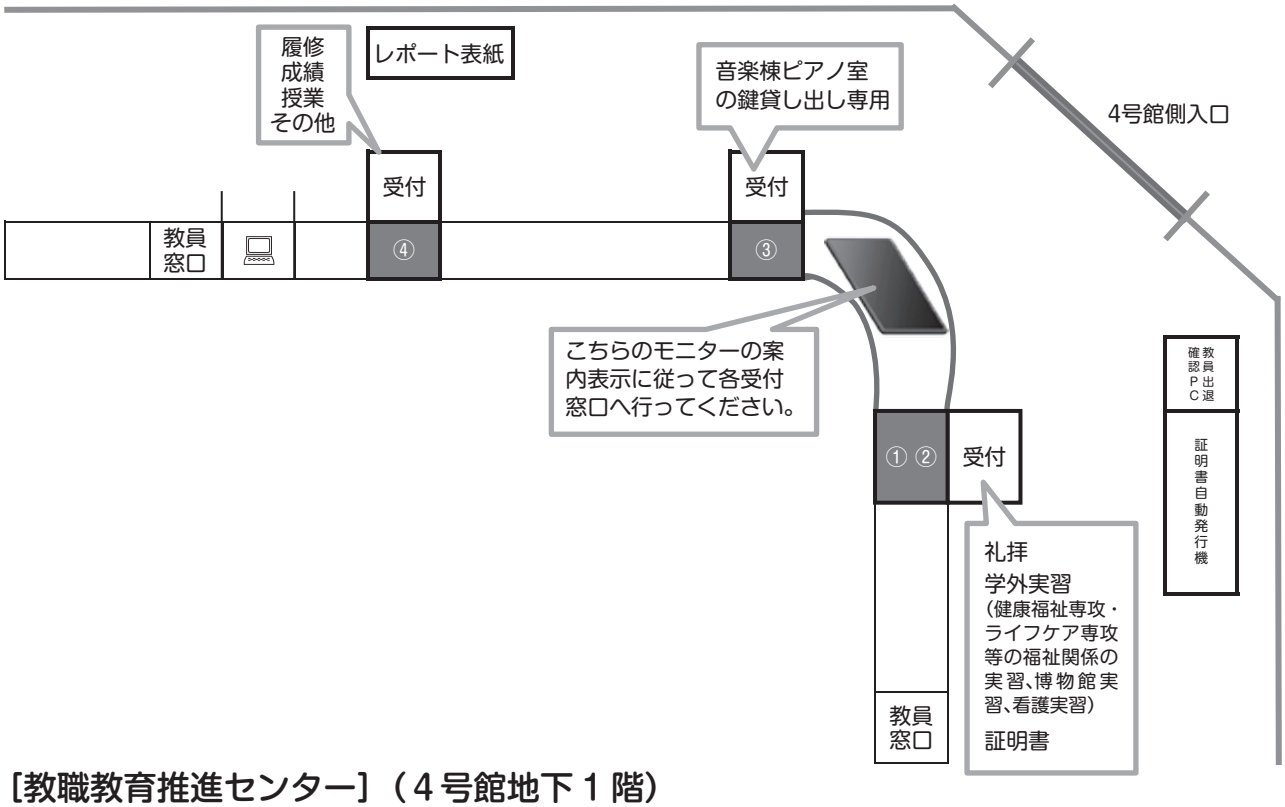

［教職教育推進センター］（４号館地下１階）

受付内容

① 学外実習（教育実習、介護等体験、臨床実習、保育実習等）
② 教員採用試験及び対策講座等に関すること。
③ 学校インターンシップ、学校ボランティア等に関すること。

目次

令和２年度学年暦……2

人文社会学研究科　人間福祉学専攻……3

Ⅰ　人間福祉学専攻の概要……3

Ⅱ　履修要項　（令和２年度・平成３１年度入学生用）

１　履修の方法と単位修得 ……8

２　博士前期課程の科目と履修 ……9

３　博士後期課程の科目と履修 …… 12

4-1　授業科目一覧　（令和２年度入学生用） …… 19

4-2　授業科目一覧　（平成３１年度入学生用） …… 22

Ⅲ　履修要項　（平成３０年度以前入学生用）

１　履修の方法と単位修得 …… 26

２　博士前期課程の科目と履修 …… 27

３　博士後期課程の科目と履修　令和２年３月３１日までの満期退学生用 …… 29

４　授業科目一覧 …… 34

看護学研究科　看護学専攻…… 37

Ⅰ　看護学専攻の概要…… 37

Ⅱ　履修要項

１　履修の方法と単位修得 …… 44

２　博士前期課程の科目と履修 …… 45

2-1　博士前期課程　履修モデル（基盤看護学分野） …… 48

2-2　博士前期課程　履修モデル（生涯発達看護学分野） …… 49

2-3　博士前期課程　履修モデル（広域看護学分野） …… 50

2-4　博士前期課程修了（標準修業年限２年）の基本スケジュール …… 51

2-5　博士前期課程修了（長期履修３年）の基本スケジュール …… 52

３　博士後期課程の科目と履修 …… 53

3-1　博士後期課程　履修モデル例 …… 56

3-2　博士後期課程修了の基本スケジュール …… 57

４　授業科目一覧

【博士前期課程　研究者コース】 …… 58

【博士前期課程　専門看護師コース（精神看護学・老年看護学・災害看護学）】 …… 60

【博士後期課程】 …… 62

学則・諸規程等

四天王寺大学大学院学則…… 64

四天王寺大学大学院単位の修得に関する規程…… 78

四天王寺大学大学院学位規程…… 81

四天王寺大学大学院研究生および特別研究生に関する規程…… 85

四天王寺大学大学院人文社会学研究科長期履修生に関する規程…… 87

四天王寺大学大学院看護学研究科長期履修生に関する規程…… 88

四天王寺大学大学院修士および博士学位論文の審査基準に関する細則…… 89

四天王寺大学大学院課程博士学位授与に関する細則…… 91

四天王寺大学大学院課程を経ない者への博士学位授与に関する細則…… 95

四天王寺大学ティーチング・アシスタント実施要項 …… 99

令和２年度　大学院　学年暦　（令和２年４月 ～ 令和３年３月）

※コロナウイルスの影響により、日程は変更になることがあります。変更の場合は、IBU.netにて連絡します。ご注意下さい。

夏学期

令和２年

4 月 1日 (水)	入学式･オリエンテーション 看護前期･後期／指導教員選定届提出 (4/1 ～ 4/4)
4 月 4日 (土)	夏学期開講･健康診断
4 月 7日 (火) ～	人文前期･後期：指導教員選定(変更)届提出 人文前期：研究題目届提出
4 月10日 (金)	履修登録期間(4/7 ～ 10)
4 月 8日 (水)	釈尊降誕会
4 月16日 (木) 4 月17日 (金)	夏学期履修登録訂正
4 月18日 (土)	平常授業･新入生：授戒会
4 月29日 (水)	通常授業
5 月11日 (月) ～	人文前期：長期履修願提出 人文前期：研究計画書提出 人文前期論文題目届提出
5 月16日 (土)	人文後期：論文研究計画書提出
6 月 6日 (土)	人文前期：外国語試験
7 月 4日 (土)	補講日
7 月22日 (水)	夏学期終講
9 月12日 (土)	夏学期学位授与式

冬学期

令和２年

9 月12日 (土)	冬学期入学式(9 月入学生)
9 月15日 (火)	オリエンテーション
9 月15日 (火) ～ 9 月18日 (金)	冬学期履修登録
9 月18日 (金)	冬学期開講
9 月29日 (火)	人文後期：博士論文の学位授与申請締切日
9 月30日 (水) ～ 10月 1日 (木)	冬学期履修登録訂正
10月15日 (木)	人文前期：修士論文題目変更届提出
10月16日 (金)	月曜日授業
10月31日 (土)	終日休講(大学祭準備)
11月 1日 (日) ～ 11月 3日 (火)	大学祭(終日休講)
11月 4日 (水)	終日休講(大学祭後片付け)
11月 7日 (土)	人文前期：外国語試験
11月19日 (木)	月曜日授業
11月24日 (火)	人文後期：課程修了以外の論文提出締切日
12月 2日 (水)	午前：休講
12月 8日 (火)	釈尊成道会
12月 9日 (水)	人文後期：博士学位申請締切日
12月25日 (金)	補講日
12月26日 (土)	12 月授業終了

令和３年

1 月 4日 (月)	1 月授業再開
1 月12日 (火) ～ 1 月15日 (金)	人文前期：修士論文提出･要旨提出
1 月16日 (土)	終日休講
1 月20日 (水)	冬学期終講
1 月21日 (木) ～ 1 月28日 (木)	冬学期定期試験
1 月30日 (土) ～ 2 月 3日 (水)	口述試験
2 月 4日 (木) ～ 2 月 6日 (土)	人文後期：博士年次研究経過報告書提出
2 月15日 (月)	釈尊涅槃会
2 月22日 (月)	聖徳太子御聖忌･学園創立記念日
2 月26日 (金)	人文後期：単位修得満期による退学願提出締切日
3 月12日 (金)	人文：研究生願提出締切日
3 月13日 (土)	学位授与式

＊聖徳太子讃仰会・・・・・・毎月 22 日

＊学年暦は、「大学院学則」第 3 章の規定に基づくものである。学年暦の変更は、その都度掲示する。

＊毎週土曜日および終日休講の日は、事前に連絡の上、補講を実施する場合はあります。

＊実習は平常の授業以外の日程で行う場合があります。

＊令和 2 年度夏学期定期試験については、東京オリンピック、パラリンピック競技大会特別措置法により実施しません。

人文社会学研究科
人間福祉学専攻

Ⅰ　人間福祉学専攻の概要

本学の教育方針

教育（専攻）の目的

人間・福祉・仏教をキーワードに、社会福祉の理論と実践に関する高度な学識を養い、社会福祉における基礎的・体系的な研究能力を備えた社会福祉各領域の専門家及び指導者の養成を目的とする。

「修了認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）

本研究科は、建学の精神である「和の精神」を大切にしながら、社会福祉の独自性・専門性を身につけ、精深な学識ならびに広い視野をもち専門的な業務に従事するに必要な研究能力を修得した福祉専門職、研究者、教育者となる人材を育成する。

博士前期課程

① 基本的・体系的な研究能力を修得している。

仏教精神に基づいた自立と共生についての理解を深め、基本的・体系的な研究能力を修得している。

②社会福祉に関する高度な専門性を修得している。

社会福祉の各領域・分野における専門知識、問題解決能力、社会福祉実践能力などの高度な専門性を修得している。

③指導的役割を担う力を修得している。

社会福祉の実践の場において指導的役割を担い、スーパービジョンができる。

博士後期課程

① 精深な学識と高度な研究能力を修得している。

仏教精神に基づいた自立と共生についての理解を深め、広い視野に立つ精深な学識と高度な研究能力を修得している。

② 社会福祉に関する高度な専門性と研究を継続していく力を修得している。

社会福祉の各領域・分野における高度な専門性をもち、変化し続ける社会状況における様々な社会福祉問題の研究を継続していく力を修得している。

③ 明確な研究テーマと新たな知見を生み出す力を修得している。

明確な研究テーマを持ち続けることにより、先見的かつ実証的な社会福祉に関する新たな知見を継続して生み出していく力を修得している。

「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）

本研究科における「修了認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）で掲げた人材を養成するために、人間福祉をキーワードとし、各専門分野を体系的に網羅した授業科目を配置した教育課程編成をおこなっている。

博士前期課程

1）社会福祉の理論と実践に関する高度な学識を養い、社会福祉における基礎的・体系的な研究能力を備えた研究者ならびに高度の専門性を有する社会福祉各領域の専門家及び指導者の養成を目的とした専門科目を配置している。

2）カリキュラムは「基礎理論分野」「政策･制度分野」「援助技術分野」の３分野を中心に編成し、それぞれに専門講義科目、専門演習科目、専門研究科目を開講している。

博士後期課程

1）専門的な研究指導のもと博士前期課程における研究を深化させ、社会福祉の専門研究者として自立して継続的に研究する能力を養い、その学問的体系を構築しうる高度の見識と豊かな学識を具備する研究者・教育者ならびに高度の研究能力と指導力を持つ専門的人材養成を目的とした教育課程を編成している。

2）カリキュラムは「基礎理論分野」「政策･制度分野」「援助技術分野」の３分野を中心に編成し、それぞれに特殊研究科目、特殊演習科目、特殊講義科目を開講している。

「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）

本学の建学の精神と本研究科における育成する人材、「修了認定･学位授与の方針」（ディプロマ･ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、受け入れる入学者に次のような能力を求める。

博士前期課程

1）人と人が切り離され孤立していくことが多い現代社会において、本学の建学の精神である仏教精神、すなわち自己を知り他者を尊重する精神を持ち、それを実現できる人

2）社会福祉の基礎知識と総合的な学力及び理論的・実践的に研究する能力を持ち、研究に対する真摯な姿勢を持ち、学究に努力する人

3）少子高齢化、グローバリゼーションの進展等により増大する生活課題に関する社会福祉の向上に対しての熱意を持ち、それを実現できる人

博士後期課程

1）本学の建学の精神である仏教精神、すなわち自己を知り他者を尊重する精神を持ち、且つ研究に対する真摯な姿勢を持ち、学究に努力する人

2）社会福祉領域に関する高度な専門知識と研究能力を身につけ、優れた研究を行うことができる人

3）様々な社会問題・生活問題に対する知見を備え、その解決のために自ら問題点を発見し、それを解決しうる高い能力を持っている人

人文社会学研究科
人間福祉学専攻

Ⅱ　履修要項
（令和２年度・平成 31 年度入学生用）

1　履修の方法と単位修得

履修方法	⑴ 履修する科目については、定められた期間にIBU.netで履修登録を完了すること。 履修訂正期間後の履修登録変更は認められない。 夏学期　登録期間：4 月 7 日(火)9：00 ～ 4 月10日(金)24：00 訂正期間：4 月16日(木)9：00 ～ 4 月17日(金)24：00 冬学期　登録期間：9 月15日(火)9：00 ～ 9 月18日(金)24：00 訂正期間：9 月30日(水)9：00 ～10月 1 日(木)24：00 ⑵ 履修登録の際には、事前に主たる研究指導教員への報告を必要とする。
単位修得	⑴ 単位の認定は、授業への出席と、試験またはレポートの提出等をもっての合格によって行われる。 ⑵ 単位の修得および試験については、別に定める「四天王寺大学大学院単位の修得に関する規程」による。（ｐ.78参照）
成績の評価	本学の成績評価は、以下の基準に基づいて行う。

評価	基　準
秀	目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている（90点以上）
優	目標を十分に達成している（80点以上90点未満）
良	目標を達成している（70点以上80点未満）
可	目標を最低限度達成している（60点以上70点未満）
不合格	目標を達成していないので再履修が必要である（60点未満）

2　博士前期課程の科目と履修

履修科目	⑴ 授業科目群は、専門講義科目（以下「特論」という。）、専門演習科目（以下「演習」という。）、専門研究科目によって構成され、各科目は半期で２単位となる。（ｐ.19・20、22・23 参照） ⑵ 授業は次の要領で履修し、合計32単位以上を修得しなければならない。 ①演習12単位：主研究指導教員の担当する科目を 2 年間にわたって 8 単位履修する。 加えて副研究指導教員の担当する演習科目４単位を履修する。 ②特論８単位：主研究指導教員の担当する科目を４単位と、主研究指導教員の指定した科目を４単位履修する。 ③選択科目12単位：演習および上記②を除く授業科目より３科目12単位を履修する。 ⑶ １年次においては、履修登録制限を24単位以内とする（学部の履修登録を含まない）。 ⑷ 主研究指導教員の講義科目は「○○○研究Ⅰ・Ⅱ」（例：「社会福祉学研究Ⅰ・Ⅱ」など）を履修すること。 副研究指導教員の講義科目は「○○○研究Ⅲ・Ⅳ」（例：「社会福祉学研究Ⅲ・Ⅳ」など）を履修すること。 選択科目として講義科目を履修する場合は、「○○○研究Ⅰ・Ⅱ」（例：「社会福祉学研究Ⅰ・Ⅱ」など）を履修すること。 ⑸ 各科目は「Ⅰ・Ⅱ」を合わせて履修すること。 ⑹ 同じ教員の同一科目は重複して履修することはできない。 ⑺ 履修に関しては主研究指導教員の指導を受けること。
指導教員の選定	⑴ １年次においては、主・副研究指導教員の教員を選定し、「研究指導教員選定・研究題目届」を所定の期間内に教務課へ提出する。 ⑵ ２年次において研究指導教員に変更があった場合は、教務課へ申し出の上、所定の期間内に変更手続きをすること。 提出期間：４月７日（火）～４月10日（金） 10時～20時30分 ⑶ 主・副研究指導教員の教員は石田 晋司・上續 宏道・笠原 幸子・田原 範子・原 順子・平川 茂・和田 謙一郎の７名から選定すること。
年次研究の計画書（１年次生）	１年次生は年度初めに「研究計画書」を、所定の表紙をつけて教務課へ提出する。表紙には主・副研究指導教員の署名・押印を必要とし、様式は研究課題および具体的な研究計画とする。 提出期間：５月18日（月）～５月23日（土）
外国語試験	年２回外国語試験を実施する。この試験に合格していない者は、修士論文を提出することができない。なお、不合格者は何回でも受験することができる。

	試験実施日：6月6日(土)、11月7日(土) なお、専門研究科目「社会福祉学文献研究Ⅰ・Ⅱ(外書)」の単位修得をもって、外国語試験合格に替えることができる。
前期課程の修了要件	博士前期課程に2年以上在学し、所定の科目について32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文または特定の課題についての研究成果を提出し、その審査および最終(口述)試験に合格しなければならない。 口述試験：1月30日(土)～ 2月3日(水)
修士論文の執筆（修了年次生）	⑴ 修士論文の作成に当たっては、研究指導教員の指導を受けて、その同意のもとに、研究の内容・方法・参考文献などの大綱を記述した修士論文研究計画書を作成しなければならない。 ⑵ 研究計画書は、課程修了の予定年次の定められた期日までに、「修士論文題目届」および「修士論文研究計画書」を、所定の表紙をつけて教務課へ提出する。表紙には主・副研究指導教員の教員の署名・押印を必要とする。 ⑶ 研究指導教員は、研究計画書等により、論文作成の指導ないし助言を行うものとする。 ⑷ 論文題目は、主研究指導教員が必要と認めるときは、その変更が認められる。論文題目を変更しようとする者は、所定の期間に教務課へ提出しなければならない。 提出期間：修士論文題目届／修士論文研究計画書　5月11日(月)～5月16日(土) 修士論文題目変更届　10月15日(木)
修士論文の提出（修了年次生）	「修士論文」および「要旨」等は以下のとおり、所定の期間に教務課へ提出する。 ⑴ 所定の表紙をつけ、所定のファイルに綴じること。その場合、主・副研究指導教員の署名・押印を必要とする。 ⑵ 提出物 ①修士論文　正副1部ずつとし、副はコピーで可 ②要旨　1部 ③修士論文提出証(受領証) ④製本用データファイル(CD-ROM) ⑶ 修士論文の体裁 用紙と文字数　A4サイズ40,000字以上 文字サイズ　12ポイント　一行34文字×30行 余白　上35mm. 下30mm. 左右30mm. 頁番号　下中央 図表　番号をつけ、当該頁に挿入のこと。 本文　本文の構成は自由であるが、目次を最初に掲載すること。

	⑷ 修士論文要旨の体裁 修士論文の目次を最初に掲載すること。 用紙と文字数　　A4サイズ8,000字程度 以下、修士論文と同様。 提出期間：１月12日（火）～１月15日（金）
修士論文の審査基準	修士論文の審査基準は以下のとおりとする。 ⑴ 研究課題、目的及びその意義が明示されている。 ⑵ 科学的研究手法に則って、研究が実施されている。 ⑶ 四天王寺大学倫理審査委員会の原則、承認を経て、研究が実施されている。 ⑷ 研究実施の過程と研究成果が明示されている。 ⑸ 学術論文体系の則って記述されている。 ⑹ 申請者の新たな知見に加え、そこに創造性が認められるか。
特定の課題	社会人学生は、「特定の課題」についての研究成果の審査をもって、修士論文の審査に替えることができる。「特定の課題」についての研究成果の審査を受けようとする者は、研究科長ならびに研究指導教員と相談すること。

3　博士後期課程の科目と履修

履修科目	⑴ 授業科目群は、特殊研究科目、特殊演習科目および特殊講義科目によって構成される。 ⑵ 特殊演習科目の内、研究指導教員の担当する１科目を３年間にわたって１２単位履修しなければならない。 ⑶ 特殊研究科目については、研究テーマに応じて履修することができる。
指導教員の選定	⑴ １年次においては、主・副研究指導教員を選定し、「研究指導教員選定届」を所定の期間内に教務課へ提出する。 ⑵ ２年次以降に研究指導教員の変更があった場合は、教務課へ申し出の上、所定の期間内に変更手続きをすること。 提出期間 ：４月７日（火）～４月10日（金）　10時 ～20時30分 ⑶ 主研究指導教員は笠原 幸子・田原 範子・原 順子・和田 謙一郎の４名から選定すること。 副研究指導教員は笠原 幸子・田原 範子・原 順子・和田 謙一郎・上續 宏道・平川 茂の６名から選定すること。
年次研究の計画書と年次研究経過報告書の提出	博士後期課程在学生並びに研究生は、定められた期間に「年次研究計画書」ならびに「年次研究経過報告書」を提出しなければならない。 「年次研究計画書」は、所定の表紙をつけて10,000字以内に研究課題および具体的な研究計画内容を記述し、表紙には論題名と主・副研究指導教員の教員による署名・押印の上、教務課に提出すること。 提出期間 ：年次研究計画書　５月11日（月）～５月16日（土） 年次研究経過報告書　２月４日（木）～２月６日（土）
外国語試験	年２回外国語試験を実施する。この試験に合格していない者は、博士論文を提出することができない。なお、不合格者は何回でも受験することができる。 受験資格は、博士後期課程在学生ならびに研究生とする。 試験日については別途指示する。 ※博士前期課程の社会福祉学文献研究２（外書）の単位取得者、または外国語試験合格者は、博士後期課程の外国語試験合格とみなす。 ※他大学大学院または他分野からの博士後期課程入学生については、院生の研究テーマにあわせた外国語試験を主・副研究指導教員が出題し試験を実施する。
学位審査の資格要件	学位審査申請には、次の各号のすべての用件を満たしていなければならない。 ⑴ 研究科博士後期課程の３年次以上に在学し、学位申請日の属する年度末までの通算在学期間が原則６年以内であること。ただし、満期退学者については、最初に博士後期課程に入学した日から原則６年以内に申請すること。

	⑵ 学位審査申請について主・副研究指導教員の教員２人以上の承諾を得ていること。
学位審査手続	⑴ 博士の学位審査は、次に掲げる書類の提出によって行う。 ① 学位審査申請書　１部 ② 博士学位論文　３部（正本１部、副本２部以上）以上 ③ 博士学位論文要旨　３部（正本１部、副本２部以上）以上 ④ 研究業績一覧およびその概要　３部（正本１部、副本２部以上）以上 ⑤ 履歴書　３部（正本１部、副本２部以上）以上 ⑥ 審査手数料領収書　１部（コピー１部） ⑵ 博士論文の体裁 用紙と文字数　A4 サイズ　100,000 字以上 文字サイズ　12 ポイント　一行 34 文字× 30 行 余白　上 35mm.　下 30mm.　左右 30mm. 頁番号　下中央 図表　一つひとつに番号をつけ、当該頁に挿入のこと。 本文　本文の構成は自由であるが、目次を最初に掲載すること。 ⑶ 博士論文要旨の体裁 博士論文の目次を最初に掲載すること。 用紙と文字数　A4 サイズ　8,000 字程度 以下、博士論文と同様。 学位審査申請提出締切日：12月９日（水）
論文題目変更	博士論文の題目変更は、所定の期間に教務課へ提出する。指導教員の署名・押印を必要とする。 変更締切　10月15日（木）
博士学位論文の審査基準	博士学位論文の審査基準は以下のとおりとする。 ⑴ 人間福祉学における博士としての十分な知識と研究能力を有し、人間福祉学の発展に貢献できる。 ⑵ 四天王寺大学倫理審査委員会の原則、承認を経て、研究が実施されている（人を対象とした研究の場合）。 ⑶ 研究の背景・意義について、先行研究の検討に基づいて明確に記述されている。 ⑷ 先行研究や資料が適切に取り扱われており、当該研究分野における研究の水準に達している。

	⑸ 当該研究領域の博士論文として、独自の研究結果に基づき一貫した論旨で構成されている。 ⑹ 当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、新規性、創造性、重要性、有用性が認められる。 ⑺ 論文審査委員会においての発表や質疑応答の内容が適切である。
学位審査	博士論文の審査（公開）を行い、学位授与の可否について審査する。
後期課程の修了要件	博士後期課程に３年以上在学し、所定の科目について12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査および最終（口述）試験に合格しなければならない。
単位修得満期退学	３年以上在学し、その間正規の研究指導を受け、所定の科目について必要な単位（必修１２単位以上）を修得し、かつ「年次研究経過報告書」を提出して、認定を受けた場合、単位修得満期の退学願を提出することができる。 依願退学願提出期限　：　２月26日（金）
課程修了以外の論文審査	博士学位論文については、博士後期課程修了によるもののほかに、論文審査とそれに伴う試験・試問によるものがある。 提出期限　：　11月24日（火）

【博士前期課程】

	教育研究領域		
	基礎理論分野	政策・制度分野	援助技術分野
専門講義科目（特論）	社会福祉学原論※ 社会保障論 社会事業史研究※	老人福祉論※ 人権問題論 福祉教育研究 地域共生研究	社会福祉援助論※ 社会福祉援助技術論 社会福祉専門性研究 精神保健福祉研究
専門演習科目	社会保障論	人権問題論 福祉教育研究 地域共生研究	社会福祉援助技術論 社会福祉専門性研究 精神保健福祉研究
専門研究科目	人間福祉学英語研究	社会福祉調査法研究 社会福祉学文献研究（和書） 社会福祉学文献研究（外書）	

※　2020年度開講せず

1　専門講義科目（特論）と専門演習科目

専門講義科目（特論）とリンクする専門演習科目では大学院生の個々の研究テーマに基づき、次の３分野に十分な配慮をもって研究指導する。

① 基礎理論分野においては、社会福祉の社会的・歴史的意義と役割

② 政策・制度分野においては、社会福祉の制度・政策的側面の研究、国際的な社会福祉政策の比較研究、地域医療・保健・福祉組織化論の展開

③ 援助技術分野においては、社会福祉の理論や実践的技術

2　専門研究科目

個々の院生の研究課題である内外の文献・事件（判例）・調査方法等についての講義と併せて、大学院生の発表・討論も含めた形で授業を展開する。

【博士前期課程研究の流れ】

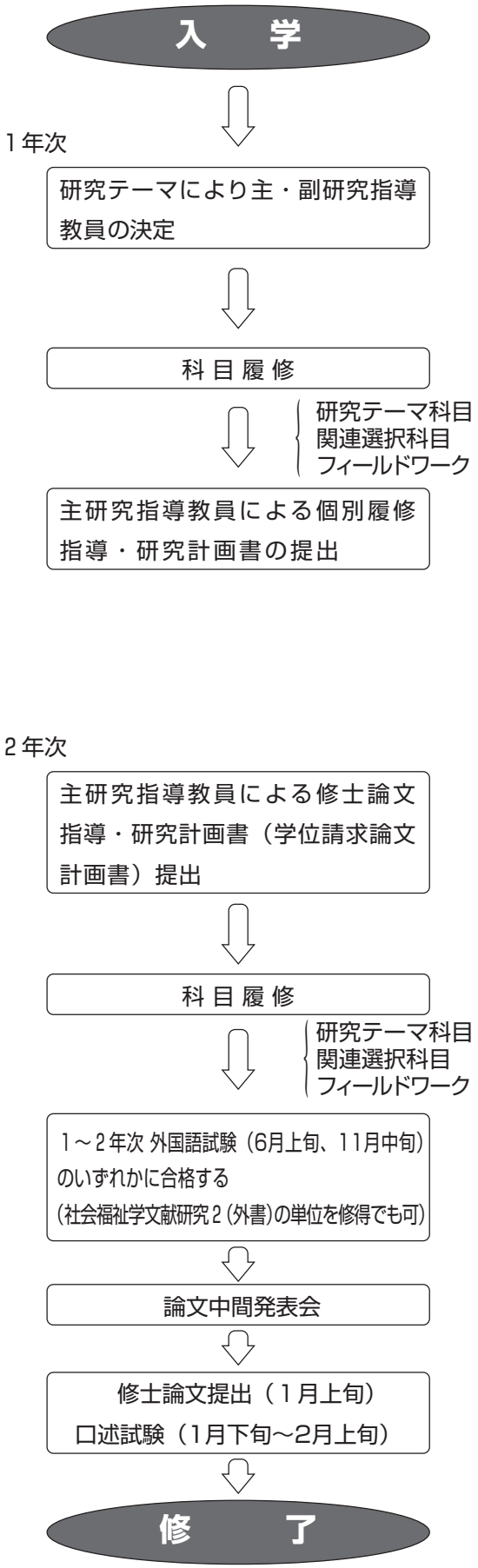

《社会福祉施設専門職を希望するケース》

例

【主・副研究指導教員の決定】

〔研究テーマ科目〕

社会福祉援助技術論(社会福祉援助技術研究Ⅰ・Ⅱ)

社会福祉援助技術論(社会福祉専門演習Ⅰ・Ⅱ)

〔関連選択科目〕

社会福祉専門性研究(社会福祉援助技術研究Ⅲ・Ⅳ)

社会福祉専門性研究(社会福祉専門演習Ⅲ・Ⅳ)

主研究指導教員・・・原 順子

副研究指導教員・・・笠原 幸子

【研究計画書】

院生各自が、主として研究するテーマに対し研究計画を立てる。主研究指導教員から、その研究テーマの選択・決定及び研究計画について、研究の目的・研究内容等、具体的な指導を受ける。

【履修内容＆履修年次】

(研究テーマ科目)

援助技術分野

社会福祉援助技術論(社会福祉援助技術研究Ⅰ・Ⅱ)…1年次

社会福祉援助技術論(社会福祉専門演習Ⅰ・Ⅱ)…1・2年次

(関連選択科目)

援助技術分野

社会福祉専門性研究(社会福祉援助技術研究Ⅲ・Ⅳ)…1～2年次

社会福祉専門性研究(社会福祉専門演習Ⅲ・Ⅳ)…1～2年次

政策・制度分野

地域共生研究(社会福祉政策・制度研究Ⅰ・Ⅱ)…1～2年次

人権問題論(社会福祉政策・制度研究Ⅲ・Ⅳ)…1～2年次

その他

社会福祉調査法研究Ⅰ・Ⅱ……1～2年次

【博士後期課程】

	教育研究領域		
	基礎理論分野	政策・制度分野	援助技術分野
特殊研究科目	社会福祉学原論※ 社会保障論 社会事業史研究※	老人福祉論※ 人権問題論 福祉教育研究 地域共生研究	社会福祉援助論※ 社会福祉援助技術論 社会福祉専門性研究
特殊演習科目	社会保障論	地域共生研究	社会福祉援助技術論 社会福祉専門性研究
特殊講義科目	社会福祉学文献特殊研究		

※　2020年度開講せず

特殊研究科目と特殊演習科目

特殊研究科目とリンクする特殊演習科目では大学院生の個々の研究テーマに基づき、次の3点に十分な配慮をもって研究指導する。

① 基礎理論分野においては、社会福祉の社会的・歴史的意義と役割

② 政策・制度分野においては、社会福祉の制度・政策的側面の研究、国際的な社会福祉政策の比較研究、地域医療・保健・福祉組織化論の展開

③ 援助技術分野においては、社会福祉の理論や実践的技術

四天王寺大学および四天王寺大学短期大学部の科目履修について

1．四天王寺大学（以下「大学」という。）と四天王寺大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）で開講されている科目の履修を希望する場合は、大学および短期大学部において、その授業を履修すべき学生の学修に支障のない場合に限り、科目担当者の許可を得て科目等履修生として履修登録をし、受講することができます。
※教育学部、および短期大学部保育科、生活ナビゲーション学科ライフケア専攻の開講科目は履修できません。

2．単位を修得するには、学期の始めに大学院科目とは別に履修登録をしなければなりません。履修登録の方法については、次の「履修登録票の記入および提出について」を熟読し、提出期限内に履修登録願を教務課に提出してください。

3．履修登録を行わなかった場合や提出期限に遅れた場合は、その学期の授業科目の履修は一切認められません。
なお、単位の修得はできませんが、科目担当教員の承諾を得れば聴講することはできます。

4．科目等履修登録料および科目等履修料は免除します。
ただし、その科目の履修に際して必要な教材費など、授業料以外に別途徴収される費用がある場合は、これを支払わなければなりません。

5．履修および提出期間等についての質問は事前に教務課まで問い合わせてください。

履修登録願の記入および提出について

履修登録願に記入

↓

（注意）履修登録願は教務課に設置
時間割に変更がないか、教務課で確認

履修登録願を教務課に提出

夏学期提出期間	4月7日（火）～4月10日（金）
冬学期提出期間	9月15日（火）～9月18日（金）

注意 ⑴ 履修登録期間中に履修登録願を提出しなかった場合は、その授業科目の履修ができなくなります。したがって、試験等の受験資格は認められず、単位も認定されません。
⑵ 履修登録の変更は認められません。
⑶ 成績表は大学院のものとは別に発行されますので注意してください。

4－1　授業科目一覧　（令和2年度入学生用）

【博士前期課程】

	授業概要コード	授業科目		単位数	担当者	身につけるべき能力			履修方法
						①	②	③	
専門講義科目	AB010	社会福祉学研究Ⅰ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	◎	○	専門演習の内、主指導教員が担当する科目8単位と、それに関連する演習4単位、社会福祉学研究、社会福祉政策・制度研究、および社会福祉援助技術研究の専門講義科目うち8単位計20単位を含め、32単位以上（専門研究科目も含む）を履修しなければならない。
		社会福祉学研究ⅠA	社会事業史研究	2	※				
		社会福祉学研究ⅠB	社会福祉学原論	2	※				
	AB040	社会福祉学研究Ⅱ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	◎	○	
		社会福祉学研究ⅡA	社会事業史研究	2	※				
		社会福祉学研究ⅡB	社会福祉学原論	2	※				
	AB070	社会福祉学研究Ⅲ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	◎	○	
	AB100	社会福祉学研究Ⅳ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	◎	○	
	AB130	社会福祉政策･制度研究Ⅰ	地域共生研究	2	田原　範子	○	◎	○	
	AB131	社会福祉政策･制度研究Ⅰ	人権問題論	2	平川　茂	○	◎		
	AB132	社会福祉政策･制度研究Ⅰ	福祉教育研究	2	上續　宏道	○	◎	○	
		社会福祉政策･制度研究ⅠA	老人福祉論	2	※				
	AB160	社会福祉政策･制度研究Ⅱ	地域共生研究	2	田原　範子	○	◎	○	
	AB161	社会福祉政策･制度研究Ⅱ	人権問題論	2	平川　茂	○	◎		
	AB162	社会福祉政策･制度研究Ⅱ	福祉教育研究	2	上續　宏道	○	◎	○	
		社会福祉政策･制度研究ⅡA	老人福祉論	2	※				
	AB190	社会福祉政策･制度研究Ⅲ	地域共生研究	2	田原　範子	○	◎	○	
	AB191	社会福祉政策･制度研究Ⅲ	人権問題論	2	平川　茂	○	◎		
	AB192	社会福祉政策･制度研究Ⅲ	福祉教育研究	2	上續　宏道	○	◎	○	
	AB220	社会福祉政策･制度研究Ⅳ	地域共生研究	2	田原　範子	○	◎	○	
	AB221	社会福祉政策･制度研究Ⅳ	人権問題論	2	平川　茂	○	◎		
	AB222	社会福祉政策･制度研究Ⅳ	福祉教育研究	2	上續　宏道	○	◎	○	
	AB250	社会福祉援助技術研究Ⅰ	精神保健福祉研究	2	石田　晋司	○	◎	○	
	AB251	社会福祉援助技術研究Ⅰ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	◎	○	
	AB252	社会福祉援助技術研究Ⅰ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	◎	○	
		社会福祉援助技術研究ⅠA	社会福祉援助論	2	※				
	AB280	社会福祉援助技術研究Ⅱ	精神保健福祉研究	2	石田　晋司	○	◎	○	
	AB281	社会福祉援助技術研究Ⅱ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	◎	○	
	AB282	社会福祉援助技術研究Ⅱ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	◎	○	
		社会福祉援助技術研究ⅡA	社会福祉援助論	2	※				
	AB310	社会福祉援助技術研究Ⅲ	精神保健福祉研究	2	石田　晋司	○	◎	○	
	AB311	社会福祉援助技術研究Ⅲ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	◎	○	
	AB312	社会福祉援助技術研究Ⅲ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	◎	○	
	AB340	社会福祉援助技術研究Ⅳ	精神保健福祉研究	2	石田　晋司	○	◎	○	
	AB341	社会福祉援助技術研究Ⅳ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	◎	○	
	AB342	社会福祉援助技術研究Ⅳ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	◎	○	
専門演習科目	AB375	社会福祉専門演習Ⅰ	社会保障論	2	和田　謙一郎	◎	○		
	AB373	社会福祉専門演習Ⅰ	地域共生研究	2	田原　範子	◎	○		
	AB374	社会福祉専門演習Ⅰ	人権問題論	2	平川　茂	◎	○		
	AB376	社会福祉専門演習Ⅰ	福祉教育研究	2	上續　宏道	◎	○		
	AB370	社会福祉専門演習Ⅰ	精神保健福祉研究	2	石田　晋司	◎	○		
	AB371	社会福祉専門演習Ⅰ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	◎	○		
	AB372	社会福祉専門演習Ⅰ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	◎	○		
	AB405	社会福祉専門演習Ⅱ	社会保障論	2	和田　謙一郎	◎	○		
	AB403	社会福祉専門演習Ⅱ	地域共生研究	2	田原　範子	◎	○		
	AB404	社会福祉専門演習Ⅱ	人権問題論	2	平川　茂	◎	○		
	AB406	社会福祉専門演習Ⅱ	福祉教育研究	2	上續　宏道	◎	○		

	授業概要コード	授業科目		単位数	担当者	身につけるべき能力			履修方法
						①	②	③	
専門演習科目	AB400	社会福祉専門演習Ⅱ	精神保健福祉研究	2	石田　晋司	◎	○		
	AB401	社会福祉専門演習Ⅱ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	◎	○		
	AB402	社会福祉専門演習Ⅱ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	◎	○		
	AB430	社会福祉専門演習Ⅲ	精神保健福祉研究	2	石田　晋司	◎	○		
	AB431	社会福祉専門演習Ⅲ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	◎	○		
	AB432	社会福祉専門演習Ⅲ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	◎	○		
	AB433	社会福祉専門演習Ⅲ	地域共生研究	2	田原　範子	◎	○		
	AB434	社会福祉専門演習Ⅲ	人権問題論	2	平川　茂	◎	○		
	AB435	社会福祉専門演習Ⅲ	社会保障論	2	和田　謙一郎	◎	○		
	AB436	社会福祉専門演習Ⅲ	福祉教育研究	2	上續　宏道	◎	○		
	AB460	社会福祉専門演習Ⅳ	精神保健福祉研究	2	石田　晋司	◎	○		
	AB461	社会福祉専門演習Ⅳ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	◎	○		
	AB462	社会福祉専門演習Ⅳ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	◎	○		
	AB463	社会福祉専門演習Ⅳ	地域共生研究	2	田原　範子	◎	○		
	AB464	社会福祉専門演習Ⅳ	人権問題論	2	平川　茂	◎	○		
	AB465	社会福祉専門演習Ⅳ	社会保障論	2	和田　謙一郎	◎	○		
	AB466	社会福祉専門演習Ⅳ	福祉教育研究	2	上續　宏道	◎	○		
	AB490	社会福祉専門演習Ⅴ	精神保健福祉研究	2	石田　晋司	◎	○		
	AB491	社会福祉専門演習Ⅴ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	◎	○		
	AB492	社会福祉専門演習Ⅴ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	◎	○		
	AB493	社会福祉専門演習Ⅴ	地域共生研究	2	田原　範子	◎	○		
	AB494	社会福祉専門演習Ⅴ	人権問題論	2	平川　茂	◎	○		
	AB495	社会福祉専門演習Ⅴ	社会保障論	2	和田　謙一郎	◎	○		
	AB496	社会福祉専門演習Ⅴ	福祉教育研究	2	上續　宏道	◎	○		
	AB520	社会福祉専門演習Ⅵ	精神保健福祉研究	2	石田　晋司	◎	○		
	AB521	社会福祉専門演習Ⅵ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	◎	○		
	AB522	社会福祉専門演習Ⅵ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	◎	○		
	AB523	社会福祉専門演習Ⅵ	地域共生研究	2	田原　範子	◎	○		
	AB524	社会福祉専門演習Ⅵ	人権問題論	2	平川　茂	◎	○		
	AB525	社会福祉専門演習Ⅵ	社会保障論	2	和田　謙一郎	◎	○		
	AB526	社会福祉専門演習Ⅵ	福祉教育研究	2	上續　宏道	◎	○		
専門研究科目	AB550	社会福祉学文献研究Ⅰ(和書)		2	鳥海　直美	◎	○		
	AB551	社会福祉学文献研究Ⅰ(外書)		2	平川　茂	◎	○		
	AB580	社会福祉学文献研究Ⅱ(和書)		2	鳥海　直美	◎	○		
	AB581	社会福祉学文献研究Ⅱ(外書)		2	平川　茂	◎	○		
	AB610	社会福祉調査法研究Ⅰ		2	平井　秀幸	◎	○		
	AB640	社会福祉調査法研究Ⅱ		2	平井　秀幸	◎	○		
	AB670	社会福祉学英語研究Ⅰ	人間福祉学英語研究	2	石田（晋）・上續・笠原・田原・鳥海・原(順)・平井・平川・和田(謙)	◎	○		
	AB700	社会福祉学英語研究Ⅱ	人間福祉学英語研究	2	石田（晋）・上續・笠原・田原・鳥海・原(順)・平井・平川・和田(謙)	◎	○		

※　令和２年度開講せず

【博士後期課程】

	授業概要コード	授業科目		単位数	担当者	身につけるべき能力			履修方法
						①	②	③	
特殊研究科目	AC010	社会福祉学特殊研究Ⅰ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	◎	○	社会福祉学特殊演習の内、同一科目12単位必須。
		社会福祉学特殊研究ⅠA	社会福祉学原論	2	※				
	AC040	社会福祉学特殊研究Ⅱ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	◎	○	
		社会福祉学特殊研究ⅡA	社会福祉学原論	2	※				
		社会福祉学特殊研究Ⅲ	—	2	※				
		社会福祉学特殊研究ⅢA	社会事業史研究	2	※				
		社会福祉学特殊研究Ⅳ	—	2	※				
		社会福祉学特殊研究ⅣA	社会事業史研究	2	※				
		社会福祉学特殊研究Ⅴ	—	2	※				
		社会福祉学特殊研究Ⅵ	—	2	※				
	AC190	社会福祉政策・制度特殊研究Ⅰ	福祉教育研究	2	上續　宏道	○	◎	○	
		社会福祉政策・制度特殊研究ⅠA	老人福祉論	2	※				
	AC220	社会福祉政策・制度特殊研究Ⅱ	福祉教育研究	2	上續　宏道	○	◎	○	
		社会福祉政策・制度特殊研究ⅡA	老人福祉論	2	※				
	AC250	社会福祉政策・制度特殊研究Ⅲ	人権問題論	2	平川　茂	○	◎	○	
	AC280	社会福祉政策・制度特殊研究Ⅳ	人権問題論	2	平川　茂	○	◎	○	
	AC310	社会福祉政策・制度特殊研究Ⅴ	地域共生研究	2	田原　範子	○	◎	○	
	AC340	社会福祉政策・制度特殊研究Ⅵ	地域共生研究	2	田原　範子	○	◎	○	
	AC370	社会福祉援助技術特殊研究Ⅰ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	◎	○	
		社会福祉援助技術特殊研究ⅠA	社会福祉援助論	2	※				
	AC400	社会福祉援助技術特殊研究Ⅱ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	◎	○	
		社会福祉援助技術特殊研究ⅡA	社会福祉援助論	2	※				
		社会福祉援助技術特殊研究Ⅲ	—	2	※				
		社会福祉援助技術特殊研究Ⅳ	—	2	※				
	AC490	社会福祉援助技術特殊研究Ⅴ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	◎	○	
	AC520	社会福祉援助技術特殊研究Ⅵ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	◎	○	
特殊演習科目	AC552	社会福祉学特殊演習Ⅰ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	○	◎	
	AC553	社会福祉学特殊演習Ⅰ	地域共生研究	2	田原　範子	○	○	◎	
	AC550	社会福祉学特殊演習Ⅰ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	○	◎	
	AC551	社会福祉学特殊演習Ⅰ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	○	◎	
	AC582	社会福祉学特殊演習Ⅱ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	○	◎	
	AC583	社会福祉学特殊演習Ⅱ	地域共生研究	2	田原　範子	○	○	◎	
	AC580	社会福祉学特殊演習Ⅱ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	○	◎	
	AC581	社会福祉学特殊演習Ⅱ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	○	◎	
		社会福祉学特殊演習Ⅲ	—	2	※				
		社会福祉学特殊演習Ⅳ	—	2	※				
		社会福祉学特殊演習Ⅴ	—	2	※				
		社会福祉学特殊演習Ⅵ	—	2	※				
特殊講義科目	AC732	社会福祉学文献特殊研究Ⅰ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	○	◎	
	AC733	社会福祉学文献特殊研究Ⅰ	地域共生研究	2	田原　範子	○	○	◎	
	AC730	社会福祉学文献特殊研究Ⅰ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	○	◎	
	AC731	社会福祉学文献特殊研究Ⅰ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	○	◎	
	AC762	社会福祉学文献特殊研究Ⅱ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	○	◎	
	AC763	社会福祉学文献特殊研究Ⅱ	地域共生研究	2	田原　範子	○	○	◎	
	AC760	社会福祉学文献特殊研究Ⅱ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	○	◎	
	AC761	社会福祉学文献特殊研究Ⅱ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	○	◎	

※　令和２年度開講せず

4-2　授業科目一覧　（平成31年度入学生用）

【博士前期課程】

	授業概要コード	授業科目		単位数	担当者	身につけるべき能力				履修方法
						①	②	③	④	
専門講義科目	AB010	社会福祉学研究Ⅰ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	◎	○		専門演習の内、主指導教員が担当する科目8単位と、それに関連する演習4単位、社会福祉学研究、社会福祉政策・制度研究、および社会福祉援助技術研究の専門講義科目うち8単位計20単位を含め、32単位以上（専門研究科目も含む）を履修しなければならない。
		社会福祉学研究ⅠA	社会事業史研究	2	※	○	◎	○		
		社会福祉学研究ⅠB	社会福祉学原論	2	※	○	◎	○		
	AB040	社会福祉学研究Ⅱ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	◎	○		
		社会福祉学研究ⅡA	社会事業史研究	2	※	○	◎	○		
		社会福祉学研究ⅡB	社会福祉学原論	2	※	○	◎	○		
	AB070	社会福祉学研究Ⅲ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	◎	○		
	AB100	社会福祉学研究Ⅳ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	◎	○		
	AB130	社会福祉政策･制度研究Ⅰ	地域共生研究	2	田原　範子	○	◎	○		
	AB131	社会福祉政策･制度研究Ⅰ	人権問題論	2	平川　茂	○	◎	○		
	AB132	社会福祉政策･制度研究Ⅰ	福祉教育研究	2	上續　宏道	○	◎	○		
		社会福祉政策･制度研究ⅠA	老人福祉論	2	※	○	◎	○		
	AB160	社会福祉政策･制度研究Ⅱ	地域共生研究	2	田原　範子	○	◎	○		
	AB161	社会福祉政策･制度研究Ⅱ	人権問題論	2	平川　茂	○	◎			
	AB162	社会福祉政策･制度研究Ⅱ	福祉教育研究	2	上續　宏道	○	◎	○		
		社会福祉政策･制度研究ⅡA	老人福祉論	2	※	○	◎	○		
	AB190	社会福祉政策･制度研究Ⅲ	地域共生研究	2	田原　範子	○	◎	○		
	AB191	社会福祉政策･制度研究Ⅲ	人権問題論	2	平川　茂	○	◎			
	AB192	社会福祉政策･制度研究Ⅲ	福祉教育研究	2	上續　宏道	○	◎	○		
	AB220	社会福祉政策･制度研究Ⅳ	地域共生研究	2	田原　範子	○	◎	○		
	AB221	社会福祉政策･制度研究Ⅳ	人権問題論	2	平川　茂	○	◎			
	AB222	社会福祉政策･制度研究Ⅳ	福祉教育研究	2	上續　宏道	○	◎	○		
	AB250	社会福祉援助技術研究Ⅰ	精神保健福祉研究	2	石田　晋司	○	◎	○		
	AB251	社会福祉援助技術研究Ⅰ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	◎	○		
	AB252	社会福祉援助技術研究Ⅰ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	◎	○		
		社会福祉援助技術研究ⅠA	社会福祉援助論	2	※	○	◎	○		
	AB280	社会福祉援助技術研究Ⅱ	精神保健福祉研究	2	石田　晋司	○	◎	○		
	AB281	社会福祉援助技術研究Ⅱ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	◎	○		
	AB282	社会福祉援助技術研究Ⅱ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	◎	○		
		社会福祉援助技術研究ⅡA	社会福祉援助論	2	※	○	◎	○		
	AB310	社会福祉援助技術研究Ⅲ	精神保健福祉研究	2	石田　晋司	○	◎	○		
	AB311	社会福祉援助技術研究Ⅲ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	◎	○		
	AB312	社会福祉援助技術研究Ⅲ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	◎	○		
	AB340	社会福祉援助技術研究Ⅳ	精神保健福祉研究	2	石田　晋司	○	◎	○		
	AB341	社会福祉援助技術研究Ⅳ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	◎	○		
	AB342	社会福祉援助技術研究Ⅳ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	◎	○		
専門演習科目	AB375	社会福祉専門演習Ⅰ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	○		◎	
	AB373	社会福祉専門演習Ⅰ	地域共生研究	2	田原　範子	○	○		◎	
	AB374	社会福祉専門演習Ⅰ	人権問題論	2	平川　茂	○	○		◎	
	AB376	社会福祉専門演習Ⅰ	福祉教育研究	2	上續　宏道	○	○		◎	
	AB370	社会福祉専門演習Ⅰ	精神保健福祉研究	2	石田　晋司	○	○		◎	
	AB371	社会福祉専門演習Ⅰ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	○		◎	
	AB372	社会福祉専門演習Ⅰ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	○		◎	
	AB405	社会福祉専門演習Ⅱ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	○		◎	
	AB403	社会福祉専門演習Ⅱ	地域共生研究	2	田原　範子	○	○		◎	
	AB404	社会福祉専門演習Ⅱ	人権問題論	2	平川　茂	○	○		◎	
	AB406	社会福祉専門演習Ⅱ	福祉教育研究	2	上續　宏道	○	○		◎	
	AB400	社会福祉専門演習Ⅱ	精神保健福祉研究	2	石田　晋司	○	○		◎	
	AB401	社会福祉専門演習Ⅱ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	○		◎	

	授業概要コード	授業科目		単位数	担当者	身につけるべき能力				履修方法
						①	②	③	④	
専門演習科目	AB402	社会福祉専門演習Ⅱ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	○		◎	
	AB430	社会福祉専門演習Ⅲ	精神保健福祉研究	2	石田　晋司	○	○		◎	
	AB431	社会福祉専門演習Ⅲ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	○		◎	
	AB432	社会福祉専門演習Ⅲ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	○		◎	
	AB433	社会福祉専門演習Ⅲ	地域共生研究	2	田原　範子	○	○		◎	
	AB434	社会福祉専門演習Ⅲ	人権問題論	2	平川　茂	○	○		◎	
	AB435	社会福祉専門演習Ⅲ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	○		◎	
	AB436	社会福祉専門演習Ⅲ	福祉教育研究	2	上續　宏道	○	○		◎	
	AB460	社会福祉専門演習Ⅳ	精神保健福祉研究	2	石田　晋司	○	○		◎	
	AB461	社会福祉専門演習Ⅳ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	○		◎	
	AB462	社会福祉専門演習Ⅳ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	○		◎	
	AB463	社会福祉専門演習Ⅳ	地域共生研究	2	田原　範子	○	○		◎	
	AB464	社会福祉専門演習Ⅳ	人権問題論	2	平川　茂	○	○		◎	
	AB465	社会福祉専門演習Ⅳ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	○		◎	
	AB466	社会福祉専門演習Ⅳ	福祉教育研究	2	上續　宏道	○	○		◎	
	AB490	社会福祉専門演習Ⅴ	精神保健福祉研究	2	石田　晋司	○	○		◎	
	AB491	社会福祉専門演習Ⅴ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	○		◎	
	AB492	社会福祉専門演習Ⅴ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	○		◎	
	AB493	社会福祉専門演習Ⅴ	地域共生研究	2	田原　範子	○	○		◎	
	AB494	社会福祉専門演習Ⅴ	人権問題論	2	平川　茂	○	○		◎	
	AB495	社会福祉専門演習Ⅴ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	○		◎	
	AB496	社会福祉専門演習Ⅴ	福祉教育研究	2	上續　宏道	○	○		◎	
	AB520	社会福祉専門演習Ⅵ	精神保健福祉研究	2	石田　晋司	○	○		◎	
	AB521	社会福祉専門演習Ⅵ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	○		◎	
	AB522	社会福祉専門演習Ⅵ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	○		◎	
	AB523	社会福祉専門演習Ⅵ	地域共生研究	2	田原　範子	○	○		◎	
	AB524	社会福祉専門演習Ⅵ	人権問題論	2	平川　茂	○	○		◎	
	AB525	社会福祉専門演習Ⅵ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	○		◎	
	AB526	社会福祉専門演習Ⅵ	福祉教育研究	2	上續　宏道	○	○		◎	
専門研究科目	AB550	社会福祉学文献研究Ⅰ(和書)		2	鳥海　直美	◎	○			
	AB551	社会福祉学文献研究Ⅰ(外書)		2	平川　茂	◎	○			
	AB580	社会福祉学文献研究Ⅱ(和書)		2	鳥海　直美	◎	○			
	AB581	社会福祉学文献研究Ⅱ(外書)		2	平川　茂	◎	○			
	AB610	社会福祉調査法研究Ⅰ		2	平井　秀幸	◎	○			
	AB640	社会福祉調査法研究Ⅱ		2	平井　秀幸	◎	○			
	AB670	社会福祉学英語研究Ⅰ	人間福祉学英語研究	2	石田（晋）・上續・笠原・田原・鳥海・原(順)・平井・平川・和田(謙)	◎	○			
	AB700	社会福祉学英語研究Ⅱ	人間福祉学英語研究	2	石田（晋）・上續・笠原・田原・鳥海・原(順)・平井・平川・和田(謙)	◎	○			

※　令和２年度開講せず

＊「身につけるべき能力」については、平成 31 年度履修要覧（P.2）を確認して下さい。

【博士後期課程】

	授業概要コード	授業科目		単位数	担当者	身につけるべき能力 ①	②	③	④	履修方法
特殊研究科目	AC010	社会福祉学特殊研究Ⅰ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	◎	○		社会福祉学特殊演習の内、同一科目12単位必須。
		社会福祉学特殊研究ⅠA	社会福祉学原論	2	※	○	◎	○		
	AC040	社会福祉学特殊研究Ⅱ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	◎	○		
		社会福祉学特殊研究ⅡA	社会福祉学原論	2	※	○	◎	○		
		社会福祉学特殊研究Ⅲ	—	2	※					
		社会福祉学特殊研究ⅢA	社会事業史研究	2	※	○	◎	○		
		社会福祉学特殊研究Ⅳ	—	2	※					
		社会福祉学特殊研究ⅣA	社会事業史研究	2	※	○	◎	○		
		社会福祉学特殊研究Ⅴ	—	2	※					
		社会福祉学特殊研究Ⅵ	—	2	※					
	AC190	社会福祉政策・制度特殊研究Ⅰ	福祉教育研究	2	上續　宏道	○	◎	○		
		社会福祉政策・制度特殊研究ⅠA	老人福祉論	2	※	○	◎	○		
	AC220	社会福祉政策・制度特殊研究Ⅱ	福祉教育研究	2	上續　宏道	○	◎	○		
		社会福祉政策・制度特殊研究ⅡA	老人福祉論	2	※	○	◎	○		
	AC250	社会福祉政策・制度特殊研究Ⅲ	人権問題論	2	平川　茂	○	○	◎		
	AC280	社会福祉政策・制度特殊研究Ⅳ	人権問題論	2	平川　茂	○	○	◎		
	AC310	社会福祉政策・制度特殊研究Ⅴ	地域共生研究	2	田原　範子	○	◎	○		
	AC340	社会福祉政策・制度特殊研究Ⅵ	地域共生研究	2	田原　範子	○	◎	○		
	AC370	社会福祉援助技術特殊研究Ⅰ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	◎	○		
		社会福祉援助技術特殊研究ⅠA	社会福祉援助論	2	※	○	◎	○		
	AC400	社会福祉援助技術特殊研究Ⅱ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	◎	○		
		社会福祉援助技術特殊研究ⅡA	社会福祉援助論	2	※	○	◎	○		
		社会福祉援助技術特殊研究Ⅲ	—	2	※					
		社会福祉援助技術特殊研究Ⅳ	—	2	※					
	AC490	社会福祉援助技術特殊研究Ⅴ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	◎	○		
	AC520	社会福祉援助技術特殊研究Ⅵ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	◎	○		
特殊演習科目	AC552	社会福祉学特殊演習Ⅰ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	○		◎	
	AC553	社会福祉学特殊演習Ⅰ	地域共生研究	2	田原　範子	○	○		◎	
	AC550	社会福祉学特殊演習Ⅰ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	○		◎	
	AC551	社会福祉学特殊演習Ⅰ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	○		◎	
	AC582	社会福祉学特殊演習Ⅱ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	○		◎	
	AC583	社会福祉学特殊演習Ⅱ	地域共生研究	2	田原　範子	○	○		◎	
	AC580	社会福祉学特殊演習Ⅱ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	○		◎	
	AC581	社会福祉学特殊演習Ⅱ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	○		◎	
	AC294	社会福祉学特殊演習Ⅲ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	○	◎		
	AC292	社会福祉学特殊演習Ⅲ	地域共生研究	2	田原　範子	○	○	◎		
	AC291	社会福祉学特殊演習Ⅲ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	○	◎		
	AC296	社会福祉学特殊演習Ⅲ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	○	◎		
	AC314	社会福祉学特殊演習Ⅳ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	○	◎		
	AC312	社会福祉学特殊演習Ⅳ	地域共生研究	2	田原　範子	○	○	◎		
	AC311	社会福祉学特殊演習Ⅳ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	○	◎		
	AC316	社会福祉学特殊演習Ⅳ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	○	◎		
		社会福祉学特殊演習Ⅴ	—	2	※					
		社会福祉学特殊演習Ⅵ	—	2	※					
特殊講義科目	AC732	社会福祉学文献特殊研究Ⅰ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	○		◎	
	AC733	社会福祉学文献特殊研究Ⅰ	地域共生研究	2	田原　範子	○	○		◎	
	AC730	社会福祉学文献特殊研究Ⅰ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	○		◎	
	AC731	社会福祉学文献特殊研究Ⅰ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	○		◎	
	AC762	社会福祉学文献特殊研究Ⅱ	社会保障論	2	和田　謙一郎	○	○		◎	
	AC763	社会福祉学文献特殊研究Ⅱ	地域共生研究	2	田原　範子	○	○		◎	
	AC760	社会福祉学文献特殊研究Ⅱ	社会福祉専門性研究	2	笠原　幸子	○	○		◎	
	AC761	社会福祉学文献特殊研究Ⅱ	社会福祉援助技術論	2	原　順子	○	○		◎	

※　令和２年度開講せず

＊「身につけるべき能力」については、平成31年度履修要覧（P.2）を確認して下さい。

人文社会学研究科
人間福祉学専攻

Ⅲ　履修要項
（平成 30 年度以前入学生用）

1　履修の方法と単位修得

履修方法

⑴ 履修する科目については、定められた期間に履修登録を完了し、その確認票を保管すること。訂正がある場合は、所定の期間内に教務課に訂正を申し出ることができる。

なお、その後の履修登録変更は認められない。

提出期間：４月７日（火）～４月10日（金）９時～20時30分

訂正期間：４月16日（木）～４月17日（金）９時～20時30分

⑵ 履修登録の際には、事前に主たる研究指導教員への報告を必要とする。

単位修得

⑴ 単位の認定は、授業への出席と、試験またはレポートの提出等をもっての合格によって行われる。

⑵ 単位の修得および試験については、別に定める「四天王寺大学大学院単位の修得に関する規程」による。（ｐ.78参照）

成績の評価

本学の成績評価は、以下の基準に基づいて行う。

評価	基　準
秀	目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている（90点以上）
優	目標を十分に達成している（80点以上90点未満）
良	目標を達成している（70点以上80点未満）
可	目標を最低限度達成している（60点以上70点未満）
不合格	目標を達成していないので再履修が必要である（60点未満）

2　博士前期課程の科目と履修

履修科目	⑴ 授業科目群は、専門講義科目（以下「特論」という。）、専門演習科目（以下「演習」という。）、専門研究科目によって構成され、各科目は通年で 4 単位となる。（p.34 参照） ⑵ 授業は次の要領で履修し、合計32単位以上を修得しなければならない。 ①演習12単位：主研究指導教員の担当する科目を 2 年間にわたって 8 単位履修する。 加えて副研究指導教員演習科目 4 単位を履修する。 ②特論 8 単位：主研究指導教員の担当する科目を 4 単位と、主研究指導教員の指定した科目を 4 単位履修する。 ③選択科目12単位：演習および上記②を除く授業科目より 3 科目12単位を履修する。 ※重複して同じ科目を履修することはできない。 ⑶ 1 年次においては、履修登録制限を24単位以内とする（学部の履修登録を含まない）。 ⑷ 履修に関しては主研究指導教員の指導を受けること。
指導教員の選定	⑴ 1 年次においては、主・副研究指導教員の教員を選定し、「研究指導教員選定・研究題目届」を所定の期間内に教務課へ提出する。 ⑵ 2 年次において研究指導教員に変更があった場合は、教務課へ申し出の上、所定の期間内に変更手続きをすること。 提出期間：4 月 7 日（火）～ 4 月10日（金） 9 時～20時30分
前期課程の修了要件	博士前期課程に 2 年以上在学し、所定の科目について 32 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文または特定の課題についての研究成果を提出し、その審査および最終（口述）試験に合格しなければならない。 口述試験：1 月30日（土）～ 2 月 3 日（水）
修士論文の執筆（修了年次生）	⑴ 修士論文の作成に当たっては、研究指導教員の指導を受けて、その同意のもとに、研究の内容・方法・参考文献などの大綱を記述した修士論文研究計画書を作成しなければならない。 ⑵ 研究計画書は、課程修了の予定年次の定められた期日までに、「修士論文題目届」および「修士論文研究計画書（学位請求論文計画書）」を、所定の表紙をつけて教務課へ提出する。表紙には主・副研究指導教員の教員の署名・押印を必要とする。 ⑶ 研究指導教員は、研究計画書等により、論文作成の指導ないし助言を行うものとする。

	⑷ 論文題目は、主研究指導教員が必要と認めるときは、その変更が認められる。 論文題目を変更しようとする者は、所定の期間に教務課へ提出しなければならない。 提出期間：修士論文題目届 修士論文研究計画書　5月11日(月)～5月16日(土) 修士論文題目変更届　10月15日(木)
修士論文の提出 (修了年次生)	「修士論文」および「要旨」等は以下のとおり、所定の期間に教務課へ提出する。 ⑴ 所定の表紙をつけ、所定のファイルに綴じること。その場合、主・副研究指導教員の教員の署名・押印を必要とする。 ⑵ 提出物 ①修士論文　正副1部ずつとし、副はコピーで可 ②要旨　1部 ③修士論文提出証(受領証) ④製本用データファイル(CD-ROM) ⑶ 修士論文の体裁 用紙と文字数　A4サイズ 40,000 字以上 文字サイズ　12 ポイント　一行34文字×30行 余白　上35mm. 下30mm. 左右30mm. 頁番号　下中央 図表　番号をつけ、当該頁に挿入のこと。 本文　本文の構成は自由であるが、目次を最初に掲載すること。 ⑷ 修士論文要旨の体裁 修士論文の目次を最初に掲載すること。 用紙と文字数　A4サイズ8,000字程度 以下、修士論文と同様。 提出期間：1月12日(火)～1月15日(金)
修士論文の審査基準	修士論文の審査基準は以下のとおりとする。 ⑴ 研究課題、目的及びその意義が明示されている。 ⑵ 科学的研究手法に則って、研究が実施されている。 ⑶ 四天王寺大学倫理審査委員会の原則、承認を経て、研究が実施されている。 ⑷ 研究実施の過程と研究成果が明示されている。 ⑸ 学術論文体系の則って記述されている。 ⑹ 申請者の新たな知見に加え、そこに創造性が認められるか。
特定の課題	社会人学生は、「特定の課題」についての研究成果の審査をもって、修士論文の審査に替えることができる。「特定の課題」についての研究成果の審査を受けようとする者は、研究科長ならびに指導教員と相談すること。

3　博士後期課程の科目と履修　令和2年3月31日までの満期退学生用

年次研究の計画書と年次研究経過報告書の提出	博士後期課程在学生並びに研究生は、定められた期間に「年次研究計画書」ならびに「年次研究経過報告書」を提出しなければならない。 「年次研究計画書」は、所定の表紙をつけて 10,000 字以内に研究課題および具体的な研究計画内容を記述し、表紙には論題名と主・副研究指導教員の教員による署名・押印の上、教務課に提出すること。 提出期間 ：年次研究計画書　　5 月11日（月）～ 5 月16日（土） 年次研究経過報告書　　2 月 4 日（木）～ 2 月 6 日（土）
博士論文執筆資格審査について	博士論文の執筆に当たっては、論文執筆資格審査を受け合格しなければならない。
論文執筆資格審査の申請要件	論文執筆資格審査の申請には、次の各号のすべてを満たしていなければならない。 ⑴ 博士後期課程の第 2 学年以上に在学し、必要な研究指導を受けていること。 ⑵ 申請について研究指導教員の承諾を得ていること。 ⑶ 本研究科への入学時から論文執筆資格審査の申請までの間に、研究業績が 1 点以上あること（掲載予定を含む）。
論文執筆資格審査の申請手続き	論文執筆資格審査の申請には、次の提出書類を一括して教務課へ提出すること。 ① 論文執筆資格審査申請書 1 部 ② 論文執筆計画書 3 部（正本 1 部、副本 2 部） ③ 研究業績 3 部（正本 1 部、副本 2 部） 掲載論文については、論文 3 部及び論文掲載予定証明書 1 部 ④ 研究業績一覧及び概要 3 部（正本 1 部、副本 2 部）
論文執筆資格審査の申請締切日	11 月 17 日（火）
博士論文予備審査について	博士論文を提出するためには、本研究科の博士後期課程在学中もしくは大学院学則に定める研究生在籍中に、予備審査を受け合格しなければならない。
予備審査の申請要件	予備審査の申請には、次の各号のすべてを満たしていなければならない。 ⑴ 研究科博士後期課程の 3 年次以上に在学し、予備審査申請日の属する学期末までの通算在学期間が 6 年以内であること。ただし、満期退学者については、満期退学の日から 3 年以内に申請すること。（期間の算定に際しては、休学期間を算入しない。） ⑵ 博士論文（草稿）を提出する前年度までは、毎年度ごとに、研究計画書及び研究経過報告書を提出すること。

	⑶ 博士論文（草稿）を提出する前年度までは、毎年度ごとに、中間報告会（9月中旬頃実施予定）において、研究報告を原則としてすること。 ⑷ 博士論文（草稿）を提出するまでに、所属する学会での研究発表を1回以上および学術誌での論文掲載を3回以上行うこと（掲載予定を含む）。 ⑸ 予備審査の申請について主･副研究指導教員2人以上の承諾を得ていること。
予備審査申請手続き	予備審査の申請には、次の提出書類を一括して教務課へ提出すること。 ① 予備審査申請書　1部 ② 博士論文（草稿）　3部（正本1部、副本2部以上）以上 ③ 博士論文（草稿）要旨　3部（正本1部、副本2部以上）以上 ④ 研究業績一覧およびその概要　3部（正本1部、副本2部以上）以上 ⑤ その他事前審査の参考となる資料　3部（正本1部、副本2部以上）以上 予備審査申請締切日　：　10月6日（火）
学位審査の資格要件	学位申請には、次の各号のすべての用件を満たしていなければならない。 ⑴ 博士論文予備審査に合格していること。 ⑵ 研究科博士後期課程の3年次以上に在学し、学位申請日の属する年度末までの通算在学期間が6年以内であること。ただし、満期退学者については、満期退学の日から3年以内に申請すること。（期間の算定に際しては、休学期間を算入しない。） ⑶ 学位審査について主・副研究指導教員の教員2人以上の承諾を得ていること。
学位審査手続	⑴ 博士の学位審査は、次に掲げる書類の提出によって行う。 ① 学位審査申請書　1部 ② 博士学位論文　3部（正本1部、副本2部以上）以上 ③ 博士学位論文要旨　3部（正本1部、副本2部以上）以上 ④ 研究業績一覧およびその概要　3部（正本1部、副本2部以上）以上 ⑤ 履歴書　3部（正本1部、副本2部以上）以上 ⑥ 審査手数料領収書　1部（コピー1部） ⑵ 博士論文の体裁 用紙と文字数　A4サイズ　100,000字以上 文字サイズ　12ポイント　一行34文字×30行 余白　上35mm.　下30mm.　左右30mm. 頁番号　下中央 図表　一つひとつに番号をつけ、当該頁に挿入のこと。 本文　本文の構成は自由であるが、目次を最初に掲載すること。

	⑶ 博士論文要旨の体裁 博士論文の目次を最初に掲載すること。 用紙と文字数　　A4 サイズ　　8,000 字程度 以下、博士論文と同様。 学位審査申請提出締切日：12月 9 日（水）
博士学位論文の審査基準	博士学位論文は以下のとおりとする。 ⑴ 人間福祉学における博士としての十分な知識と研究能力を有し、人間福祉学の発展に貢献できる。 ⑵ 四天王寺大学倫理審査委員会の原則、承認を経て、研究が実施されている（人を対象とした研究の場合）。 ⑶ 研究の背景・意義について、先行研究の検討に基づいて明確に記述されている。 ⑷ 先行研究や資料が適切に取り扱われており、当該研究分野における研究の水準に達している。 ⑸ 当該研究領域の博士論文として、独自の研究結果に基づき一貫した論旨で構成されている。 ⑹ 当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、新規性、創造性、重要性、有用性が認められる。 ⑺ 論文審査委員会においての発表や質疑応答の内容が適切である。
論文題目変更	博士論文の題目変更は、所定の期間に教務課へ提出する。指導教員の署名・押印を必要とする。 変更締切　　10月15日（木）
学位審査	博士論文の審査（公開）を行い、学位授与の可否について審査する。
課程修了以外の論文審査	博士の学位請求論文については、博士後期課程修了によるもののほかに、論文審査とそれに伴う試験・試問によるものがある。 提出期限　：　11月17日（火）

【博士前期課程】

	教育研究領域		
	基礎理論分野	政策・制度分野	援助技術分野
専門講義科目（特論）	社会福祉学原論・仏教社会福祉論※１ 社会事業史研究※１ 人間福祉学英語研究	社会保障論 老人福祉論※１ 認知症と社会※１ 地域保健福祉論※１ 生命倫理研究※１ 人権問題論 福祉教育研究 地域共生研究	社会福祉実習指導論※１ 社会福祉援助論※１ 社会福祉援助実践論※１ 社会福祉援助技術論 社会福祉専門性研究 精神保健福祉研究
専門演習科目	社会福祉学原論・仏教社会福祉論※１ 社会事業史研究※１	社会保障論 人権問題論 地域保健福祉論※１ 生命倫理研究※１ 認知症と社会※１ 福祉教育研究 地域共生研究	社会福祉実習指導論※１ 社会福祉援助実践論※１ 社会福祉援助技術論 社会福祉専門性研究 精神保健福祉研究
専門研究科目	司法福祉事例研究　※１		
	仏教福祉論文献研究※１	社会福祉調査法研究 社会福祉学文献研究１（和書） 社会福祉学文献研究２（外書）	

※１　2020年度開講せず

１　専門講義科目（特論）と専門演習科目

専門講義科目（特論）とリンクする専門演習科目では大学院生の個々の研究テーマに基づき、次の３分野に十分な配慮をもって研究指導する。

① 基礎理論分野においては、社会福祉の社会的・歴史的意義と役割

② 政策・制度分野においては、社会福祉の制度・政策的側面の研究、国際的な社会福祉政策の比較研究、地域医療・保健・福祉組織化論の展開

③ 援助技術分野においては、社会福祉の理論や実践的技術

２　専門研究科目

個々の院生の研究課題である内外の文献・事件（判例）・調査方法等についての講義と併せて、大学院生の発表・討論も含めた形で授業を展開する。

【博士前期課程研究の流れ】

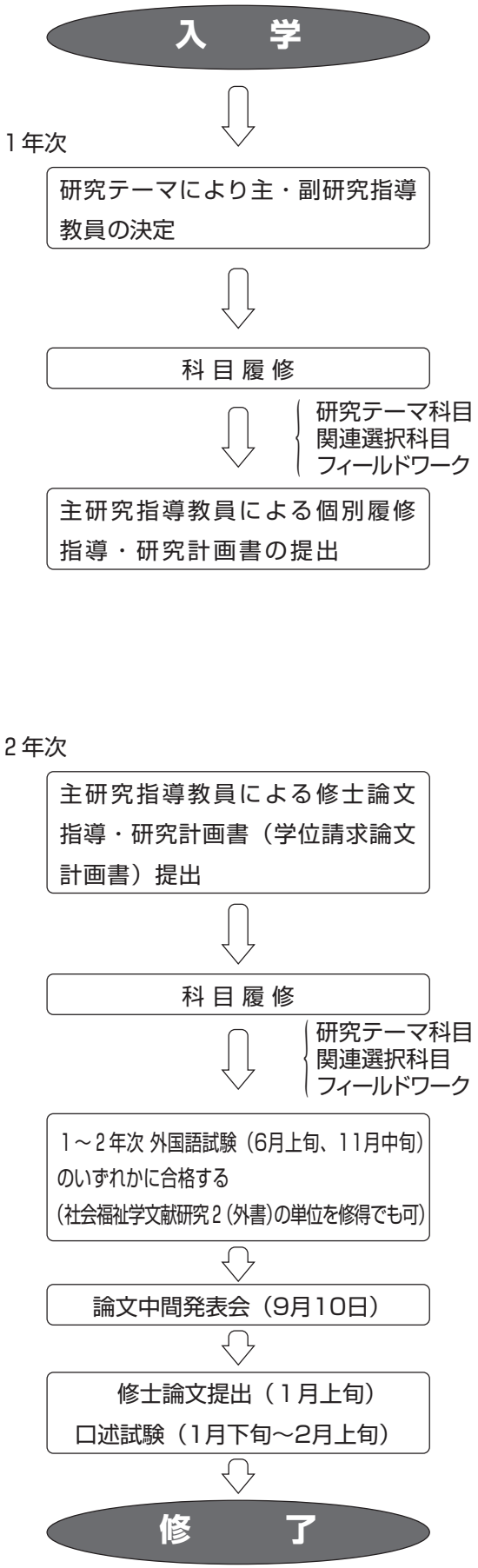

《社会福祉施設専門職を希望するケース》

例

【主・副研究指導教員の決定】

〔研究テーマ科目〕

社会福祉援助技術論（特論９Ｃ）

社会福祉援助技術論（演習６Ｃ）

〔関連選択科目〕

社会福祉専門性研究（特論９Ｄ）

社会福祉専門性研究（演習６Ｄ）

主研究指導教員・・・原　順子

副研究指導教員・・・笠原　幸子

【研究計画書】

院生各自が、主として研究するテーマに対し研究計画を立てる。主研究指導教員から、その研究テーマの選択・決定及び研究計画について、研究の目的・研究内容等、具体的な指導を受ける。

【履修内容＆履修年次】

（研究テーマ科目）

援助技術分野

社会福祉援助技術論（特論９Ｃ）……１年次

社会福祉援助技術論（演習６Ｃ）……１・２年次

（関連選択科目）

援助技術分野

社会福祉専門性研究（特論９Ｄ）…1～2年次

社会福祉専門性研究（演習６Ｄ）…1～2年次

政策・制度分野

社会保障論（特論３）……1～2年次

人権問題論（特論７）……1～2年次

その他

社会福祉調査法研究……1～2年次

4　授業科目一覧

【博士前期課程】（平成 30 年度以前入学生用）

	授業概要コード	授業科目		単位数	担当者	身につけるべき能力 ①	②	③	④	免許	履修方法
専門講義科目		社会福祉学特論１	社会福祉学原論・仏教社会福祉論	4	※	○	◎	○		○	専門演習科目（社会福祉学演習）の内、同一科目８単位とそれに関連する専門演習科目４単位、専門講義科目（社会福祉学特論）の内２科目８単位計20単位を含め、32単位以上を履修しなければならない。 なお選択科目12単位は専門演習科目と上記専門講義科目を除いた科目から履修すること。
		社会福祉学特論２	社会事業史研究	4	※	○	◎	○		○	
	AA006	社会福祉学特論２Ａ	地域共生研究	4	田原　範子	○	◎	○			
	AA010	社会福祉学特論３	社会保障論	4	和田　謙一郎	○	◎	○			
		社会福祉学特論４Ａ	老人福祉論	4	※	○	◎	○		○	
		社会福祉学特論４Ｂ	認知症と社会	4	※	○	◎	○		○	
		社会福祉学特論５	地域保健福祉論	4	※	○	◎	○		○	
	A0026	社会福祉学特論５Ａ	精神保健福祉研究	4	石田　晋司	○	◎	○			
		社会福祉学特論６	生命倫理研究	4	※	○	◎	○			
	AA035	社会福祉学特論７	人権問題論	4	平川　茂	○	◎	○			
		社会福祉学特論８	社会福祉実習指導論	4	※	○	◎	○		○	
	AA041	社会福祉学特論８Ａ	福祉教育研究	4	上續　宏道	○	◎	○			
		社会福祉学特論９Ｂ	社会福祉援助論	4	※	○	◎	○			
	AA055	社会福祉学特論９Ｃ	社会福祉援助技術論	4	原　順子	○	◎	○			
	AA057	社会福祉学特論９Ｄ	社会福祉専門性研究	4	笠原　幸子	○	◎	○			
	AA058	社会福祉学特論９Ｅ	人間福祉学英語研究	4	石田（晋）・上續・笠原・田原・鳥海・原(順)・平井・平川・和田(謙)	○	◎	○			
専門演習科目		社会福祉学演習１	社会福祉学原論・仏教社会福祉論	4	※	○	○		◎	○	**専修免許について** 取得できる者は当該免許教科に係る各校種の一種免許状を有する者で、かつ下記の通り履修しなければならない。 **高等学校専修免許（福祉）** ○印より６科目24単位選択必修この６科目24単位には、同じ専門演習科目を２度算入することはできない。
		社会福祉学演習２	社会事業史研究	4	※	○	○		◎	○	
	AA066	社会福祉学演習２Ａ	地域共生研究	4	田原　範子	○	○		◎		
	AA070	社会福祉学演習３Ａ	社会保障論	4	和田　謙一郎	○	○		◎		
	AA075	社会福祉学演習３Ｂ	人権問題論	4	平川　茂	○	○		◎		
		社会福祉学演習４Ａ	老人福祉論	4	※	○	○		◎	○	
		社会福祉学演習４Ｂ	地域保健福祉論	4	※	○	○		◎	○	
	AA086	社会福祉学演習４Ｃ	福祉教育研究	4	上續　宏道	○	○		◎		
		社会福祉学演習５Ａ	生命倫理研究	4	※	○	○		◎		
		社会福祉学演習５Ｂ	認知症と社会	4	※	○	○		◎		
	AA092	社会福祉学演習５Ｃ	精神保健福祉研究	4	石田　晋司	○	○		◎		
		社会福祉学演習６Ａ	社会福祉実習指導論	4	※	○	○		◎	○	
	AA110	社会福祉学演習６Ｃ	社会福祉援助技術論	4	原　順子	○	○		◎	○	
	AA112	社会福祉学演習６Ｄ	社会福祉専門性研究	4	笠原　幸子	○	○		◎	○	
専門研究科目		仏教福祉論文献研究		4	※	◎	○				
	AA115	社会福祉学文献研究1(和書)		4	鳥海　直美	◎	○			○	
	AA120	社会福祉学文献研究2(外書)		4	平川　茂	◎	○			○	
		司法福祉事例研究		4	※	◎	○				
	AA125	社会福祉調査法研究		4	平井　秀幸	◎	○				

※　令和２年度開講せず

＊「身につけるべき能力」については、平成 31 年度履修要覧（P.2）を確認して下さい。

【博士後期課程】（平成 30 年度以前入学生用）

	授業概要コード	授業科目		単位数	担当者	身につけるべき能力				履修方法
						①	②	③	④	
特殊研究科目		社会福祉学特殊研究１	社会福祉学原論・仏教社会福祉論	4	※	○	◎	○		特殊演習科目（社会福祉学特殊演習）の内、同一科目12単位必修
		社会福祉学特殊研究２	社会事業史研究	4	※	○	◎	○		
	AA206	社会福祉学特殊研究２Ａ	地域共生研究	4	田原　範子	○	◎	○		
		社会福祉学特殊研究３Ａ	老人福祉論	4	※	○	◎	○		
		社会福祉学特殊研究３Ｂ	認知症と社会	4	※	○	◎	○		
		社会福祉学特殊研究４	地域保健福祉論	4	※	○	◎	○		
	AA221	社会福祉学特殊研究４Ａ	福祉教育研究	4	上續　宏道	○	◎	○		
		社会福祉学特殊研究５	生命倫理研究	4	※	○	◎	○		
	AA230	社会福祉学特殊研究６Ａ	人権問題論	4	平川　茂	○	◎	○		
	AA235	社会福祉学特殊研究６Ｂ	社会保障論	4	和田　謙一郎	○	◎	○		
	AA242	社会福祉学特殊研究７Ａ	社会福祉専門性研究	4	笠原　幸子	○	◎	○		
		社会福祉学特殊研究８Ａ	社会福祉援助論	4	※	○	◎	○		
	AA250	社会福祉学特殊研究８Ｂ	社会福祉援助技術論	4	原　順子	○	◎	○		
専門講義科目		社会福祉学特殊演習１	社会福祉学原論・仏教社会福祉論	4	※	○		○	◎	
	AA261	社会福祉学特殊演習１Ａ	社会福祉専門性研究	4	笠原　幸子	○		○	◎	
		社会福祉学特殊演習２	社会事業史研究	4	※	○		○	◎	
	AA266	社会福祉学特殊演習２Ａ	地域共生研究	4	田原　範子	○		○	◎	
		社会福祉学特殊演習３	老人福祉論	4	※	○		○	◎	
	AA272	社会福祉学特殊演習３Ａ	社会保障論	4	和田　謙一郎	○		○	◎	
		社会福祉学特殊演習４	地域保健福祉論	4	※	○		○	◎	
	AA276	社会福祉学特殊演習４Ａ	社会福祉援助技術論	4	原　順子	○		○	◎	
		社会福祉学特殊演習５	生命倫理研究	4	※	○		○	◎	

※　令和２年度開講せず

＊「身につけるべき能力」については、平成 31 年度履修要覧（P.2）を確認して下さい。

看護学研究科
看護学専攻

Ⅰ　看護学専攻の概要

Ⅰ　看護学専攻の概要

本学の教育方針

教育（専攻）の目的

人間と命に対する畏敬の念と高い倫理観に基づき、居宅や医療・保健、福祉機関で提供される看護ケア方略開発に向けて、科学的根拠に基づいた研究ができる力、あるいは高度実践看護師（専門看護師）に求められる実践能力を培うことを目的とする。

「修了認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）

本学の建学の精神である「理想とする未来像を描き、その実現のための強い意志を鍛える」に基づいて設置する看護学研究科は、学園訓である「和」の精神を大切にしながら、看護の独自性・専門性を追求しつつ、今後の知識基盤社会において実践・研究・教育の場で活躍できる高度専門職業人・研究者・教育者となる人材を育成する。

博士前期課程

＜共通＞

1）看護実践を科学的・論理的に探求できる。

看護実践に潜む経験知を大切にしながらも、根拠に基づく看護を目指して、看護現象を科学的・論理的に探求できる。

2）高い倫理性を身につけ、看護の質向上に関与できる。

看護職者としての誇りと高い自覚に基づいて、常に理想の看護を探求しながら、人間と命の尊厳を遵守し、絶えず看護実践・研究・教育の質の向上に関与できる。

＜研究者コース＞

1）実践に即した研究課題を明確にし、適切な方法を選択して研究に取り組むことができる。

看護実践の経験の中から自ら解明したい課題を明らかにして、文献検索・検討を通して先行研究の成果を理解したうえで、自らの課題解明のために適切な研究方法を選択して研究に取り組むことができる。

2）看護職の教育的機能を理解し、現任教育や基礎教育に関わることができる。

看護実践における健康教育や患者教育等の看護職の教育的機能を理解し、実践の場における現任教育や看護専門学校や大学教育など基礎教育に関与することができる。

＜専門看護師コース（精神看護学・老年看護学・災害看護学）＞

1）高度な専門知識と技能を有し、基本的な研究力を修得している。

学士課程教育の基盤の上に高度な知識を持ち、生涯を通して学修を継続する力と新たな知識を常に修得する姿勢・態度を有している。また研究活動において、情報を駆使しアイデアを発展させ、応用する創造力を修得している。

2）高度な実践を遂行できる力と協働する力を修得している。

高度で普遍性のある教養を身につけ、知識を統合する能力を有し、自らの知識や理解を適用する際の社会的、倫理的責任を考慮しつつ、また人間と命に対する尊厳についての深い理解のもと、他分野と連携し複雑な課題を解決し高度な実践を遂行できる力を修得している。

3）グローバルな視点をもち、地域に根ざして行動する力を身につけている。

現代社会が直面する医療問題の解決に挑戦するために、多様な文化・制度等を理解し、学際的･国際的に通用する専門知識･技能及び自らの考えをもち、それらを専門家にも一般の人々にも、明確に伝えることができるコミュニケーション力及び行動力を身につけている。

4）地域社会を牽引するリーダーシップ力と調整力を身につけている。

自らの知識と技能及び問題解決能力を、専門分野において、またより広い学際的な領域において発揮し、地域社会における制度設計や変革を牽引するリーダーシップ力と調整力を身につけている。

博士後期課程

1）人間と命の尊厳に対する深い理解と看護現象に対する洞察力ならびに自立して研究を遂行できる研究力を修得している。

人間の健康に関わる諸現象を対象とする看護実践は、人間への深い理解と命の尊厳を遵守することを基盤にした長い歴史をもつ営みであり、それを支える看護学は、実践の質を高めるための研究の成果によって成り立っている。これらに関与できる博士後期課程修了者は、看護現象を自立して探求し続けることのできる研究力を修得している。

2）健康問題／課題解決に向けて、グローバルな視点で探求し教育できる力を修得している。

多様化・複雑化している人々の健康問題・課題に対して、学際的なグローバルな視点に立って探求するとともに、人々への健康教育をはじめ現職者や看護学生への教育に関与することのできる教育力を修得している。

3）看護学の発展に寄与するとともに、研究結果を国内外に向けて発信できる力を身につけている。

諸学問の中での看護学は発展途上にあることを理解し、その発展に寄与するとともに、看護学の研究成果を国内のみならず海外に発信し、国際的なコミュニケーションを拡大できる力を身につけている。

「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）

博士前期・後期課程のそれぞれの「修了認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）を実現すべく、両課程において共通科目と専門科目から編成されている。また、専門科目においては、共通して基盤看護学分野・生涯発達看護学分野・広域看護学分野の３分野を設けている。

博士前期課程

博士前期課程においては、看護実践の拠りどころとなる研究力とともに教育力を有する研究者を育成する「研究者コース」と、高度実践看護師を養成する「専門看護師コース（精神看護学、老年看護学、災害看護学)」を設け、両コースの基盤的な理論等を学ぶ共通科目とともに、各コースに分野・領域に応じた専門科目を配置して編成する。

そのため、博士前期課程における「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）を次のように定める。

＜共通＞

１）看護実践の基盤となる理論を学ぶ科目を配置する。

２）科学的根拠に基づいた質の高い実践を目指した研究のできる基礎的な能力を培うための科目を配置する。

３）高い倫理性を身につけた専門職業人を育成するための科目を配置する。

＜研究者コース＞

１）研究の一連のプロセスを確実に理解し、研究課題の焦点化ができるように科目を配置する。

２）基礎教育や現任教育に関与できるための基礎的な教育力を涵養するための科目を配置する。

＜専門看護師コース（精神看護学・老年看護学・災害看護学）＞

１）人々の多様なニーズに応える高度看護実践能力を培うために、高度実践力、相談力、調整力、倫理調整力、教育力、研究力、の６つの能力を修得できるように科目を３領域（精神看護学・老年看護学・災害看護学）に配置する。

２）学生自身が自らの実践能力を主体的に高められるように科目を配置する。

博士後期課程

博士後期課程においては、前期課程で培った研究力をさらに発展させるための各種の研究方法を駆使する能力やグローバルな視点で探究できる学識を深めるための専門科目と演習等を組み合わせて編成する。

そのため、博士後期課程の「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）を次のように定める。

１）看護学の担い手となる研究者として、各種の研究方法を駆使できる力を培うための科目を配置する。

2）グローバルな視点で探求できる教育者として、専門分野の学識を深めるために各専門分野に特論と演習を配置する。
3）看護学の発展に向けて、学際的・国際的視野にたって発信できる力を培う科目を配置する。

「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）

本研究科における育成する人材、「修了認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、受け入れる入学者に次のような能力を求める。

博士前期課程

1）看護学の基礎的能力を有し、深い洞察力を持ち、自らの看護観を表現できる人
2）看護専門職としての自覚と誇りを持ち、看護の質向上を目指せる人
3）看護学の教育者・研究者への強い動機を有し、論理的思考のできる人
4）看護専門職者として、生涯学習への強い動機を有し、それを実現できる人

博士後期課程

1）実践・教育などの多様な場においてリーダーシップを発揮できる人
2）看護学の発展に寄与できる研究力及び教育力を身につけるための強い意志を有する人
3）学際的・国際的な視野を持ち、看護実践・看護学の発展・変革を目指せる人
4）自らが専門とする看護実践・看護学を深め、次世代の育成を目指せる人

看護学研究科の構成

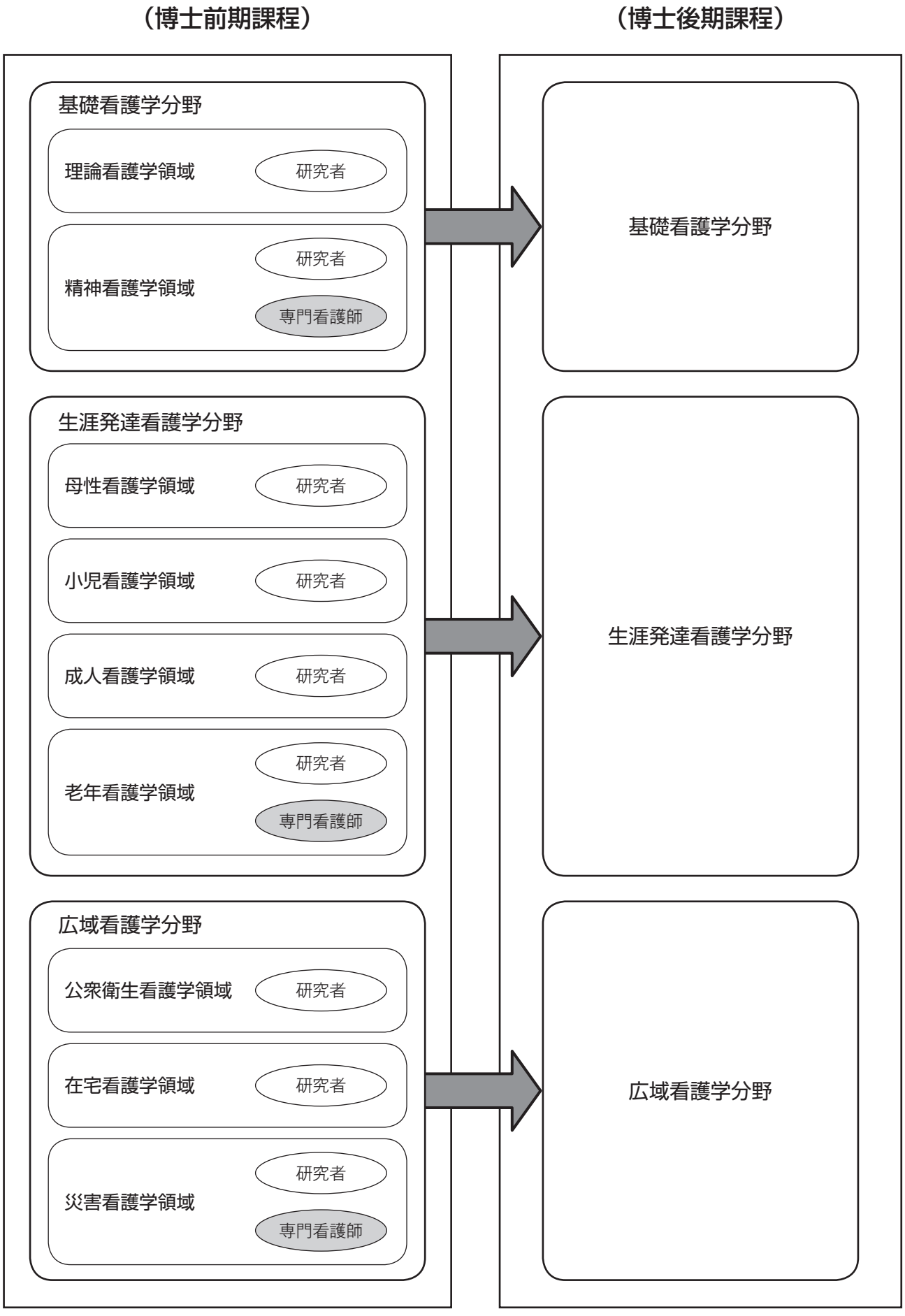
（博士前期課程）
（博士後期課程）
基礎看護学分野
理論看護学領域
研究者
精神看護学領域
研究者
専門看護師
生涯発達看護学分野
母性看護学領域
研究者
小児看護学領域
研究者
成人看護学領域
研究者
老年看護学領域
研究者
専門看護師
広域看護学分野
公衆衛生看護学領域
研究者
在宅看護学領域
研究者
災害看護学領域
研究者
専門看護師
基礎看護学分野
生涯発達看護学分野
広域看護学分野

看護学研究科
看護学専攻

Ⅱ　履修要項

1　履修の方法と単位修得

<table>
<tr><td>履修方法
履修科目</td><td>⑴ 履修する科目については、定められた期間にIBU.netで履修登録を完了すること。
履修訂正期間後の履修登録変更は認められない。
夏学期　登録期間：４月７日（火）9：00～４月10日（金）24：00
訂正期間：４月16日（木）9：00～４月17日（金）24：00
冬学期　登録期間：９月15日（火）9：00～９月18日（金）24：00
訂正期間：９月30日（水）9：00～10月１日（木）24：00
⑵ 履修登録の際には、事前に主たる研究指導教員への報告を必要とする。</td></tr>
<tr><td>単位修得</td><td>⑴ 単位の認定は、授業への出席と、試験またはレポートの提出等をもっての合格によって行われる。
⑵ 単位の修得および試験については、別に定める「四天王寺大学大学院単位の修得に関する規定」による。（ｐ.78参照）</td></tr>
<tr><td>成績の評価</td><td>本学の成績評価は、以下の基準に基づいて行う。
<table><tr><th>評価</th><th>基　準</th></tr><tr><td>秀</td><td>目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている（90点以上）</td></tr><tr><td>優</td><td>目標を十分に達成している（80点以上90点未満）</td></tr><tr><td>良</td><td>目標を達成している（70点以上80点未満）</td></tr><tr><td>可</td><td>目標を最低限度達成している（60点以上70点未満）</td></tr><tr><td>不合格</td><td>目標を達成していないので再履修が必要である（60点未満）</td></tr></table></td></tr>
</table>

2　博士前期課程の科目と履修

履修科目	＜共通＞ 共通科目においては、看護実践力の質的向上を支える「看護理論」「看護倫理」「哲学的人間論」、研究者としての基礎力を養う「看護研究Ⅰ（総論）」と「看護研究Ⅱ（統計）」、教育者としての基礎力を養う「看護教育論」、国際性を培う「国際看護論」、加えて専門看護師養成に求められる共通科目である「看護管理論」「コンサルテーション論」「看護政策論」「フィジカルアセスメント」「最新病態生理学」「臨床薬理学」で構成している。 ＜研究者コース＞ 研究者コースでは、多様な学生の研究ニーズに対応するため理論看護学・精神看護学・母性看護学・小児看護学・成人看護学・老年看護学・公衆衛生看護学・在宅看護学・災害看護学の各領域を設定し、共通科目に加え、それぞれの看護学領域の専門科目において「特論」、「演習」及び「特別研究」を含む科目で構成している。 ＜専門看護師コース（精神看護学・老年看護学・災害看護学）＞ 専門看護師コースでは、精神看護学・老年看護学・災害看護学の各領域の専門看護師コースにおいて、共通科目と専門科目の課題研究のほか、それぞれの領域の科目で構成している。
（履修モデル P.48～50参照）	履修について ＜研究者コース＞ ⑴ 共通科目では必修科目（履修モデル表中（◎））である「看護理論」「看護倫理」「看護研究Ⅰ（総論）」を履修し、また専攻領域によって指定された科目（履修モデル表中（○））を履修する。 ⑵ 専門看護師コースについては精神看護学・老年看護学・災害看護学の3領域に履修することが望ましい科目（履修モデル表中（■））を、主研究指導教員と相談して履修する科目を選択する。 ⑶ 専門科目においては、広い視点を養うために、自身の専攻した領域以外の専門科目１科目を必修選択科目（履修モデル表中（★））として履修する。 ＜専門看護師コース（精神看護学・老年看護学・災害看護学）＞ ⑴ 共通科目は、必修科目の「看護理論」、「看護倫理」、「看護研究Ⅰ（総論）」、コース必修の「フィジカルアセスメント」、「最新病態生理学」、「臨床薬理学」を、また「看護教育論」、「看護管理論」、「コンサルテーション論」、「看護政策論」から1科目2単位以上を選択する。 ⑵ 精神看護学、老年看護学、災害看護学の自身の主たる領域の履修モデルに沿って、演習、実習、課題研究を含む専門科目の必修科目を履修する。

研究指導教員の決定	⑴ 学生の出願時に希望した教員を主研究指導教員とし、副研究指導教員は研究科委員会が選出する。 ⑵ 2年次において主・副研究指導教員に変更があった場合は、教務課へ申し出の上、所定の期間内に変更手続きをすること。
研究計画書の作成・研究倫理審査	主研究指導教員の指導を受け、研究計画書の作成及び研究倫理委員会申請書を作成し、研究倫理委員会の審査を受ける。
研究経過発表会	研究指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、学生は研究指導教員と共に研究活動を検討する。研究経過発表会の日時は、別途指示する。
研究中間発表会	研究指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、研究指導教員と共に研究活動を検討する。研究中間発表会の日時は、別途指示する。
修士学位論文の作成･学位審査の実施	研究指導教員の指導のもと、研究結果を論文にまとめ、課程修了の予定年次の定められた期日までに、所定の手続きに沿って、学位申請手続きを行う。
修士論文の提出	「修士論文」および「要旨」等は以下のとおり､所定の期間に教務課へ提出する。 ⑴ 所定の表紙をつけ、所定のファイルに綴じること。その場合、主指導・副指導の教員の署名・押印を必要とする。 ⑵ 提出物 ① 修士論文　正副1部ずつとし、副はコピーで可 ② 要旨　1部 ③ 修士論文提出証(受領証) ④ 製本用データファイル(CD-ROM) ⑶ 修士論文の体裁は別途指示する ⑷ 修士論文要旨の体裁は別途指示する

修士論文ならびに特定の課題の審査基準	修士論文ならびに特定の課題の審査基準は、以下のとおりとする。 ⑴ 研究課題、目的及びその意義が明示されている。 ⑵ 科学的研究手法に則って、研究が実施されている。 ⑶ 四天王寺大学倫理審査委員会の承認を経て、研究が実施されている。 ⑷ 研究実施の過程と研究成果が明示されている。 ⑸ 学術論文体系に則って記述されている。 ⑹ 研究者を目指す場合には、申請者の新たな知見を加え、そこに創造性が認められる。専門看護師を目指す場合には、専門領域の看護実践の質向上につながる研究である。

2-1　博士前期課程　履修モデル（基盤看護学分野）

区分	授業科目	配当年次	単位数		理論看護学	精神看護学	
			必修	選択	研究者コース	研究者コース	専門看護師コース
共通科目	看護理論	1S	2		◎	◎	◎
	看護研究Ⅰ(総論)	1S	2		◎	◎	◎
	看護研究Ⅱ(統計)	1W		2			
	看護倫理	1W	2		◎	◎	◎
	国際看護論	1W		2	○	○	
	哲学的人間論	1S		2			
	看護教育論	1S		2		○	◆ *2
	看護管理論	1S		2	○	○	◆ *2
	コンサルテーション論	1S		2	○		◆ *2
	看護政策論	1W		2	○		◆ *2
	フィジカルアセスメント	1S		2			○
	最新病態生理学	1S		2			○
	臨床薬理学	1W		2			○
	小計				14	14	14
専門科目	理論看護学特論	1S		2	○		
	理論看護学演習Ⅰ	1W		2	○		
	理論看護学演習Ⅱ	2S		2	○		
	理論看護学特別研究	1～2通		8	○		
	精神障害者制度･法律特論	1S		2			○
	精神科アセスメントと精神科診断学	1S		2		○	○
	精神療法	1S		2		○	○
	精神科薬物療法	1W		2			○
	精神看護高度実践看護介入技法	1S		2		○	○
	精神障害者ケースマネジメント支援論	1W		2		■	○
	リエゾン精神看護学	2S		2		■	◆ *3
	認知症治療看護援助論	1W		2		■	◆ *3
	役割開発実習	2S		2			○
	精神科診断･治療実習	1W		2			○
	精神看護直接ケア実習	1S		2			○
	精神看護サブスペシャリティ実習	2S		2			○
	相談･調整実習	2W		2			○
	精神看護学課題研究	2通		4			○
	精神看護学特別研究	1～2通		8	○	○	
	他領域専門科目　*1			2	★	★	
	小計				16	16	28
合計					30	30	42

◎印：看護学研究科博士前期課程の必修科目
○印：選択した専門領域における履修モデルの必修科目
◆印：選択した専門領域における 履修モデルの選択必修科目
■印：選択科目（履修することが望ましい科目）
★印：他領域の専門科目における選択必修科目
無印：自由選択科目
*1：他領域の専門科目から１科目２単位以上を選択し修得する。
*2：看護教育論、看護管理論、コンサルテーション論、看護政策論のうち、1科目２単位以上を選択し修得する。
*3：専門科目精神看護学領域の２科目のうち、１科目２単位以上を選択し修得する。

2-2　博士前期課程　履修モデル（生涯発達看護学分野）

区分	授業科目	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	母性看護学 研究者コース	小児看護学 研究者コース	成人看護学 研究者コース	老年看護学 研究者コース	老年看護学 専門看護師コース
共通科目	看護理論	1S	2		◎	◎	◎	◎	◎
	看護研究Ⅰ（総論）	1S	2		◎	◎	◎	◎	◎
	看護研究Ⅱ（統計）	1W		2					
	看護倫理	1W	2		◎	◎	◎	◎	◎
	国際看護論	1W		2	○	○	○	○	
	哲学的人間論	1S		2	○	○	○	○	
	看護教育論	1S		2	○		○		◆ *2
	看護管理論	1S		2		○		○	◆ *2
	コンサルテーション論	1S		2	○	○	○	○	*2
	看護政策論	1W		2					◆ *2
	フィジカルアセスメント	1S		2					○
	最新病態生理学	1S		2					○
	臨床薬理学	1W		2					○
	小計				14	14	14	14	14
専門科目	母性看護学特論	1S		2	○				
	母性看護学演習Ⅰ	1W		2	○				
	母性看護学演習Ⅱ	2S		2	○				
	母性看護学特別研究	1～2通		8	○				
	小児看護学特論	1S		2		○			
	小児看護学演習Ⅰ	1W		2		○			
	小児看護学演習Ⅱ	2S		2		○			
	小児看護学特別研究	1～2通		8		○			
	成人看護学特論	1S		2			○		
	成人看護学演習Ⅰ	1W		2			○		
	成人看護学演習Ⅱ	2S		2			○		
	成人看護学特別研究	1～2通		8			○		
	老年看護学特論Ⅰ（老年看護学の基盤）	1S		2				○	○
	老年看護学特論Ⅱ（健康生活評価）	1S		2				■	○
	老年看護学特論Ⅲ（病態・治療論）	1S		2					○
	老年看護学特論Ⅳ（看護実践論）	1W		2					○
	老年看護学特論Ⅴ（サポートシステム）	2S		2					○
	老年看護学演習Ⅰ（慢性期における老年看護）	1W		2					○
	老年看護学演習Ⅱ（ケア施設における老年看護）	1W		2				○	○
	老年看護学実習Ⅰ（慢性期における高度実践老年看護）	2S		4					○
	老年看護学実習Ⅱ（ケア施設における高度実践老年看護）	2通		6					○
	老年看護学課題研究	2通		4					○
	老年看護学特別研究	1～2通		8	○	○	○	○	
	他領域専門科目　*1			2	★	★	★	★	
	小計				16	16	16	16	28
合計					30	30	30	30	42

◎印：看護学研究科博士前期課程の必修科目
○印：選択した専門領域における履修モデルの必修科目
◆印：選択した専門領域における 履修モデルの選択必修科目
■印：選択科目（履修することが望ましい科目）
★印：他領域の専門科目における選択必修科目
無印：自由選択科目
*1：他領域の専門科目から１科目２単位以上を選択し修得する。
*2：看護教育論、看護管理論、コンサルテーション論、看護政策論のうち、1科目２単位以上を選択し修得する。

2-3　博士前期課程　履修モデル（広域看護学分野）

区分	授業科目	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	公衆衛生看護学 研究者コース	在宅看護学 研究者コース	災害看護学 研究者コース	災害看護学 研究者コース
共通科目	看護理論	1S	2		◎	◎	◎	◎
	看護研究Ⅰ（総論）	1S	2		◎	◎	◎	◎
	看護研究Ⅱ（統計）	1W		2				
	看護倫理	1W	2		◎	◎	◎	◎
	国際看護論	1W		2	○	○	○	
	哲学的人間論	1S		2	○	○		
	看護教育論	1S		2				◆ *2
	看護管理論	1S		2	○	○	○	◆ *2
	コンサルテーション論	1S		2	○	○	○	◆ *2
	看護政策論	1W		2			○	◆ *2
	フィジカルアセスメント	1S		2				○
	最新病態生理学	1S		2				○
	臨床薬理学	1W		2				○
	小計				14	14	14	14
専門科目	公衆衛生看護学特論	1S		2	○			
	公衆衛生看護学演習Ⅰ	1W		2	○			
	公衆衛生看護学演習Ⅱ	2S		2	○			
	公衆衛生看護学特別研究	1～2通		8	○			
	在宅看護学特論	1S		2		○		
	在宅看護学演習Ⅰ	1W		2		○		
	在宅看護学演習Ⅱ	2S		2		○		
	在宅看護学特別研究	1～2通		8		○		
	災害看護対象論	1S		2			○	○
	災害看護ケア論	1S		2			○	○
	災害と制度	1S		2			■ *3	○
	災害看護援助論	1W		2			■ *3	○
	防災･減災看護論演習	2S		2			■ *3	○
	要援護者看護援助論	2S		2			■ *3	○
	災害看護連携論	2S		2			■ *3	○
	災害看護学実習Ⅰ	1W		3				○
	災害看護学実習Ⅱ	2S		2				○
	災害看護学実習Ⅲ	2S		3				○
	災害看護学実習Ⅳ	2W		2				○
	災害看護学課題研究	2通		4				○
	災害看護学特別研究	1～2通		8			○	
	他領域専門科目　*1			2	★	★	★	
	小計				16	16	16	28
合計					30	30	30	42

◎印：看護学研究科博士前期課程の必修科目
○印：選択した専門領域における履修モデルの必修科目
◆印：選択した専門領域における履修モデルの選択必修科目
■印：選択科目（履修することが望ましい科目）
★印：他領域の専門科目における選択必修科目
無印：自由選択科目
*1：他領域の専門科目から１科目２単位以上を選択し修得する。
*2：看護教育論、看護管理論、コンサルテーション論、看護政策論のうち､1科目2単位以上を選択し修得する。
*3：専門科目災害看護学領域のうち１科目２単位以上を選択し修得する。

2-4　博士前期課程修了（標準修業年限２年）の基本スケジュール

時期		事項	概要（研究指導及び審査等）
1年次	4 月	研究指導教員の決定と履修指導 ⇩	◆ 主研究指導教員は学生の出願時に希望した教員とする。 ◆ 副研究指導教員は、研究科委員会で 2 名を選出する。 ◆ 研究指導教員は、学生の研究課題に応じた履修計画を指導する。 ◆ 研究指導教員は、学生の研究課題の焦点化と計画書作成及び研究倫理審査申請書作成を指導する。
	11 月	研究計画書作成 ⇩	
	12 月	研究倫理審査委員会の審査 ⇩	◆ 研究倫理審査委員会にて審査を行う。
	3 月	研究経過発表会	◆ 指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、学生は指導教員と共に研究活動を検討する。
2年次		研究計画に基づく研究活動 ⇩	◆ 学生は研究計画に基づいてデータ収集と分析、結果の整理を、指導教員の助言・指導を受けながら遂行して行く。 ◆ 研究指導教員の継続的な指導を受けながら、学生は研究計画通り進捗するよう努力し、研究中間発表会に備える。
	10 月	研究中間発表会 ⇩	◆ 中間発表会において、研究指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、学生は研究指導教員と共に研究活動を検討する。
		修士論文の作成 ⇩	◆ 研究指導教員は、論文作成を指導すると共に、学会発表及び学術誌への投稿に向けた指導を行う。
		修士論文の完成 ⇩	
	1 月中旬	修士論文の審査 ⇩	◆ 修了要件（研究者コース 30 単位、専門看護師コース 42 単位）が取得見込みであることを確認し、「論文審査委員会」にて修士学位論文の審査を行う。
		最終試験 ⇩	◆ 「論文審査委員会」は最終試験を行い、学位論文及び最終試験の評価について審議し、研究科長に報告する。
	2 月末	学位授与判定 ⇩	◆ 学位授与判定は、研究科委員会において「論文審査委員会」の報告を受けて、可否を判定する。
	3 月	学位記授与	◆ 大学院修了式・学位記授与式にて学長が、修士（看護学）の学位を授与する。

2-5　博士前期課程修了（長期履修３年）の基本スケジュール

時期		事項	概要（研究指導及び審査等）
1年次	4 月	研究指導教員の決定と履修指導 ⇩	◆ 主研究指導教員は学生の出願時に希望した教員とする。 ◆ 副研究指導教員は、研究科委員会で 2 名を選出する。 ◆ 研究指導教員は、学生の研究課題に応じた履修計画を指導する。 ◆ 研究指導教員は、学生の研究課題の焦点化と計画書作成及び研究倫理審査申請書作成を指導する。
	3 月	研究計画書作成	
2年次		研究倫理審査委員会の審査 ⇩	◆ 研究倫理審査委員会にて審査を行う。
	10 月	研究経過発表会 ⇩	◆ 研究指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、学生は研究指導教員と共に研究活動を検討する。
		研究計画に基づく研究活動 ⇩	◆ 学生は研究計画に基づいてデータ収集と分析、結果の整理を、研究指導教員の助言・指導を受けながら遂行して行く。 ◆ 研究指導教員の継続的な指導を受けながら、学生は研究計画通り進捗するよう努力し、研究中間発表会に備える。
	3 月	研究中間発表会	◆ 中間発表会において、研究指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、学生は研究指導教員と共に研究活動を検討する。
3年次		修士論文の作成 ⇩ 修士論文の完成 ⇩	◆ 研究指導教員は、論文作成を指導すると共に、学会発表及び学術誌への投稿に向けた指導を行う。
	1 月中旬	修士論文の審査 ⇩	◆ 修了要件（研究者コース 30 単位、専門看護師コース 42 単位）が取得見込みであることを確認し、「論文審査委員会」にて修士学位論文の審査を行う。
		最終試験 ⇩	◆「論文審査委員会」は最終試験を行い、学位論文及び最終試験の評価について審議し、研究科長に報告する。
	2 月末	学位授与判定 ⇩	◆ 学位授与判定は、研究科委員会において「論文審査委員会」の報告を受けて、可否を判定する。
	3 月	学位記授与	◆ 大学院修了式・学位記授与式にて学長が、修士（看護学）の学位を授与する。

3　博士後期課程の科目と履修

履修科目	博士後期課程における授業科目は、ディプロマ・ポリシーに従って共通科目と専門科目及び特別研究から構成されている。 ＜共通科目＞ 看護学研究者・教育者となるために必要な看護学の学問的位置づけを探求する「看護科学哲学」、高度な研究方法論を教授する「看護学研究方法論」、研究のために必要な高度統計学を教授する「高等社会統計学」、教育力を高めるための「看護教育学」で構成している。 ＜専門科目＞ 専門科目は、基盤看護学分野、生涯発達看護学分野、広域看護学分野の3分野に区分し、基盤看護学分野は理論看護学及び精神看護学、生涯発達看護学分野は母子看護学、成人看護学及び老年看護学、広域看護学分野は、公衆衛生看護学、在宅看護学及び災害看護学において、「特論」と「演習科目」で構成している。 ＜特別研究＞ 学生各自の研究課題に応じて、学術性の高い研究計画を立案し、研究活動を展開して博士論文を作成するため「看護学特別研究」で構成している。
研究指導教員の決定	⑴学生の出願時に希望した教員を主研究指導教員とし、副研究指導教員は研究科委員会が選出する。 ⑵2年次において主・副研究指導教員に変更があった場合は、教務課へ申し出の上、所定の期間内に変更手続きをすること。
研究計画書の作成・研究倫理審査	研究指導教員のもと、研究計画書の作成及び研究倫理委員会申請書を作成し、研究倫理委員会の審査を受ける。
研究経過発表会	研究指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、学生は指導教員と共に研究活動を検討する。研究経過発表会の日時は、別途指示する。
研究中間発表会	研究指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、研究指導教員と共に研究活動を検討する。研究中間発表会の日時は、別途指示する。
博士学位論文の作成・学会発表および学術誌への投稿	研究指導教員の指導のもと、博士論文に関係した内容を国内外での学術集会での発表、および学術誌へ投稿する。
博士学位論文の公聴会	公聴会において、広く本学及び他大学教員などから指導・助言を受ける、研究指導教員とともに博士論文の完成を行う。

博士学位論文の審査	所定の手続きに沿って、学位申請手続きを行う。
学位審査の資格要件	学位審査には、以下の要件を満たさなければならない。 ⑴ 研究科博士後期課程の３年次以上に在学し、学位申請日の属する年度末までの通算在学期間が原則６年以内であること。ただし、満期退学者については、最初に後期課程に入学した日から原則 6 年以内に申請すること。 ⑵ 学位審査について主・副研究指導教員２人以上の承諾を得ていること。 ⑶ 博士論文に関係した内容を、日本学術会議協力学術研究団体に所属している学会あるいは国際学会の学術集会で1回以上発表していること。 ⑷ 博士論文に関係した内容を、査読付き学術専門誌にファーストオーサーとして１編以上、掲載または受理されていること。
学位審査申請手続	⑴ 博士の学位審査は、次に掲げる書類の提出によって行う。 ① 学位審査申請書　1部 ② 博士学位論文　3部（正本１部、副本２部以上）以上 ③ 博士学位論文要旨　3部（正本１部、副本２部以上）以上 ④博士学位論文に関係した内容を、日本学術会議協力学術研究団体に所属している学会あるいは国際学会の学術集会にアブストラクトが受理された旨記載の「メール」等を印刷したもの　3部以上 ⑤博士学位論文に関係した内容を、査読付き学術専門誌にフォーストオーサーとして掲載または受理証明書　3部以上 ⑥主論文共著者全員の承諾書（自筆＜写し不可＞）　1部 ⑦公表についての出版社からの回答等（文書・メールの写し等）１部 ⑧博士学位論文の公表方法について　1部 ⑨博士学位論文の全文公表データ（電子データ） ⑩博士学位論文の要約　（電子データ：要約を公表する者のみ提出）１部 ⑪審査手数料領収書１部（写し１部） ⑵ 博士論文の体裁は別途指示する ⑶ 博士論文要旨の体裁は別途指示する 学位審査申請提出締切日：別途指示する
博士学位論文の審査基準	博士学位論文については、以下の基準により総合的に判断する。 ⑴ 看護学における博士としての十分な知識と研究能力を有し、看護学の発展に貢献できる。

	⑵ 四天王寺大学倫理審査委員会の承認を経て、研究が実施されている（人を対象とした研究の場合）。 ⑶ 研究の背景・意義について、先行研究の検討に基づいて明確に記述されている。 ⑷ 先行研究や資料が適切に取り扱われており、当該研究分野における研究の水準に達している。 ⑸ 当該研究領域の博士論文として、独自の研究結果に基づき一貫した論旨で構成されている。 ⑹ 当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、新規性、創造性、重要性、有用性が認められる。 ⑺ 論文審査委員会においての発表や質疑応答の内容が適切である。
学位審査	博士論文の審査（公開）及び最終試験を行い、学位授与の可否について審査する。
後期課程の修了要件	履修科目一覧を確認すること。
単位修得満期退学	3 年以上在学し、その間正規の研究指導を受け、所定の科目について必要な単位（必修 18 単位以上）を修得した場合、単位修得満期の退学願を提出することができる。 依頼退学願提出期限　：　2 月下旬

3-1　博士後期課程　履修モデル例

区分		授業科目	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	基盤看護学分野（理論看護）	生涯発達看護学分野（老年看護）	広域看護学分野（在宅看護）
共通科目		看護科学哲学	1S	2		◎	◎	◎
		看護学研究方法論	1S	2		◎	◎	◎
		高等社会統計学	1W		2			○
		看護教育学	1W		2	○	○	
		小計				6	6	6
専門科目	基盤看護学分野	理論看護学特論	1通		2	○		
		理論看護学演習	2通		2	○		
		精神看護学特論	1通		2			
		精神看護学演習	2通		2			
	生涯発達看護学分野	母子看護学特論	1通		2			
		母子看護学演習	2通		2			
		成人看護学特論	1通		2			
		成人看護学演習	2通		2			
		老年看護学特論	1通		2		○	
		老年看護学演習	2通		2		○	
	広域看護学分野	公衆衛生看護学特論	1通		2			
		公衆衛生看護学演習	2通		2			
		在宅看護学特論	1通		2			○
		在宅看護学演習	2通		2			○
		災害看護学特論	1通		2			
		災害看護学演習	2通		2			
		小計				4	4	4
特別研究		看護学特別研究	1～3通	8		◎	◎	◎
		小計				8	8	8
合計						18	18	18

◎印：看護学研究科博士後期課程の必修科目
○印：選択した専門領域における履修モデルの必修科目

3-2　博士後期課程修了の基本スケジュール

時期		事項	概要（研究指導及び審査等）
1年次	4月	研究指導教員の決定と履修指導	◆ 主研究指導教員は学生の出願時に希望した教員とする。 ◆ 副研究指導教員は、研究科委員会で2名を選出する。 ◆ 研究指導教員は、学生の研究課題に応じた履修計画を指導する。
	9月	研究計画書作成	◆ 研究指導教員は、学生の研究課題の焦点化と計画書作成及び研究倫理審査申請書作成を指導する。
	11月	研究倫理審査委員会の審査	◆ 研究倫理審査委員会にて審査を行う。
	3月	研究計画発表会	◆ 研究指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、学生は研究指導教員と共に研究活動を検討する。
2年次	4月	研究計画に基づく研究活動	◆ 学生は研究計画に基づいてデータ収集と分析、結果の整理を、研究指導教員の助言・指導を受けながら遂行して行く。 ◆ 研究指導教員の継続的な指導を受けながら、学生は研究計画通り進捗するよう努力し、研究中間発表会に備える。
	6月	研究中間発表会	◆ 中間発表会において、研究指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、学生は研究指導教員と共に研究活動を検討する。
	12月〜3月	博士学位論文の作成 国内外の学会発表および学術誌への投稿	◆ 研究指導教員は、論文作成を指導すると共に、学会発表及び学術誌への投稿に向けた指導を行う。 ◆ 学生は研究指導教員の指導の下で国内外の学術集会での発表、および学術誌へ投稿する。
3年次	9月	博士学位論文の公聴会	◆ 公聴会において、広く本学及び他大学の教員などから、指導・助言を受ける。 ◆ 研究指導教員は、公聴会の指導・助言を受けて、学生と共に論文の洗練化をはかり、更なる論文の完成度を目指して学生指導を継続する。
	12月	博士学位論文の完成	◆ 学生は研究指導教員とともに、博士論文の完成を目指す。
	1月中旬	博士学位論文の審査 最終試験	◆ 修了要件（18単位）が取得見込みであることを確認し、「論文審査委員会」にて博士学位論文の審査を行う。 ◆ 「論文審査委員会」は最終試験を行い、学位論文及び最終試験の評価について審議し、研究科長に報告する。
	2月末	学位授与判定	◆ 学位授与判定は、研究科委員会において「論文審査委員会」の報告を受けて、可否を判定する。
	3月	学位記授与	◆ 大学院修了式・学位記授与式にて学長が、博士（看護学）の学位を授与する。

4　授業科目一覧

【博士前期課程　研究者コース】

種別			授業概要コード	授業科目	単位数		担当者	配当セメスター	開講学期	身につけるべき能力			
					必修	選択				①	②	③	④
共通科目			AD010	看護理論	2		高橋（照）	1～2	S				
			AD015	看護研究Ⅰ(総論)	2		高橋（照）・松尾（ミ）	1～2	S				
			AD020	看護研究Ⅱ(統計)		2		1～2	W				
			AD025	看護倫理	2		高田（早）	1～2	W				
			AD030	国際看護論		2	近藤（麻）	1～2	W				
			AD035	哲学的人間論		2	丸橋	1～2	S				
			AD040	看護教育論		2	安酸	1～2	S				
			AD045	看護管理論		2	鶴田	1～2	S				
			AD050	コンサルテーション論		2	宇佐美・山岡	1～2	S				
			AD055	看護政策論		2	岡谷	1～2	W				
			AD060	フィジカルアセスメント		2	松尾（ミ）・西田（眞）・赤井・鈴木（真）	1～2	S				
			AD065	最新病態生理学		2	仲谷	1～2	S				
			AD070	臨床薬理学		2	三浦	1～2	W				
共通科目の最低修得単位数					6	8	小計 14 単位以上						
専門科目	基盤看護学分野	理論看護学領域	AD075	理論看護学特論		2	高橋（照）・和田（恵）・坂口・池内	1～2	S				
			AD080	理論看護学演習Ⅰ		2	高橋（照）・和田（恵）・坂口・池内	1～2	W				
			AD085	理論看護学演習Ⅱ		2		3～4					
			AD090	理論看護学特別研究		8	高橋(照)(※)・和田(恵)	1～4	S・W				
		精神看護学領域	AD095	精神障害者制度・法律特論(※)		2	宇佐美・倉知	1～2	S				
			AD100	精神科アセスメントと精神科診断学		2	宇佐美・大磯・高橋（教）	1～2	S				
			AD105	精神療法(※)		2	宇佐美・小谷	1～2	S				
			AD110	精神科薬物療法		2	宇佐美・大磯・高橋（教）	1～2	W				
			AD115	精神看護高度実践看護介入技法(※)		2	宇佐美	1～2	S				
			AD120	精神障害者ケースマネジメント支援論		2	宇佐美・倉知	1～2	W				
			AD125	リエゾン精神看護学		2		3～4					
			AD130	認知症治療看護援助論		2	宇佐美	1～2	W				
			AD135	役割開発実習		2		3～4					
			AD140	精神科診断・治療実習		2	宇佐美・川田	1～2	W				
			AD145	精神看護直接ケア実習		2	宇佐美・川田	1～2	S				
			AD150	精神看護サブスペシャリティ実習		2		3～4					
			AD155	相談・調整実習		2		3～4					
			AD160	精神看護学課題研究		4		3～4					
			AD165	精神看護学特別研究		8	宇佐美(※)	1～4	S・W				
	生涯発達看護学分野	母性看護学領域	AD170	母性看護学特論		2	赤井・宮本（雅）	1～2	S				
			AD175	母性看護学演習Ⅰ		2	赤井・宮本（雅）	1～2	W				
			AD180	母性看護学演習Ⅱ		2		3～4					
			AD185	母性看護学特別研究		8	赤井・宮本（雅）	1～4	S・W				
		小児看護領域	AD190	小児看護学特論		2	鈴木（真）・西元	1～2	S				
			AD195	小児看護学演習Ⅰ		2	鈴木（真）・西元	1～2	W				
			AD200	小児看護学演習Ⅱ		2		3～4					
			AD205	小児看護学特別研究		8	鈴木（真）・西元	1～4	S・W				

種別			授業概要コード	授業科目	単位数		担当者	配当セメスター	開講学期	身につけるべき能力			
					必修	選択				①	②	③	④
専門科目	生涯発達看護学分野	成人看護学領域	AD210	成人看護学特論(※)		2	松尾（ミ)･福田（和)･藤原（尚)･吉川（有)	1～2	S				
			AD215	成人看護学演習Ⅰ(※)		2	松尾（ミ)･福田（和)･藤原（尚)･松田（常)	1～2	W				
			AD220	成人看護学演習Ⅱ		2		3～4					
			AD225	成人看護学特別研究		8	松尾(ミ)･福田(和)･藤原(尚)(※)	1～4	S･W				
		老年看護学領域	AD230	老年看護学特論Ⅰ(老年看護学の基盤)(※)		2	西田（眞)･得居	1～2	S				
			AD235	老年看護学特論Ⅱ(健康生活評価)		2	西田（眞)･得居	1～2	S				
			AD240	老年看護学特論Ⅲ(病態･治療論)		2	西田（眞)･仲谷	1～2	S				
			AD245	老年看護学特論Ⅳ(看護実践論)		2	西田（眞)･得居	1～2	W				
			AD250	老年看護学特論Ⅴ(サポートシステム)		2		3～4					
			AD255	老年看護学演習Ⅰ(慢性期における老年看護)		2	西田（眞)･得居	1～2	W				
			AD260	老年看護学演習Ⅱ(ケア施設における老年看護)		2	西田（眞)･得居	1～2	W				
			AD265	老年看護学実習Ⅰ(慢性期における高度実践老年看護)		4		3～4					
			AD270	老年看護学実習Ⅱ(ケア施設における高度実践老年看護)		6		3～4					
			AD280	老年看護学課題研究		4		3～4					
			AD285	老年看護学特別研究		8	西田（眞)	1～4	S･W				
	広域看護学分野	公衆衛生看護学領域	AD290	公衆衛生看護学特論		2	山田(和)･岡本(啓)･小出	1～2	S				
			AD295	公衆衛生看護学演習Ⅰ		2	山田(和)･岡本(啓)･小出	1～2	W				
			AD300	公衆衛生看護学演習Ⅱ		2		3～4					
			AD305	公衆衛生看護学特別研究		8	山田(和)･岡本(啓)･小出	1～4	S･W				
		在宅看護学領域	AD310	在宅看護学特論(※)		2	大橋･小林(美)･乗越	1～2	S				
			AD315	在宅看護学演習Ⅰ(※)		2	大橋･小林(美)･乗越	1～2	W				
			AD320	在宅看護学演習Ⅱ		2		3～4					
			AD325	在宅看護学特別研究		8	大橋(※)･小林(美)･乗越	1～4	S･W				
		災害看護学領域	AD330	災害看護対象論		2	山本（あ)･亀井	1～2	S				
			AD335	災害看護ケア論		2	山本（あ)･亀井	1～2	S				
			AD340	災害と制度		2	山本（あ)･亀井	1～2	S				
			AD345	災害看護援助論		2	山本（あ)･亀井	1～2	W				
			AD350	防災･減災看護論演習		2		3～4					
			AD355	要援護者看護援助論		2		3～4					
			AD360	災害看護連携論		2		3～4					
			AD365	災害看護学実習Ⅰ		3	山本（あ)･亀井	1～2	W				
			AD370	災害看護学実習Ⅱ		2		3～4					
			AD375	災害看護学実習Ⅲ		3		3～4					
			AD380	災害看護学実習Ⅳ		2		3～4					
			AD385	災害看護学課題研究		4		3～4					
			AD395	災害看護学特別研究		8	山本（あ)	1～4	S･W				
専門科目の最低修得単位数						16	小計16単位以上						
研究者コース修了に必要な修得単位数					6	24	合計30単位以上						

＜修了要件及び履修方法＞

共通科目から必修6単位を含み14単位以上、専門科目から9つの領域のうち一つの領域を主たる領域として当該領域の「特論」、「演習」、「特別研究」を含み14単位以上及び他の領域から2単位以上の合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文の審査および最終試験に合格すること。

※：令和2年度開講

【博士前期課程　専門看護師コース（精神看護学・老年看護学・災害看護学)】

種別			授業概要コード	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	担当者	配当セメスター	開講学期	身につけるべき能力 ①	②	③	④
共通科目			AD010	看護理論	2		高橋（照）	1〜2	S				
			AD015	看護研究Ⅰ(総論)	2		高橋（照)・松尾（ミ）	1〜2	S				
			AD020	看護研究Ⅱ(統計)		2	平井	1〜2	W				
			AD025	看護倫理	2		高田（早）	1〜2	W				
			AD030	国際看護論		2	近藤（麻）	1〜2	W				
			AD035	哲学的人間論		2	丸橋	1〜2	S				
			AD040	看護教育論	2	2	安酸	1〜2	S				
			AD045	看護管理論		2	鶴田	1〜2	S				
			AD050	コンサルテーション論		2	宇佐美・山岡	1〜2	S				
			AD055	看護政策論		2	岡谷	1〜2	W				
			AD060	フィジカルアセスメント	2		松尾（ミ)･西田（眞)･赤井・鈴木（真）	1〜2	S				
			AD065	最新病態生理学	2		仲谷	1〜2	S				
			AD070	臨床薬理学	2		三浦	1〜2	W				
共通科目の最低修得単位数					14		小計14単位以上						
専門科目	基盤看護学分野	精神看護学領域	AD095	精神障害者制度･法律特論		2	宇佐美・倉知	1〜2	S				
			AD100	精神科アセスメントと精神科診断学		2	宇佐美･大磯･高橋（教）	1〜2	S				
			AD105	精神療法		2	宇佐美・小谷	1〜2	S				
			AD110	精神科薬物療法		2	宇佐美･大磯･高橋（教）	1〜2	W				
			AD115	精神看護高度実践看護介入技法		2	宇佐美	1〜2	S				
			AD120	精神障害者ケースマネジメント支援論		2	宇佐美・倉知	1〜2	W				
			AD125	リエゾン精神看護学		2		3〜4					
			AD130	認知症治療看護援助論		2	宇佐美	1〜2	W				
			AD135	役割開発実習		2		3〜4					
			AD140	精神科診断･治療実習		2	宇佐美・川田	1〜2	W				
			AD145	精神看護直接ケア実習		2	宇佐美・川田	1〜2	S				
			AD150	精神看護サブスペシャリティ実習		2		3〜4					
			AD155	相談･調整実習		2		3〜4					
			AD160	精神看護学課題研究		4		3〜4					
			AD165	精神看護学特別研究		8	宇佐美	1〜4	S･W				
	生涯発達看護学分野	老年看護学領域	AD230	老年看護学特論Ⅰ(老年看護学の基盤)		2	西田（眞)・得居	1〜2	S				
			AD235	老年看護学特論Ⅱ(健康生活評価)		2	西田（眞)・得居	1〜2	S				
			AD240	老年看護学特論Ⅲ(病態･治療論)		2	西田（眞）	1〜2	S				
			AD245	老年看護学特論Ⅳ(看護実践論)		2	西田（眞)・得居	1〜2	W				
			AD250	老年看護学特論Ⅴ(サポートシステム)		2		3〜4					
			AD255	老年看護学演習Ⅰ(慢性期における老年看護)		2	西田（眞)・得居	1〜2	W				
			AD260	老年看護学演習Ⅱ(ケア施設における老年看護)		2	西田（眞)・得居	1〜2	W				
			AD265	老年看護学実習Ⅰ(慢性期における高度実践老年看護)		4		3〜4					
			AD270	老年看護学実習Ⅱ(ケア施設における高度実践老年看護)		6		3〜4					
			AD280	老年看護学課題研究		4		3〜4					
			AD285	老年看護学特別研究		8	西田（眞）	1〜4	S･W				

種別			授業概要コード	授業科目	単位数		担当者	配当セメスター	開講学期	身につけるべき能力			
					必修	選択				①	②	③	④
専門科目	広域看護学分野	災害看護学領域	AD330	災害看護対象論		2	山本（あ）・亀井	1〜2	S				
			AD335	災害看護ケア論		2	山本（あ）・亀井	1〜2	S				
			AD340	災害と制度		2	山本（あ）・亀井	1〜2	S				
			AD345	災害看護援助論		2	山本（あ）・亀井	1〜2	W				
			AD350	防災･減災看護論演習		2		3〜4					
			AD355	要援護者看護援助論		2		3〜4					
			AD360	災害看護連携論		2		3〜4					
			AD365	災害看護学実習Ⅰ		3	山本（あ）・亀井	1〜2	W				
			AD370	災害看護学実習Ⅱ		2		3〜4					
			AD375	災害看護学実習Ⅲ		3		3〜4					
			AD380	災害看護学実習Ⅳ		2		3〜4					
			AD385	災害看護学課題研究		4		3〜4					
			AD395	災害看護学特別研究		8	山本（あ）	1〜4	S･W				
専門科目の最低修得単位数						28	小計16単位以上						
専門看護師コースに必要な修得単位数					14	28	合計42単位以上						

＜修了要件及び履修方法＞

●共通科目から 14 単位以上（必修 6 単位を含み専門看護師コース必修科目の【フィジカルアセスメント】、【最新病態生理学】、【臨床薬理学】の 6 単位及び【看護教育論】、【看護管理論】、【コンサルテーション論】、【看護政策論】、から 2 単位以上選択）修得するとともに、3 つの領域のうち一つの領域を主たる領域として当該領域の中から【課題研究】を含み 28 単位以上の合計 42 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格すること。

●専門看護師の資格を取得せずに修了する場合、主研究指導教員と相談したうえで、上記科目表どおり合計 30 単位以上修得することで「研究者コース」として修了することができる。

【博士後期課程】

種別		授業概要コード	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	担当者	配当セメスター	開講学期	身につけるべき能力 ①	②	③
共通科目		AE010	看護科学哲学	2		高橋（照）・松葉	1〜2	S			
		AE015	看護学研究方法論	2		高橋（照）・松尾（ミ）	1〜2	S			
		AE020	高等社会統計学		2	高木	1〜2	W			
		AE025	看護教育学		2	安酸	1〜2	W			
共通科目の最低修得単位数				4	2	小計6単位以上					
専門科目	基盤看護学分野	AE030	理論看護学特論（※）		2	高橋（照）・和田（恵）	1〜2	S・W			
		AE035	理論看護学演習		2		3〜4				
		AE040	精神看護学特論（※）		2	宇佐美	1〜2	S・W			
		AE045	精神看護学演習		2		3〜4				
	生涯発達看護学分野	AE050	母子看護学特論		2	鈴木（真）・赤井	1〜2	S・W			
		AE055	母子看護学演習		2		3〜4				
		AE065	成人看護学特論		2	松尾（ミ）・福田（和）	1〜2	S・W			
		AE070	成人看護学演習		2		3〜4				
		AE075	老年看護学特論		2	西田（眞）	1〜2	S・W			
		AE080	老年看護学演習		2		3〜4				
	広域看護学分野	AE085	公衆衛生看護学特論		2	山田（和）・岡本（啓）・小出	1〜2	S・W			
		AE090	公衆衛生看護学演習		2		3〜4				
		AE095	在宅看護学特論		2	大橋・小林（美）・乗越	1〜2	S・W			
		AE100	在宅看護学演習		2		3〜4				
		AE105	災害看護学特論		2	山本（あ）・亀井	1〜2	S・W			
		AE115	災害看護学演習		2		3〜4				
専門科目の最低修得単位数					4	小計4単位以上					
特別研究		AE120	看護学特別研究	8		高橋（照）（※）・宇佐美（※）・鈴木（真）・赤井・松尾（ミ）・福田（和）・西田（眞）・山田（和）・岡本（啓）・小出・小林（美）・大橋・山本（あ）	1〜6	S・W			
特別研究の修得単位数				8		小計8単位					
修了に必要な最低修得単位数				12	6	合計18単位以上					

共通科目6単位、専門科目の専攻する分野から4単位以上、特別研究8単位の合計18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格すること。

※：令和2年度開講

学則・諸規程等

四天王寺大学大学院学則

第１章　総　　則

（名称・設置者）

第 1 条　本大学院は、四天王寺大学大学院と称し、学校法人四天王寺学園がこれを設置する。

（目　的）

第 2 条　本大学院は、聖徳太子が四天王寺を創建された精神にのっとり、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

（自己点検・評価）

第 3 条　前条の目的および使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について、本大学院において自ら不断に点検および評価を行い、その教育研究水準の向上を図るものとする。

2　前項の自己点検・評価を行う組織・項目など、実施に必要な体制については別に定める。

（所在地）

第 4 条　本大学院は大阪府羽曳野市学園前３丁目２番１号に置く。

第２章　研究科、専攻、課程、修業年限および学生定員

（研究科、専攻）

第 5 条　本大学院に次の研究科および専攻を置く。

（１）　人文社会学研究科　人間福祉学専攻

（２）　看護学研究科　看護学専攻

（課程、標準修業年限）

第 6 条　本大学院に博士課程を置く。

2　博士課程の標準修業年限は５年とする。

3　博士課程はこれを標準修業年限２年の前期課程および標準修業年限３年の後期課程に区分する。

4　前項に定める博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

（課程の目的）

第 7 条　本大学院の博士前期課程および博士後期課程の目的を次のとおりとする。

（１）　博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

（２）　博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（学生定員）

第８条　入学定員および収容定員は次の通りとする。

研究科	専　攻	博士前期課程		博士後期課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員
人文社会学研究科	人間福祉学専攻	１０人	２０人	３人	９人	２９人
看護学研究科	看護学専攻	６人	１２人	３人	９人	２１人

（専攻の目的）

第８条の２　前条における各研究科に置く専攻の目的は次のとおりとする。

（１）　人間福祉学専攻

人間・福祉・仏教をキーワードに、社会福祉の理論と実践に関する高度な学識を養い、社会福祉における基礎的・体系的な研究能力を備えた社会福祉各領域の専門家及び指導者の養成を目的とする。

（２）　看護学専攻

人間と命に対する畏敬の念と高い倫理観に基づき、居宅や医療・保健、福祉機関で提供される看護ケア方略開発に向けて、科学的根拠に基づいた研究ができる力、あるいは高度実践看護師（専門看護師）に求められる実践能力を培うことを目的とする。

（在学年限）

第９条　博士前期課程の在学年限は４年を超えることはできない。

２　博士後期課程の在学年限は６年を超えることはできない。

（長期履修生）

第１０条　学生が職業を有している等の事情により、第６条に規定する年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する者を、長期履修生としてこれを認めることがある。

２　長期履修生について必要な事項は、別に定める。

第３章　学年、学期、授業日数および休業日

（学　年）

第１１条　学年は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。

（学　期）

第１２条　学年を分けて、次の２学期とする。

夏学期　４月 １日から９月１９日まで

冬学期　９月２０日から翌年 ３月３１日まで

２　必要がある場合は前項の期間を変更することができる。

（授業日数）

第１３条　１年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、３５週にわたるとともに、各学期の授業日数は１５週にわたることを原則とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

（休業日）

第１４条　休業日は原則として次の通りとする。

（１）　日曜日

（２）　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

（３）　本学園の創立記念日　２月２２日

（４）　夏期休業日　８月５日から８月３１日まで

（５）　冬期休業日　12月27日から１月７日まで

（６）　春期休業日　３月25日から４月１日まで

２　必要がある場合は前項の休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

第４章　授業科目および単位

（教育方法）

第１５条　本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（教育方法の特例）

第１６条　本大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（授業科目の編成等）

第１７条　博士前期課程および博士後期課程に開設する授業科目の編成、単位数等は別表第１の通りとする。

第５章　履修方法および課程修了

（博士前期課程の修了要件）

第１８条　博士前期課程の修了要件を次の通りとする。

（１）　人文社会学研究科

本大学院に２年以上在学し、３２単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。

（２）　看護学研究科

本大学院に２年以上在学し、３０単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。

（博士後期課程の修了要件）

第１９条　博士後期課程の修了要件を次の通りとする。大学院に５年（修士課程または博士前期課程を修了した者にあっては、当該課程における２年間の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者に

ついては、大学院に３年（修士課程または博士前期課程に２年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

（単位の計算方法）

第２０条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

（１）　講義科目および演習科目については、１５時間から３０時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって１単位とする。

（２）　実験、実習および実技については、３０時間から４５時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって１単位とする。

（３）　前各号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数は、前各号に規定する基準を考慮して定める。

（単位の授与）

第２１条　授業科目を履修し、その試験等に合格した者には所定の単位を与える。

２　試験は履修した授業科目について、筆記、口述および論文等の方法によって行う。

（成績評価基準等の明示等）

第２１条の２　学生に対して、授業および研究指導の方法および内容並びに一年間の授業および研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　学修の成果に係る評価および修了の認定に当っては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（試験等の評価）

第２２条　試験等の評価は１００点満点とし、６０点以上を合格とする。

２　前項の合格の評価は秀、優、良、可の４段階をもって表示する。

３　単位の修得および試験に関する規程は別に定める。

（他の研究科・専攻等の授業科目の履修）

第２２条の２　教育研究上有益と認めるときは、学生が他の研究科もしくは専攻の授業科目を履修することができるものとする。

（他の大学院における授業科目の履修）

第２３条　教育研究上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議の上、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

２　前項により履修した授業科目の単位は、１０単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

３　前項の規定は、学生が外国に留学する場合に準用する。

（入学前の既修得単位等の認定）

第２４条　教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第２３条において修得したも

のとみなす単位数と合わせて１０単位を超えないものとする。

（他の大学院等における研究指導）

第２５条　教育研究上有益と認めるときは、他の大学院または研究所等とあらかじめ協議の上、当該の大学院または研究所等において研究指導を受けさせることができる。

２　博士前期課程の学生が前項の研究指導を受ける期間は、１年を超えないものとする。

第６章　課程修了の認定および学位の称号

（課程修了の認定）

第２６条　課程修了の認定は、当該研究科委員会の議を経て学長が行う。

（学位の授与）

第２７条　博士前期課程を修了した者には次の区分により学位を授与する。

研　究　科	専　　攻	学　　位
人文社会学研究科	人間福祉学専攻	修士（人間福祉学）
看護学研究科	看護学専攻	修士（看護学）

２　博士後期課程を修了した者には次の区分により学位を授与する。

研　究　科	専　　攻	学　　位
人文社会学研究科	人間福祉学専攻	博士（人間福祉学）
看護学研究科	看護学専攻	博士（看護学）

３　学位の授与に関して必要な事項は、別に定める本大学院学位規程によるものとする。

第７章　入学、休学、退学、除籍等

（入学時期）

第２８条　入学の時期は、各学期の始めとする。

（入学資格）

第２９条　本大学院の博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（１）　大学を卒業した者

（２）　学校教育法により学士の学位を授与された者

（３）　外国において学校教育における１６年の課程を修了した者

（４）　文部科学大臣の指定した者

（５）　外国の大学等において、修業年限が３年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

（６）　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。

（７）　その他、本大学院において大学を卒業した者と同等の学力があると認めた者

２　博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（１）　修士の学位や専門職学位を有する者

（２） 学校教育法により修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
（３） 外国において修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
（４） 文部科学大臣の指定した者
（５） その他、本大学院において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（入学志願）
第３０条　入学志願者は本大学院所定の入学願書に入学検定料および別に定める書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

（選　考）
第３１条　入学志願者については学科試験、面接等の方法により選考を行い、合格者を決定する。

（入学手続）
第３２条　前条の合格者は指定の期日までに本大学院所定の誓約書、保証書を提出するとともに入学金および授業料等の一部を納入しなければならない。
２　学長は前項の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

（保証人）
第３３条　保証人は保護者またはこれに準ずる者であって、当該学生を保護監督し、授業料等の支払いその他本人にかかる一切の事項について身元保証の責を負う。

（異動手続）
第３４条　本人、保証人に転居、改名等の異動があったときには、直ちにその旨を届出なければならない。
２　保証人が死亡その他の事由でその責を果し得なくなったときには新たに保証人を定めなければならない。

（休　学）
第３５条　病気その他やむを得ない事情のため、引続き６週以上にわたり修学することができない者は、その事由を付して休学を願い出ることができる。ただし、病気の場合は医師の診断書を添付しなければならない。
２　病気等のため修学することが適当でないと認められた者については、学長は休学を命ずることがある。
３　休学した者はその学期の試験を受けることはできない。

（休学の期間）
第３６条　休学期間は休学を許可された日から当該学期末までとする。ただし、特別の理由がある場合は、翌学期末まで休学の延長を認めることができる。
２　休学の期間は連続して２年を超えることはできない。
３　休学期間は通算して博士前期課程においては２年、博士後期課程においては３年を限度とする。
４　休学期間は在学年数に算入しない。

（復　学）
第３７条　休学の事由が消滅したときは、学長に復学を願い出ることができる。ただし、病気回復による復学の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

2　復学の時期は学期の始めとし、すでに許可された休学期間内の学期途中での復学は認められない。

3　復学の手続きは休学を願い出た学期内の定められた期日までに完了していなければならない。

（退　学）

第３８条　退学しようとする者は、その事由を付して学長に退学を願い出てその許可を得なければならない。

（再入学等）

第３９条　一旦退学した者が２年以内に再入学を申し出た場合は、在学中の成績等を審査のうえ、これを許可することがある。

2　授業料等滞納による除籍者が２年以内に再入学を申し出た場合も、在学中の成績等を審査のうえ、これを許可することがある。

3　第２項に定める除籍者については、別に定めるところにより審査のうえ、復籍を許可することがある。

（転学・転入学）

第３９条の２　学生が他の大学院に転学しようとするときは、保証人連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2　他の大学院から転入を希望する者については、試験のうえ、これを許可することがある。

（留　学）

第４０条　留学は、教育研究上有益と認められる範囲で本大学院がこれを認め、その許可を得た場合は、これを行うことができる。

2　前項に定める留学を行おうとする者は、その事由を付して学長に願い出なければならない。

（留学期間）

第４１条　前条による留学の期間は別に定める。

（除　籍）

第４２条　次の各号の一に該当する者は除籍する。

（１）　授業料等の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

（２）　第９条に定める在学年限を超えた者

（３）　第３６条に定める休学期間を超えて、なお復学できない者

（４）　長期間にわたり所在不明の者

2　長期履修生については、前項第２号の規定は適用しない。

（外国人留学生）

第４３条　外国籍を有する者で留学のため本大学院に入学を志願する者は、別に定めるところにより選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2　外国人留学生については、本学則の学生に関する規定を準用する。

第８章　入学検定料、入学金、授業料等

（諸納付金）

第４４条　本大学院の入学検定料、入学金および授業料等（授業料、運営維持費、施設拡充費、在籍料、履修料をいう。）の額は別表第２の通りとする。

２　前項の諸納付金の納入に関する規程は別に定める。

（納入期日）

第４５条　授業料等は毎年これを夏学期および冬学期の２回に分けて次の期日までに納入しなければならない。

夏学期　４月１日

冬学期　10月１日

（休学中の授業料等）

第４６条　１学期を通して休学する者は在籍料を納入しなければならない。

２　長期履修生が休学する場合は別に定める。

３　退学する者または退学もしくは停学を命じられた者も、その学期の授業料等全額を納入しなければならない。

（返　還）

第４７条　既納の入学検定料および入学金は事由の如何にかかわらず返還しない。

２　既納の授業料等は、入学手続時における授業料等で当該年度の始まる前日の３月３１日まで（当日が休日に当たるときは休日の前日まで）に入学辞退の申出があった場合を除き、事由の如何にかかわらず返還しない。

（奨学金）

第４８条　学業、人物ともに優秀で入学後特別の事由によって授業料等の納入が困難になった者に対しては、選考のうえ奨学金を給付することがある。

第９章　職員組織

（指導教員）

第４９条　本大学院における授業および研究指導は、主として本大学院および四天王寺大学（以下「本学」という。）の教授が担当する。ただし、特別の事情がある場合は、准教授および講師または助教に担当または分担させることがある。

（職員等）

第５０条　本大学院に研究科長を置く。

２　研究科長は、学長の命を受け、当該研究科の校務を掌り、所属職員を監督する。

３　本大学院の事務を処理するため、事務職員を置く。

第１０章　　教育研究評議会、大学運営会議、研究科委員会

（教育研究評議会）

第５１条　本大学院に教育研究評議会を置く。

２　教育研究評議会に必要な事項は、別に定める。

（大学運営会議）

第５２条　本大学院に大学運営会議を置く。

2　大学運営会議に必要な事項は、別に定める。

（研究科委員会）

第５３条　本大学院に研究科委員会を置く。

2　研究科委員会に必要な事項は、別に定める。

第１１章　付属施設

（図書館）

第５４条　本大学院に図書館を置く。

2　図書館に関する規程は別に定める。

（エクステンションセンター）

第５５条　本大学院にエクステンションセンターを置く。

2　エクステンションセンターに関する規程は別に定める。

（研究所）

第５６条　本大学院に仏教文化研究所を置く。

2　研究所に関する規程は別に定める。

（保健センター）

第５７条　本大学院に保健センターを置く。

2　保健センターに関する規程は別に定める。

第１２章　科目等履修生・研究生・特別研究生

（科目等履修生）

第５８条　本大学院において特定の授業科目につき履修を希望し、その授業科目の単位の修得を希望する者があるときは、在学生の学修に支障のない場合に限り審査のうえ、科目等履修生として修学を許可することがある。

2　科目等履修登録料、科目等履修料は別表第２の通りとする。

（修了試験）

第５９条　科目等履修生は、履修した授業科目の修了試験を受験することができる。

（単位の認定および証書等）

第６０条　科目等履修生が履修した授業科目の修了試験を受験し、これに合格したときには、本大学院の定めるところにより単位の認定を受け、修了証書の授与を受けることができる。

2　科目等履修生としての在籍年数は、正規の課程における在籍年数として認定することはできない。

（研究生・特別研究生）

第６１条　本大学院博士後期課程に３年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者で、さらに本大学院において博士論文作成のための研究継続を希望する者は、研究生として研究を許可することがある。

2　大学院博士前期課程修了の学位（修士）を有する者、あるいは同等の学力があると認められる者は、特別研究生として研究を許可することがある。

3　研究生の研究登録料、研究料は別表第２の通りとする。

4　特別研究生の研究登録料、研究料は研究生に準ずる。

（学則の準用）

第６２条　科目等履修生・研究生・特別研究生に対しては第２章、第４章ないし、第６章および第８章を除き、本学則を準用する。

第１３章　賞　　罰

（表　彰）

第６３条　次の各号の一に該当する者は、大学院研究科委員会の議を経てこれを表彰することがある。

（１）　学業成績および人物が特に優秀な者

（２）　他の学生の模範とすべき篤行のある者

（懲　戒）

第６４条　本大学院の建学の精神もしくは教育方針に違反し、または学生の本分にもとる行為があった者は、その軽重に従い、別に定められた規程に則り、審議する。

２　懲戒は訓告、停学、退学の３種とする。

（退学処分）

第６５条　前条の退学処分は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

（１）　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）　学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

（３）　正当な事由がなく出席が常でない者

（４）　本大学院の建学の精神および学則、諸規程、教育方針もしくは誓約書の記載事項に反し、または学生の本分にもとる行為のあった者

（５）　訓告または停学にもかかわらず、なお改悛の見込みがないと認められる者

（遵守事項）

第６６条　学生が遵守しなければならない事項は本学則に規定するもののほか、別に定める。

附　則

１　本学則は、平成１５年４月１日から施行する。

２　本学則は、平成１８年４月１日から一部改正し施行する。

３　本学則は、平成１９年４月１日から一部改正し施行する。

４　本学則は、平成２０年４月１日から一部改正し施行する。ただし、平成１９年度以前の入学生については、第２２条の規程にかかわらず、「試験等の評価」の取り扱いは、なお従前の例による。

５　本学則は、平成２１年４月１日から一部改正し施行する。ただし、平成２０年度以前の入学生については、第１９条の規程にかかわらず、「教育職員免許状」は、なお従前の例による。

６　本学則は、平成２２年４月１日から一部改正し施行する。

７　本学則は、平成２２年７月１日から一部改正し施行する。

８　本学則は、平成２３年４月１日から一部改正し施行する。

９　本学則は、平成２４年４月１日から一部改正し施行する。

10　本学則は、平成２７年４月１日から一部改正し施行する。

11　本学則は、平成３０年４月１日から一部改正し施行する。

12　本学則は、平成３１年４月１日から一部改正し施行する。

ただし、経過措置として次の通りと定める。

（１）　平成３０年度以前の入学生については、第１３条、第１７条、旧第１９条および第２８条の規程にかかわらず「授業日数」、「授業科目の編成等」、「教育職員免許状」、「入学時期」等の取り扱いは、なお従前の例による。

13　本学則は、令和２年４月１日から一部改正し施行する。

四天王寺大学大学院 別表第１

人文社会学研究科人間福祉学専攻　博士前期課程

授　業　科　目	単位数	履修方法
社会福祉学研究Ⅰ	2	社会福祉専門演習の内、主指導教員が担当する科目８単位と、それに関連する演習４単位、福祉学研究、社会福祉政策・制度研究、および社会福祉援助技術研究のうち８単位計２０単位を含め、３２単位以上を履修しなければならない。
社会福祉学研究Ⅱ	2	
社会福祉学研究Ⅲ	2	
社会福祉学研究Ⅳ	2	
社会福祉政策・制度研究Ⅰ	2	
社会福祉政策・制度研究Ⅱ	2	
社会福祉政策・制度研究Ⅲ	2	
社会福祉政策・制度研究Ⅳ	2	
社会福祉援助技術研究Ⅰ	2	
社会福祉援助技術研究Ⅱ	2	
社会福祉援助技術研究Ⅲ	2	
社会福祉援助技術研究Ⅳ	2	
社会福祉専門演習Ⅰ	2	
社会福祉専門演習Ⅱ	2	
社会福祉専門演習Ⅲ	2	
社会福祉専門演習Ⅳ	2	
社会福祉専門演習Ⅴ	2	
社会福祉専門演習Ⅵ	2	
社会福祉学文献研究Ⅰ（和書）	2	
社会福祉学文献研究Ⅰ（外書）	2	
社会福祉学文献研究Ⅱ（和書）	2	
社会福祉学文献研究Ⅱ（外書）	2	
社会福祉調査法研究Ⅰ	2	
社会福祉調査法研究Ⅱ	2	
社会福祉学英語研究Ⅰ	2	
社会福祉学英語研究Ⅱ	2	

社会福祉専門演習の内、主指導教員が担当する科目８単位と、それに関連する演習４単位、福祉学研究、社会福祉政策・制度研究、および社会福祉援助技術研究のうち８単位計２０単位を含め、３２単位以上を履修しなければならない。

人文社会学研究科人間福祉学専攻　博士後期課程

授　業　科　目	単位数	履修方法
社会福祉学特殊研究Ⅰ	2	社会福祉学特殊演習の内、同一科目１２単位必須。
社会福祉学特殊研究Ⅱ	2	
社会福祉学特殊研究Ⅲ	2	
社会福祉学特殊研究Ⅳ	2	
社会福祉学特殊研究Ⅴ	2	
社会福祉学特殊研究Ⅵ	2	
社会福祉政策・制度特殊研究Ⅰ	2	
社会福祉政策・制度特殊研究Ⅱ	2	
社会福祉政策・制度特殊研究Ⅲ	2	
社会福祉政策・制度特殊研究Ⅳ	2	
社会福祉政策・制度特殊研究Ⅴ	2	
社会福祉政策・制度特殊研Ⅵ	2	
社会福祉援助技術特殊研究Ⅰ	2	
社会福祉援助技術特殊研究Ⅱ	2	
社会福祉援助技術特殊研究Ⅲ	2	
社会福祉援助技術特殊研究Ⅳ	2	
社会福祉援助技術特殊研究Ⅴ	2	
社会福祉援助技術特殊研究Ⅵ	2	
社会福祉学特殊演習Ⅰ	2	
社会福祉学特殊演習Ⅱ	2	
社会福祉学特殊演習Ⅲ	2	
社会福祉学特殊演習Ⅳ	2	
社会福祉学特殊演習Ⅴ	2	
社会福祉学特殊演習Ⅵ	2	
社会福祉学文献特殊研究Ⅰ	2	
社会福祉学文献特殊研究Ⅱ	2	

社会福祉学特殊演習の内、同一科目１２単位必須。

四天王寺大学大学院 学則別表第１

看護学研究科看護学専攻　博士前期課程

				単位数	
				必修	選択
共通科目			看護理論	2	
			看護研究Ⅰ(総論)	2	
			看護研究Ⅱ(統計)		2
			看護倫理	2	
			国際看護論		2
			哲学的人間論		2
			看護教育論		2
			看護管理論		2
			コンサルテーション論		2
			看護政策論		2
			フィジカルアセスメント		2
			最新病態生理学		2
			臨床薬理学		2
専門科目	基盤看護学分野	理論看護学領域	理論看護学特論		2
			理論看護学演習Ⅰ		2
			理論看護学演習Ⅱ		2
			理論看護学特別研究		8
		精神看護学領域	精神障害者制度・法律特論		2
			精神科アセスメントと精神科診断学		2
			精神療法		2
			精神科薬物療法		2
			精神看護高度実践看護介入技法		2
			精神障害者ケースマネジメント支援論		2
			リエゾン精神看護学		2
			認知症治療看護援助論		2
			役割開発実習		2
			精神科診断・治療実習		2
			精神看護直接ケア実習		2
			精神看護サブスペシャリティ実習		2
			相談・調整実習		2
			精神看護学課題研究		4
			精神看護学特別研究		8
	生涯発達看護学分野	母性看護学領域	母性看護学特論		2
			母性看護学演習Ⅰ		2
			母性看護学演習Ⅱ		2
			母性看護学特別研究		8
		小児看護学領域	小児看護学特論		2
			小児看護学演習Ⅰ		2
			小児看護学演習Ⅱ		2
			小児看護学特別研究		8
		成人看護学領域	成人看護学特論		2
			成人看護学演習Ⅰ		2
			成人看護学演習Ⅱ		2
			成人看護学特別研究		8

種別			授業科目	単位数	
				必修	選択
専門科目	生涯発達看護学分野	老年看護学領域	老年看護学特論Ⅰ(老年看護学の基盤)		2
			老年看護学特論Ⅱ(健康生活評価)		2
			老年看護学特論Ⅲ(病態・治療論)		2
			老年看護学特論Ⅳ(看護実践論)		2
			老年看護学特論Ⅴ(サポートシステム)		2
			老年看護学演習Ⅰ		2
			(慢性期における老年看護)		
			老年看護学演習Ⅱ		2
			(ケア施設における老年看護)		
			老年看護学実習Ⅰ		4
			(慢性期における高度実践老年看護)		
			老年看護学実習Ⅱ		6
			(ケア施設における高度実践老年看護)		
			老年看護学課題研究		4
			老年看護学特別研究		8
	広域看護学分野	公衆衛生看護学領域	公衆衛生看護学特論		2
			公衆衛生看護学演習Ⅰ		2
			公衆衛生看護学演習Ⅱ		2
			公衆衛生看護学特別研究		8
		在宅看護学領域	在宅看護学特論		2
			在宅看護学演習Ⅰ		2
			在宅看護学演習Ⅱ		2
			在宅看護学特別研究		8
		災害看護学領域	災害看護対象論		2
			災害看護ケア論		2
			災害と制度		2
			災害看護援助論		2
			防災・減災看護論演習		2
			要援護者看護援助論		2
			災害看護連携論		2
			災害看護学実習Ⅰ		3
			災害看護学実習Ⅱ		2
			災害看護学実習Ⅲ		3
			災害看護学実習Ⅳ		2
			災害看護学課題研究		4
			災害看護学特別研究		8

共通科目から１４単位以上、専門科目から１６単位以上の合計３０単位以上を修得し、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格すること。

看護学研究科看護学専攻　博士後期課程

種別		授業科目	単位数	
			必修	選択
共通科目		看護科学哲学	2	
		看護学研究方法論	2	
		高等社会統計学		2
		看護教育学		2
専門科目	基盤看護学分野	理論看護学特論		2
		理論看護学演習		2
		精神看護学特論		2
		精神看護学演習		2
	生涯発達看護学分野	母子看護学特論		2
		母子看護学演習		2
		成人看護学特論		2
		成人看護学演習		2
		老年看護学特論		2
		老年看護学演習		2
	広域看護学分野	公衆衛生看護学特論		2
		公衆衛生看護学演習		2
		在宅看護学特論		2
		在宅看護学演習		2
		災害看護学特論		2
		災害看護学演習		2
特別研究		看護学特別研究	8	

共通科目６単位、専門科目の専攻する分野から４単位以上、特別研究８単位の合計１８単位以上を修得し、博士論文の審査および最終試験に合格すること。

別表第２

１．入学検定料、入学金、授業料等

（１）入学検定料　　３５，０００円

（２）入　学　金

①　人文社会学研究科　　３００，０００円

②　看護学研究科　　２００，０００円

（３）授業料等　（年額）

①　人文社会学研究科

種別＼期別	夏学期	冬学期
授業料	265,000円	265,000円
運営維持費	55,000円	55,000円
施設拡充費	55,000円	55,000円
計	375,000円	375,000円

（注）授業料等の額は２年次以降変更することがある。

② 看護学研究科

種別＼期別	夏学期	冬学期
授業料	190,000円	190,000円
運営維持費	55,000円	55,000円
施設拡充費	55,000円	55,000円
計	300,000円	300,000円

（注）授業料等の額は２年次以降変更することがある。

休学中の授業料等

種別＼期別	夏学期	冬学期
在籍料	60,000円	60,000円

（４）長期履修生の授業料等（年額）

① 人文社会学研究科

種別＼期別	夏学期	冬学期
在籍料	60,000円	60,000円
履修料（１単位当たり）	40,000円（※）	

（※）履修料の年額を夏学期と冬学期に半額ずつ納入する。

（注）授業料等の額は２年次以降変更することがある。

② 看護学研究科

本大学院学則第４４条に定める授業料等の総額を、長期履修学生として認められた長期履修期間で分割して納入することができる。ただし、在学中に授業料等の改定がある場合及び長期履修期間の変更が認められた場合は、授業料等を再計算する。また、実験実習費等に要する経費は、必要に応じ別途徴収することがある。

（注）授業料等の額は２年次以降変更することがある。

２．科目等履修登録料、科目等履修料

（１）科目等履修登録料　　２０,０００円

（２）科目等履修料（１単位あたり）　　２０,０００円

本学の卒業生及び本大学院の修了生は科目等履修登録料を免除する。

３．研究生登録料、研究料

（１）研究登録料　　１５,０００円

（２）研究料（１学期あたり）　　７０,０００円

四天王寺大学大学院単位の修得に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、四天王寺大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第２１条および第２２条に定める授業科目（以下「科目」という。）の履修および試験について定めるものである。

（受講科目の登録について）

第２条　学生は、単位を修得しようとする科目について、各学期始めの定められた期間内に履修登録（以下「登録」という。）を行わなければならない。ただし、単位認定について別に定めるとした科目についてはこの限りではない。

第３条　登録を行う場合には、主研究指導教員に指導を受けることができる。

第４条　学生がその科目を登録しているにもかかわらず、しかるべき理由なくして欠席を重ねる場合には、その科目の登録を放棄したものと認めることがある。

第５条　学生は、登録していない科目であっても、その科目担当者の許可を得て、これを臨時に聴講することができる。ただし、この場合、単位等は認定されない。

第６条　学生は、四天王寺大学および四天王寺大学短期大学部で開講されている科目の履修を希望する場合は、その科目担当者の許可を得て登録し、科目等履修生として、これを受講することができる。

２　前項の場合、科目等履修登録料および科目等履修料を免除する。ただし、その科目の履修に際して必要な教材費など、授業料以外に別途徴収される費用がある場合は、これを支払わなければならない。

第６条の２　学生は、当該研究科が教育上有益を認め、かつ、当該授業科目の担当教員の承諾を得たものに限り、他研究科及び専攻の授業科目を履修することができる。

ただし、修得した単位は修了単位には含めないものとする。

（試験について）

第７条　学生は、定められた期間内において登録した科目について、試験を受けることができる。

第８条　前条に定める試験の種別は、平常試験および定期試験とする。

第９条　平常試験については、各科目担当者が随時これを行うことができる。

第１０条　定期試験は、各学期末の定められた試験期間内の試験時間割によって、これを行うものとする。ただし、各科目担当者がその必要を認めないとき、定期試験を行わない場合もある。

２　前項に定める定期試験を行う科目および、その時間割は試験期間開始日より２週間前にこれを掲示する。

（成績評価について）

第１１条　各科目の成績は、試験成績または平常の課題成績（論文・報告等を含む）等、あるいはこの双方によって評価するものとする。

第１２条　各科目の成績の評価は１００点満点とし、６０点以上を合格として、その科目の単位を認定するものとする。

２　前項で定める成績の評価について、合格の評価は秀・優・良・可（１００点満点のうち９０点以上を秀、８０点以上９０点未満を優、７０点以上８０点未満を良、６０点以上

７０点未満を可）の４段階をもってこれを表示する。６０点未満または登録したものの評価のないものは不合格とする。

3　第１項および第２項の評価については、これを学生に通知する。

4　成績の評価基準については、次の基準に基づくものとする。

評価	基　　準
秀	目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている（９０点以上）
優	目標を十分に達成している（８０点以上９０点未満）
良	目標を達成している（７０点以上８０点未満）
可	目標を最低限度達成している（６０点以上７０点未満）
不合格	目標を達成していないので再履修が必要である（６０点未満）

第１３条　次の各号のひとつに該当する者は、試験を受験しても単位は認定されない。

（１）　定められた期日内に当該科目の登録を行っていない者

（２）　出席時数が当該科目の全授業時数の３分の２に満たない者

（３）　授業料その他の本学への納付金が未納の者

（追試験）

第１４条　病気または不時の災害その他真にやむを得ない事由によって定められた期日に試験を受けることができない者、もしくはできなかった者は追試験を願い出ることができる。

2　追試験を願い出る者は、当該科目の試験終了後１週間以内に、その事由を証明する書類を添付した追試験願を教務部長に提出しなければならない。

第１５条　追試験は、追試験願が受理された後、科目担当者の定める期日、方法によってこれを行う。ただし、追試験実施の期日は追試験願の受理後３週間以内とする。追試験を筆記試験で行う場合は、別に定める時間割によってこれを行う。

第１６条　前条に定める追試験を特に認められる事由により、定められた期日に受験することができない者については、大学院研究科委員会の議を経て、次の学期をこえない期間内で追試験を行うことがある。

2　前項に定める追試験を受けようとする者は、その理由を証明する書類を添付した追試験願を教務部長に提出しなければならない。

第１７条　追試験による科目の成績評価は、第１２条第１項および第２項の定めるところによるが、その上限は９０点とする。

2　追試験による不合格科目については、再試験は行わない。

（不正行為について）

第１８条　試験期間内の試験において不正行為のあった者は、その不正行為が発覚した当該試験期間の試験の得点を零点とする。

（単位の認定）

第１９条　教育上有益と認めるときは、本大学院学則第２３条および第２４条の定めるところにより単位を認定することができる。

2　単位認定については、１０単位を超えない範囲で本大学院の授業科目を履修したものとみなすことができる。

（認定科目の先決優先）

第２０条　前条第２項で個別認定された科目は先決優先とし、上限を超えた場合にその科目を既認定科目と入れ替えることはできない。

附　則

1　この規程は、平成１５年４月１日より施行する。

2　この規程は、平成２０年４月１日から一部改正し施行する。
ただし、平成１９年度以前入学生については、第１２条第２項の「成績評価について」の取り扱いは、なお、従前の例による。

3　この規程は、平成２３年４月１日から一部改正し施行する。

4　この規程は、平成２４年４月１日から一部改正し施行する。

5　この規程は、平成３１年４月１日から一部改正し施行する。
ただし、経過措置として次の通りと定める。

（1）平成３０年度以前の入学生については、第２条、第１０条、および第１６条の規定にかかわらず、取り扱いは、なお従前の例による。

6　この規程は、令和２年４月１日から一部改正し施行する。

四天王寺大学大学院学位規程

（目　的）

第１条　この規程は、学位規則（昭和２８年文部省令第９号）の規定に基づき、四天王寺大学大学院（以下「本大学院」という。）において授与する学位、論文審査および試験の方法、その他学位に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（学　位）

第２条　本大学院において授与する学位は、修士および博士とする。

２　学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

（１）　修士

研　究　科	専　攻	専攻分野の名称
人文社会学研究科	人間福祉学専攻	人間福祉学
看護学研究科	看護学専攻	看護学

（２）　博士

研　究　科	専　攻	専攻分野の名称
人文社会学研究科	人間福祉学専攻	人間福祉学
看護学研究科	看護学専攻	看護学

（学位授与の要件）

第３条　修士の学位は、本大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。

２　博士の学位は、本大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

３　前項に定めるもののほか、博士の学位は、論文を提出して論文の審査および試験に合格し、かつ前項の規定により博士の学位を授与される者と同等以上の学力があると確認された者にも、授与することができる。

（学位審査の申請）

第４条　前条第２項および第３項に規定する者が、それぞれ当該学位審査の申請をしようとするときは、論文および別に定める論文審査料（別表）を添えて、学位審査願（様式第１号）を提出しなければならない。

２　本大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、本大学院学則第６２条に規定する研究生として在学し、博士の学位審査の申請をするときは、第３条第２項による学位として取り扱うものとする。ただし、最初に博士後期課程に入学した日から原則６年以内に博士学位論文が提出されなければならない。

３　前項とは別に本大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し所定の単位を修得して退学を希望する者で、研究指導教員の指導の下に博士後期課程に入学後原則６年以内に学位審査の申請を行い、大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が承認した者については、学位審査の申請をすることができるものとする。ただし、最初に博士後期課程に入学した日から原則６年以内に博士学位論文が提出されなければならない。

4　第３条３項に規定する課程を経ない者への博士学位審査の申請については別途定める。

（論文の提出）

第５条　論文は自著または単著であることを要し、修士論文および博士学位論文の提出は３部以上を基本として、必要に応じて別途指定するものとする。ただし、参考として他の自著または共著の論文を添付することができる。

2　論文は、別に定める所定の期日に提出しなければならない。

（論文の審査）

第６条　提出された論文の審査は、別に定める論文審査基準に基づき、各研究科委員会が申請者ごとに設置した論文審査委員会によって行い、論文審査委員の氏名を公表するものとする。

2　論文審査は、別に定める期間中に終了するものとする。

（論文審査委員会）

第７条　人文社会学研究科の修士論文は主査と副査の２名、博士学位論文は主査、副査を含む審査員３名以上の教員によって行う。

2　人文社会学研究科の博士学位論文の論文審査委員会の委員長は主査・副査以外の教員とし、審査にあたり、総括の責務を負う。

3　人文社会学研究科の学位申請者の親族で２親等以内の者は、当該審査の委員となることができない。

4　看護学研究科の修士論文は、「看護学特別研究」担当教員の中から主査１名、副査２名以上（外部審査委員を含むことができる）の審査委員によって行う。審査委員には、看護学を専門とする教員が必ず含まれるものとし、主研究指導教員は、当該学生の主査になることができないものとする。

5　看護学研究科の博士学位論文は、「看護学特別研究」担当教員の中から主査１名、副査２名以上（外部審査委員を含むことができる）の審査委員によって行う。

（最終試験）

第８条　最終試験は、審査した論文およびこれに関連ある授業科目について筆記または論文審査委員による口頭試問を行う。

（特定の課題）

第９条　社会人学生は、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。ただし、看護学研究科の専門看護師を目指す者は、特定の課題について審査を行う。

2　特定の課題には、第５条、第６条、第７条および第８条を準用する。

（研究科委員会の審議）

第１０条　研究科委員会は、論文審査委員会の結果を審議し、学位授与の可否を議決する。

（学位の授与等）

第１１条　学長は、前条の研究科委員会および教育研究評議会の議を経て、学位を授与できると認められた者に対して、学位記（様式第２号１および２）を授与し、その氏名を学位簿に登録するものとする。

2　学長は、学位を授与できないと認められた者に対して、その旨を本人に通知するものとする。

（学位授与の報告）

第１２条　本大学院が、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から３か月以内に、別記様式（様式第３号）による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。（様式略）

（論文要旨等の公表）

第１３条　本大学院が、博士の学位を授与した場合は、学位を授与した日から３か月以内にその論文の内容の要旨および、審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（論文の公表）

第１４条　博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から１年以内に、「四天王寺大学大学院審査学位論文」と明記して、当該博士の学位の授与に係る論文の全文をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既にインターネットの利用により公表したときは、この限りではない。

２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその論文の内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。

３　博士の学位を授与された者が行う本条第１項および第２項の規定による公表は、本学のホームページを通じ、インターネットの利用により行うものとする。

４　本学は、前項の規定により公表した電子データを国立国会図書館に送付し、学術研究成果の公開利用に資するものとする。

（学位論文の保管）

第１５条　修士および博士の学位の審査に提出された論文の１部は、本学図書館において保管する。

２　学位の審査に不合格となったものは、前項の限りではない。

（学位名称の使用）

第１６条　学位を授与された者が、その学位を用いるときは、「四天王寺大学」の名称を付記しなければならない。

（学位審査の倫理）

第１７条　学位審査の過程において、学位申請者等と論文審査委員等の利害関係者との間での金品の授受等を一切禁止する。

（学位授与の取消）

第１８条　修士および博士の学位を授与された者に、金品の授受等不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚す行為があったとき、学長は、研究科委員会の議を経て、その学位の授与を取消し、学位記を返付させ、その旨を公表する。

（関係書類の様式）

第１９条　学位記および学位審査の申請関係書類の書式は様式第１号および様式第２号の通りとする。

（その他）

第２０条　この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附　則

1　この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

2　この規程は、平成１９年４月１日から一部改正し施行する。

3　この規程は、平成２０年４月１日から一部改正し施行する。

4　この規程は、平成２０年１０月１日から一部改正し施行する。

5　この規程は、平成２１年４月１日から一部改正し施行する。

6　この規程は、平成２２年４月１日から一部改正し施行する。
ただし、平成２０年度から平成２１年度の間に博士後期課程に在籍していた者の、第４条２の取り扱いは、なお従前の例による。

7　この規程は、平成２５年４月１日から一部改正し施行する。
ただし、平成２０年度から平成２１年度の間に博士後期課程に在籍していた者の第４条２の取り扱いは、なお従前の例による。

8　この規程は、平成２７年４月１日から一部改正し施行する。
ただし、平成２０年度から平成２１年度の間に博士後期課程に在籍していた者の第４条２の取り扱いは、なお従前の例による。

9　この規程は、平成３０年４月１日から一部改正し施行する。

10　この規程は、令和２年４月１日から一部改正し施行する。

別　表

論文審査料

（単位：円）

課　程	対　　象	審査料
博士後期課程	本大学院修了見込者	
	本大学院を単位修得満期退学後３年未満の者	５０,０００
	本大学院を単位修得満期退学後３年以上の者および他大学院出身者	１００,０００
	本学専任職員	５０,０００

（注１）博士前期課程は、審査料を徴収しない。

（注２）本学とは、「四天王寺大学大学院」、「四天王寺大学」および「四天王寺大学短期大学部」をいう。

（注３）専任職員とは、専任教職員就業規則に規定された教育職員、特別任用教員および有期・無期職員就業規則に規定された特別任用教員をいう。

四天王寺大学大学院研究生および特別研究生に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、四天王寺大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第６２条に基づき、研究生および特別研究生に関して必要な事項を定める。

（定　義）

第２条　研究生および特別研究生とは、特定の専門事項について研究することを本大学院に許可された者をいう。

（資　格）

第３条　研究生として出願できる者は、博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者、および同等以上の学力があると認められる者とする。

２　特別研究生として出願できる者は、博士前期課程修了の学位（修士）を有する者、および同等の学力があると認められる者とする。

（出願手続）

第４条　研究生または特別研究生となることを志願する者は、予め研究指導教員の承認を得た上で、所定の期日までに、次の書類および審査料１０，０００円を添えて学長に願い出なければならない。

（１）　研究生願書または特別研究生願書

（２）　履歴書

（３）　研究業績書

（４）　研究計画書

（５）　成績証明書

（６）　健康診断書（３ヶ月以内のもの）

（研究許可の決定）

第５条　研究許可の決定は、大学院研究科委員会の議を経て学長が行う。

（期　間）

第６条　研究生および特別研究生の期間は、１学期または１年間とする。

２　研究の継続を希望する者は、願書と研究計画書を添えて学長に期間の更新を願い出ることができる。ただし、通算して３年を超えることはできない。

（研究指導等）

第７条　研究生および特別研究生は、教員の研究指導を受け付属施設を利用することができる。

２　研究生および特別研究生は、研究指導教員および授業担当教員の承諾を得て、特定の授業科目を聴講することができる。

（研究報告書）

第８条　研究生および特別研究生は、研究期間の終わりに「研究報告書」を研究指導教員に提出するとともに、その研究成果を研究指導教員を経て学長に報告しなければならない。

（研究生および特別研究生証）

第９条　研究生には、研究生証を交付する。

２　特別研究生には、特別研究生証を交付する。

（諸納付金）

第１０条　研究生および特別研究生は、研究登録料および研究料を納入しなければならない。

２　研究登録料および研究料の額は別に定める。

（学則等の準用）

第１１条　研究生および特別研究生には、本規程のほか、本大学院学則その他の規程を準用する。

附　則

１　この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

２　この規程は、平成２０年４月１日から一部改正し施行する。

３　この規程は、平成２２年４月１日から一部改正し施行する。

４　この規程は、平成２７年４月１日から一部改正し施行する。

５　この規程は、令和２年４月１日から一部改正し施行する。ただし、令和２年３月３１日満期退学の学生についてはなお、従前の例による。

別　表

研究生および特別研究生審査料　　１０,０００円

四天王寺大学大学院人文社会学研究科長期履修生に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、四天王寺大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第１０条に基づき、人文社会学研究科長期履修生に関して必要な事項を定める。

（定　義）

第２条　長期履修生とは、博士前期課程において、職業を有している等の事情により、２年を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望し、在学年限および学費等について特別な取り扱いを認められた者をいう。

２　博士後期課程に在籍する者は、長期履修生となることはできない。

（長期履修願）

第３条　長期履修生となることを希望する者は、夏学期に提出する「研究計画書」提出時に、所定の「長期履修願」を併せて提出しなければならない。

２　長期履修願の提出には、主研究指導教員の同意を要する。

（認　定）

第４条　長期履修生の認定は学長が行う。

（在学年限）

第５条　長期履修生の在学年限は、６年を超えない範囲で期間を設定することができる。

２　前項に定める在学年限を超えた場合は除籍とする。

３　期間を変更する場合は、「長期履修期間変更願」を提出しなければならない。

（諸納付金）

第６条　長期履修生は、入学金および授業料等（在籍料、履修料）を納入しなければならない。

２　在籍料および履修料の額は別に定める。

附　則

１　この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

２　この規程は、平成２０年４月１日から一部改正し施行する。

３　この規程は、令和２年４月１日から一部改正し施行する。

四天王寺大学大学院看護学研究科長期履修生に関する規程

（目　的）

第 1 条　この規程は、四天王寺大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第１０条に基づき、看護学研究科博士前期課程における長期履修生に関し、必要な事項を定めるものとする。

（申請資格）

第 2 条　長期履修を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　職業を有し、標準修業年限で修了することが困難な者

（２）　育児、介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者

（３）　その他やむを得ない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難な者

（長期履修の期間）

第 3 条　長期履修の期間は、大学院学則第６条第３項に定める標準修業年限に１年を加えた年限とする。

2　在学生が、新たに長期履修を希望する場合、標準修業年限の残余期間の２倍までとする。

3　長期履修期間を終了したのち、なお在学している場合は、長期履修生に関する取り扱いは適用されない。

（在学年限）

第 4 条　長期履修を適用された場合の在学年限は、６年とする。

（申請手続）

第 5 条　長期履修を希望する者は､出願時に「長期履修申請書（様式1)」を提出するものとする。

2　在学生において、翌年度から長期履修を希望する者は、当該年度の１月末までに「長期履修申請書（様式２)」を教務課に提出するものとする。

（許　可）

第 6 条　長期履修の許可は、看護学研究科委員会の議を経て学長が行う。

（履 修）

第 7 条　長期履修を許可された者は、研究指導教員の指示の下において計画的に履修を行わなければならない。

（授業料等）

第 8 条　長期履修を許可された者の授業料等の総額は、本大学院学則第４４条に定める授業料等に標準修業年限（２年）を乗じた額とする。

（その他）

第 9 条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

四天王寺大学大学院修士および博士学位論文の審査基準に関する細則

（目　的）

第 1 条　この細則は、四天王寺大学学位規程第 6 条に規定する修士および博士学位論文の審査基準に関する事項を定めるものである。

（修士論文の審査基準）

第 2 条　人文社会学研究科の修士学位論文については、以下の基準により総合的に判断する。なお、特定の課題については修士学位論文の審査基準に準じるものとする。

（1）　研究課題、目的及びその意義が明示されている。

（2）　科学的研究手法に則って、研究が実施されている。

（3）　四天王寺大学倫理審査委員会の原則、承認を経て、研究が実施されている。

（4）　研究実施の過程と研究成果が明示されている。

（5）　学術論文体系に則って記述されている。

（6）　申請者の新たな知見を加え、そこに創造性が認められるか。

第 3 条　看護学研究科の修士学位論文については、以下の基準により総合的に判断する。

（1）　研究課題、目的及びその意義が明示されている。

（2）　科学的研究手法に則って、研究が実施されている。

（3）　四天王寺大学倫理審査委員会の承認を経て、研究が実施されている。

（4）　研究実施の過程と研究成果が明示されている。

（5）　学術論文体系に則って記述されている。

（6）　研究者を目指す場合には、申請者の新たな知見を加え、そこに創造性が認められる。専門看護師を目指す場合には、専門領域の看護実践の質向上につながる研究である。

（博士学位論文の審査基準）

第 4 条　人文社会学研究科の博士学位論文については、以下の基準により総合的に判断する。

（1）　人間福祉学における博士としての十分な知識と研究能力を有し、人間福祉学の発展に貢献できる。

（2）　四天王寺大学倫理審査委員会の原則、承認を経て、研究が実施されている（人を対象とした研究の場合）。

（3）　研究の背景・意義について、先行研究の検討に基づいて明確に記述されている。

（4）　先行研究や資料が適切に取り扱われており、当該研究分野における研究の水準に達している。

（5）　当該研究領域の博士学位論文として、独自の研究結果に基づき一貫した論旨で構成されている。

（6）　当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、新規性、創造性、重要性、有用性が認められる。

（7）　論文審査委員会においての発表や質疑応答の内容が適切である。

第 5 条　看護学研究科の博士学位論文については、以下の基準により総合的に判断する。

（1）　看護学における博士としての十分な知識と研究能力を有し、看護学の発展に貢献できる。

（２） 四天王寺大学倫理審査委員会の承認を経て、研究が実施されている（人を対象とした研究の場合）。

（３） 研究の背景・意義について、先行研究の検討に基づいて明確に記述されている。

（４） 先行研究や資料が適切に取り扱われており、当該研究分野における研究の水準に達している。

（５） 当該研究領域の博士論文として、独自の研究結果に基づき一貫した論旨で構成されている。

（６） 当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、新規性、創造性、重要性、有用性が認められる。

（７） 論文審査委員会においての発表や質疑応答の内容が適切である。

（細則の改廃）

第 6 条　この細則の改廃は、研究科委員会の議を経て行う。

附　則

この規程は、令和２年４月１日入学生から施行し、適用する。

四天王寺大学大学院課程博士学位授与に関する細則

第１章　総 則

（目　的）

第 １ 条　この細則は、四天王寺大学大学院学則第１９条に規定する博士後期課程の修了要件および四天王寺大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）第３条第２に規定する博士後期課程の修了による博士学位（以下「課程博士」という。）授与に関する事項を定めるものである。

第２章　学位審査申請および学位授与審査

（学位審査申請の資格要件）

第 ２ 条　人文社会学研究科の学位審査申請には、次の各号のすべての要件を満たしていなければならない。

（１）　研究科博士後期課程の３年次以上に在学し、学位審査申請日の属する年度末までの通算在学期間が原則６年以内であること。ただし、満期退学者については、最初に博士後期課程に入学した日から原則３年以内に申請すること。

（２）　学位審査申請について主研究指導教員・副研究指導教員の教員２人以上の承諾を得ていること

（３）　外国語試験（英語）に合格していること。ただし、試験方法等については別途定める。

（４）　本研究科への入学時から学位審査申請までの間に、所属専攻で行う研究に関連した研究業績が３篇以上あること。研究業績とは、学術専門誌（レフリー制の論文であるほうが望ましい）またはそれに準ずる学術誌に投稿し掲載された論文（掲載予定を含む。ただし、学術専門誌等の出版社・編集者が発行する掲載予定証明書の提出が必要）をいう。

（５）　所属する学会での研究発表１回以上

２　前項第１号にかかわらず、学則第１８条に定める特に優れた研究業績をあげた者の通算在学期間は、同条の規定する在学年数を満たせば足りる。

第 ２ 条の２　看護学研究科の学位審査申請には、次の各号のすべての要件を満たしていなければならない。

（１）　研究科博士後期課程の３年次以上に在学し、学位申請日の属する年度末までの通算在学期間が原則６年以内であること。ただし、満期退学者については、最初に博士後期課程に入学した日から原則６年以内に申請すること。

（２）　学位審査申請について主研究指導教員・副研究指導教員の教員２人以上の承諾を得ていること。

（３）　博士学位論文に関係した内容を、日本学術会議協力学術研究団体に所属している学会あるいは国際学会の学術集会で１回以上発表していること。

（４）　博士学位論文に関係した内容を、査読付き学術専門誌にファーストオーサーとして１編以上、掲載または受理されていること。

（学位審査申請の時期）
第３条　課程博士の学位審査申請の時期は、別途定める。
（学位申請手続）
第４条　人文社会学研究科課程博士の学位審査申請は、次に掲げる書類の提出によって行う。
（１）　学位審査申請書１部
（２）　博士学位論文３部（正本１部、副本２部以上）以上
（３）　博士学位論文要旨３部（正本１部、副本２部以上）以上
Ａ４用紙で３４×３０　８，０００字程度
（４）　研究業績一覧およびその概要３部（正本１部、副本２部以上）以上
（４）の２　主論文共著者全員の承諾書（自筆＜写し不可＞）　１部
（５）　履歴書３部（正本１部、副本２部以上）以上
（６）　審査手数料領収書１部（コピー１部）
２　前項第２号にいう博士学位論文とは、研究科博士後期課程在学中に主研究指導教員・副研究指導教員の教員２人以上に所定の指導を受け、日本語で執筆した学術論文または著書をいう。
第４条の２　看護学研究科課程博士の学位審査申請は、次に掲げる書類の提出によって行う。
（１）　学位審査申請書１部
（２）　博士学位論文３部（正本１部、副本２部以上）以上
（３）　博士学位論文要旨３部（正本１部、副本２部以上）以上
（４）　博士学位論文に関係した内容を、日本学術会議協力学術研究団体に所属している学会あるいは国際学会の学術集会にアブストラクトが受理された旨記載の「メール」等を印刷したもの　　３部以上
（５）　博士学位論文に関係した内容を、査読付き学術専門誌にフォーストオーサーとして掲載または受理証明書　　３部以上
（６）　主論文共著者全員の承諾書（自筆＜写し不可＞）　　１部
（７）　公表についての出版社からの回答等（文書・メールの写し等）　１部
（８）　博士学位論文の公表方法について　１部
（９）　博士学位論文の全文公表データ（電子データ）
(10)　博士学位論文の要約　（電子データ：要約を公表する者のみ提出）　１部
(11)　審査手数料領収書１部（写し１部）
（研究生の学位審査申請手続）
第５条　学則第６２条による研究生の学位審査申請は、すべて、この細則の規定に基づいて行うものとする。
（学位審査申請の受理）
第６条　学位審査申請があったときは、研究科委員会は、受理の可否について審議する。
２　受理の可否は、構成員の３分の２以上が出席する研究科委員会において、３分の２以上の賛成により議決する。
３　研究科委員会は、前項の決定内容について決定後速やかに申請者に通知する。

（学位審査）

第７条　研究科委員会は、学長から学位審査の付託を受けたとき、学力の確認、博士学位論文の審査（公開）を行い、学位授与の可否について審査する。

２　前項に規定する学力の確認、博士学位論文の審査（公開）は最終試験によって実施するものとする。

３　前項に規定する最終試験とは、審査員全員による口頭試問とする。

（論文審査委員会）

第８条　前条の学位審査にあたって、各研究科委員会は申請者ごとに論文審査委員会を設置する。

２　人文社会学研究科の論文審査委員会は、学位規程第７条に基づき、研究科委員会構成員のうち主査・副査を含む審査員３名以上により編成し、委員長は、主査・副査以外の教員とする。

３　人文社会学研究科委員会が必要と認めるときは、他の大学院などの教員および学術経験者等または本学学部担当の教授および准教授を論文審査委員会の委員に加えることができる。この委嘱は人文社会学研究科長がこれを行う。

４　看護学研究科の論文審査委員会は、学位規程第７条に基づき、看護学研究科委員会が「看護学特別研究」担当教員の中から主査１名、副査２名以上（外部審査委員を含むことができる）の審査委員を選出し、看護学研究科長が指名した委員で構成される。

５　看護学研究科の論文審査委員には、看護学を専門とする「看護学特別研究」担当教員が必ず含まれるものとする。「看護学特別研究」担当教員の中に、その学位論文の内容から適任者が十分でないと判断した場合は、看護学研究科委員会において選出後、他大学の教員（本専攻博士後期課程「看護学特別研究」担当教員と同等以上の資質を有する者）に対し審査委員を委嘱できる。また、審査の厳格性を保証するために、主研究指導教員は、当該学生の主査になることができないこととする。

（学位審査の期限）

第９条　第７条に規定する学位審査は、学位規程第６条により、学位審査申請受理後受理した年度内に終了しなければならない。

２　本条第１項の規程にかかわらず、特別の事由があるとき、研究科委員会の議を経て、審査期限を延長することができる。

（学位審査結果の報告）

第１０条　論文審査委員会は、審査終了後速やかに、審査結果を研究科委員会に報告しなければならない。

２　審査結果の報告は、原則として論文審査委員長が行うが、他の審査委員も補足説明を行うことができる。

（学位授与の議決）

第１１条　研究科委員会は、学位規程第１０条により、論文審査委員会の審査報告に基づき審議し、構成員の３分の２以上が出席する研究科委員会において、３分の２以上の賛成により議決する。

（学位授与の報告）

第１１条の２　本大学院が博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から３ヶ月以内に、別記様式（様式第３号）による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする（様式略）。

（博士論文等の公表）

第１２条　博士の学位を授与された者は、学位規程第１４条第１項により、学位を授与された日から１年以内に博士論文をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既にインターネットの利用により公表したときは、この限りではない。

２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその論文の内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。

３　博士の学位を授与された者が行う本条第１項および第２項の規定による公表は、本学のホームページを通じ、インターネットの利用に行うものとする。

４　本学は前項の規定により公表した電子データを国立国会図書館に送付し、学術研究成果の公開利用に資するものとする。

附　則

１　この内規は、平成２０年１０月１日から施行する。

２　この内規は、平成２１年４月１日から一部改正し施行する。

３　この細則は、平成２２年４月１日から一部改正し施行する。
ただし、平成２０年度から平成２１年度の間に本大学院博士後期課程に在籍した者については第３条２項を適用しない。また、その者が学位論文予備審査を受ける際は、第１２条（１）にかかわらず、研究科博士後期課程３年次以上の在学生または、研究生であることを条件とする。

４　この細則は、平成２７年４月１日から一部改正し施行する。ただし、平成２６年度以前の入学生については、第５条、第１３条および第２０条の規定にかかわらず「論文執筆資格審査の申請時期」、「予備審査の申請時期」、「学位申請の時期」の取り扱いは、なお従前の例による。

５　この細則は、平成３１年４月１日から一部改正し施行する。

６　この細則は、令和２年４月１日から一部改正し施行する。
ただし、令和２年３月３１日満期退学の学生についてはなお、従前の例による。

四天王寺大学大学院課程を経ない者への博士学位授与に関する細則

（目的）

第 1 条　この細則は、四天王寺大学大学院学位規程第 3 条第 3 項に規定する、課程を経ない者への博士（以下「論文博士」という。）学位の授与に関する事項を定める。

（課程を経ない者）

第 2 条　課程を経ない者は、次のいずれかに該当する者をいう。

（1）　本大学院博士後期課程に入学することなく、学術論文等を提出し論文博士の学位授与申請を行う者

（2）　本大学院博士後期課程に標準修了年限以上在学し､所定の単位を修得して退学（以下「満期退学」という。）した後に、学術論文等を提出し論文博士の学位授与申請を行う者

（3）　本大学院博士後期課程に入学し、最初に博士後期課程に入学した日からの通算在学期間が 6 年を経た後に、満期退学をせずに学術論文等を提出し論文博士の学位授与申請を行う者

（学位審査申請資格）

第 3 条　四天王寺大学大学院学位規定第 4 条第 4 項に規定する論文博士の学位審査申請に当たっては、次の各号を満たしていなければならない。

（1）　大学院博士後期課程に所定の期間在学し所定の単位を修得して退学したこと、あるいは、大学学部卒業後 8 年以上の研究歴または大学院修士課程（博士前期課程）修了後 6 年以上の研究歴を有すること

（2）　人文社会学研究科で学位審査申請を行う場合は、博士学位論文以外に、博士学位論文に関連した業績（申請者が主たる執筆者である学術著書 1 冊以上またはレフリー制度を有する学術専門誌に掲載された 3 編以上の論文。なお、学術著書、論文ともに印刷中のものを含む。）があること

（3）　看護学研究科で学位審査申請を行う場合は、博士学位論文に関係した内容を、日本学術会議協力学術研究団体に所属している学会あるいは国際学会の学術集会で 1 回以上発表していること。さらに、博士学位論文に関係した内容を、査読付き学術専門誌にファーストオーサーとして 1 編以上、掲載または受理されていること。

（研究歴）

第 4 条　前条第 1 号にいう研究歴は、次の各号に該当する期間の通算をいう。

（1）　大学または短期大学の専任教職員就業規則に規定された教育職員、特別任用教員および有期・無期職員就業規則に規定された特別任用教員（以下「専任教員等」という。）として研究に従事した期間

（2）　研究所などにおいて研究に従事した期間

（3）　大学院学生として研究活動を行った期間

（4）　大学院修士課程（博士前期課程）修了後または博士課程（博士後期課程）退学後、大学院研究生として研究活動を行った期間

（5）　その他大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が認める期間

（学位審査の手続）

第 5 条　論文博士の学位審査は、次に掲げる書類の提出によって行う。

（1）　学位審査願　1部

（2）　博士学位論文　7部

（3）　博士学位論文要旨　5部

（人文社会学研究科）　A４用紙で３４×３０　８，０００字程度

（4）　論文目録　5部

（5）　研究業績一覧およびその概要　5部

（6）　第３条第２号にいう業績　5部

（7）　履歴書　5部

（8）　本大学院博士課程論文指導担当専任教員の推薦書　1部

（9）　審査手数料領収書　1部（コピー１部）

2　前項第２号にいう博士学位論文とは、未公刊の学術論文のほか、学位審査申請日から遡って５年以内に公刊された単著をいう。

3　論文博士の学位審査申請に当たっては、学位規程の別表に定める論文審査料を納付しなければならない。ただし、本学専任教員等については、これを免除することができる。

4　受理した本条第１項に掲げる申請書類は返還しない。ただし、第６号は除く。

5　本学専任教員等が論文博士の学位審査申請を行う場合、本条第１項に掲げる書類のうち、第８号以下の書類を免除することができる。

（申請の時期）

第 6 条　論文博士の学位審査申請の時期は、年２回、４月および９月とする。

（申請の受理）

第 7 条　学位審査申請があったとき、当該研究科委員会は、当該論文に関連ある領域を専門とする専任教員等２名以上を選出し、その者によって受理の可否について審査する。

2　審査結果に基づき、構成員の３分の２以上が出席する研究科委員会において、出席者の３分の２以上の賛成によって、受理の可否を議決する。

3　研究科委員会は、前項の決定内容について、決定後速やかに申請者に通知する。

4　学位授与申請の受理の可否についての通知は、原則として申請手続き完了日から３ヶ月以内に行うものとする。

（審査）

第 8 条　研究科委員会は、前条において学位審査申請の受理が可決されたとき、学力の確認、論文の審査、最終試験を行い、学位授与の可否について審査する。

2　最終試験は、博士学位論文を中心として、これに関連ある専門分野の科目について口頭試問により行う。

3　学力の確認は、博士学位論文に関連のある専攻分野の科目および外国語について、筆答または口頭試問によって行う。ただし、本条第１項において当該研究科委員会が認めたときは学力の確認を免除することができる。

（審査委員会）
第 9 条　前条の審査に当たって、当該研究科委員会は申請者ごとに論文審査委員会を設置する。
2　論文審査委員会は、博士学位論文の領域を専門とする教員３名以上により編成し、１名を主査、他を副査とする。
3　博士学位論文の内容に照らし研究科委員会が必要と認めるときは、他の大学院研究科または研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。この委嘱は研究科長がこれを行う。
（審査の期限）
第１０条　この細則第８条に規定する審査は、学位審査申請受理後１年以内に終了しなければならない。
2　ただし、特別の事由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該研究科委員会の議を経て、その期限を延長することができる。
（審査結果の報告）
第１１条　論文審査委員会は、審査終了後速やかに、審査および学位授与の可否判定の結果について、主査、副査の連名により報告書を作成し研究科委員会に報告しなければならない。審査結果の報告は、原則として主査が行うが、他の審査委員も補足説明を行うことができる。
（学位授与の議決）
第１２条　当該研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき、構成員の３分の２以上が出席する当該研究科委員会において、出席者の３分の２以上の賛成によって、学位授与の可否を議決する。
（学位授与の議決結果の通知）
第１３条　学長は、前条議決内容について、決定後速やかに申請者に通知する。
（学位の授与）
第１４条　学長は、学位授与を決定した者に所定の学位記を授与する。
（博士論文等の公表）
第１５条　学長は、学位規程第１３条により、博士学位を授与した日から３ヶ月以内に、博士論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。
2　博士の学位を授与された者は、学位規程第１４条第１項により、学位を授与された日から１年以内に博士論文をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りではない。
3　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその論文の内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。
（細則の改廃）
第１６条　この細則の改廃は、研究科委員会の議を経て行う。

附　則

1　この細則は、平成２２年４月１日からこれを施行する。

2　この細則は、平成３０年４月１日から一部改正し施行する。

3　この細則は、令和２年４月１日から一部改正し施行する。

ただし、令和２年３月３１日満期退学の学生についてはなお、従前の例による。

四天王寺大学ティーチング・アシスタント実施要項

（趣　旨）

第１条　四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部学生スタッフに関する規程第４条に基づき、四天王寺大学および四天王寺大学大学院（以下「本学という。）の教育効果を高めるため、教員の教育補助業務に従事するティーチング･アシスタント（以下「ＴＡ」という。）について必要な事項を定める。

（定　義）

第２条　この要項におけるＴＡとは、所定の手続を経て期間の定めのある雇用契約を締結し、教員の補助者として授業に関する教育補助業務に従事する者をいう。

（職　務）

第３条　ＴＡは、授業科目の担当者の指示監督のもとで、次の各号に掲げる教育補助業務に従事する。

（１）　学部において必要と認める授業科目の補助業務及び学部学生に対する学修上の相談及び指導

（２）　修士課程において必要と認める授業科目の補助業務及び修士課程学生に対する学修上の相談及び指導

（３）　その他特に必要と認める教育補助業務

（資　格）

第４条　ＴＡは、本学大学院に在籍する者とする。

（採用申請）

第５条　授業科目の担当者は、第３条第１号又は第２号、第３号の授業等の補助を必要とするときは、「ティーチング・アシスタント（ＴＡ）採用願（様式１）」を部局長へ提出しなければならない。

２　部局長は､提出された「ティーチング･アシスタント（ＴＡ）採用願（様式１）」に基づき、ＴＡの採用計画を教務委員会に諮り、ＴＡの募集を研究科長に依頼する。

（募　集）

第６条　研究科長は、前条により依頼のあった授業科目につき、ＴＡの募集を行う。

（応　募）

第７条　ＴＡに従事することを希望する者は、次の書類を研究指導教員の許可を受けたうえで、教務部長に提出しなければならない。

（１）「ティーチング・アシスタント（ＴＡ）申請書（様式２）」

（２）　その他本学が必要とする書類

（選　考）

第８条　ＴＡの選考は、提出された「ティーチング・アシスタント（ＴＡ）申請書（様式２）」に基づき、教務委員会において選考し、学長へ報告する。

（採　用）

第９条　ＴＡの採用は、学長の申請に基づき理事長が任命する。

２　勤務期間は、学期（夏学期、冬学期）単位とし、再契約することができる。

（勤務時間）
第 10 条　ＴＡ １人あたりの担当は週８ 時間以内とする。
（給　与）
第 11 条　ＴＡの給与は、別に定める。
　　２　交通費は原則として支給しない。
（契約解除）
第 12 条　ＴＡに採用された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、雇用期間中であっても契約を解除する。
（１）　休学または退学となったとき
（２）　除籍または懲戒処分を受けたとき
（３）　勤務実績がよくないと判断されたとき
（４）　学生自身から申し出があり、受理されたとき
（５）　その他、職務遂行が不可能と判断されたとき
（禁止事項）
第 13 条　科目担当者は、下記の業務をＴＡに委ねてはならない。
（１）　試験の採点及び最終評価の決定
（２）　授業の代講及び補講
（３）　シラバスの作成・授業計画
（４）　その他担当する授業にかかわらない業務
（その他）
第 14 条　この実施要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則
この要項は、令和２年４月１日から施行する。

令和 2 年度　履修要覧

発　行　四天王寺大学大学院
編　集　教　務　部
住　所　〒583-8501
大阪府羽曳野市学園前3-2-1
ＴＥＬ　072-956-3181（代）